

2024年4月版

日本生命 保険税務のしおり

ニッセイ キーマンプラン税務のしおり

⚠️ ご注意ください

当冊子に記載されている経理処理は、2019年7月8日以降にご契約いただいた場合、および2019年7月8日以降のご契約について各種手続を行った場合の取扱いです。なお、保険期間が終身の入院総合保険およびがん医療保険については、2019年10月8日以降にご契約いただいた場合、および2019年10月8日以降のご契約について各種手続を行った場合が対象となります。

日本生命 保険税務のしおり

ニッセイ キーマンプラン税務のしおり

税務の取扱いに関するご留意点

- 税務の取扱い等については、2024年2月時点の税制・関係法令等に基づき記載しております。
- 今後、税務の取扱い等が変わる場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。
- 個別の税務取扱等については（顧問）税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。



日本生命保険相互会社

本店：〒541-8501 大阪市中央区今橋3-5-12
東京本部：〒100-8288 東京都千代田区丸の内1-6-6

生命保険のお手続きやお問合せにつきましては
0120-201-021（ニッセイコールセンター）

ニッセイホームページ <https://www.nissay.co.jp>

監修 ●追中 徳久（税理士）
●登美 武（公認会計士）
●松木謙一郎（公認会計士・税理士）
●山形 章（公認会計士・税理士）

（㊞）日本 24-396.24/3/25, 営業教育部（No.5032）<2024.4>

日本生命保険相互会社

日本生命 保険税務のしおり

—— ニッセイ キーマンプラン税務のしおり ——

厳しい経済状況が続く中で、企業経営の核となられる方々への期待と信頼は

ますます大きくなってきております。またその責任は、そのまま会社の信用

のみならず、社会的な広がりを持っているといっても過言ではありません。

当社では、そのような重責を担う企業経営の核となられる方々に、保険商品

を通じて万一の保障や資金準備といった安心をご提供させていただければと

考えております。

当冊子では、当社が提供している保険商品の税務（会計処理）について、ご

説明いたします。

- 当冊子に掲載されている経理処理は 2019 年 7 月 8 日以降にご契約いただいた場合が対象となります。
なお、保険期間が終身の入院総合保険およびがん医療保険については、2019 年 10 月 8 日以降にご契約いただいた場合が対象となります。詳しくは P95 の「ご参考 改正通達の適用時期について」をご参照ください。
- 当冊子に掲載されている経理処理は、契約月と事業年度開始月が一致している契約の場合です。
月払契約で契約月が事業年度開始月と一致しない場合、契約初年度は原則として契約月から決算月までの月数分のみ経理処理していただく等の必要があります。（例えば、1 月契約で 3 月末決算の場合、1 ～ 3 月の 3 カ月分）ただし、短期前払費用（法人税基本通達 2-2-14 参照）に該当する年払契約の場合は、契約月が事業年度開始月と一致しない場合でも保険料支払時に支払った保険料全額を経理処理することが認められています。
- 当冊子では、保険料などの取扱いおよび経理処理（例）を記載しておりますが、勘定科目は一般的に使用されており、適切と思われるものを使用しております。

目次

第一章 各保険種類における経理処理

各保険種類における経理処理のまとめ	3
当社商品における税務の取扱いについて	7

1. 定期保険および第三分野保険の経理処理	
1-1. ①長期定期保険（スーパーフェニックス）・ ②傷害保障重点期間設定型長期定期保険（プラチナ フェニックス）・③通増定期保険・⑤みらいのカタチ [定期・新3大疾病保障(死亡保障100%型)（有期）・ 介護保障(有期)・身体障がい保障] の経理処理	8
1-2. ④長期定期保険（ジャストタム）の経理処理	14
1-3. ⑥みらいのカタチ[入院総合(有期)・がん医療(有期)・入院 継続時収入サポート・認知症保障(有期)]の経理処理	23
1-4. ⑦みらいのカタチ[入院総合（終身）・がん医療（終身）・ 認知症保障(終身)]の経理処理	26
1-5. ⑧みらいのカタチ [生存給付金付定期] の経理処理	29
2. その他商品の経理処理	
2-1. ⑨みらいのカタチ [終身] の経理処理	32
2-2. ⑩みらいのカタチ [新3大疾病保障(死亡保障100%型) （終身）・介護保障(終身)] の経理処理	34
2-3. ⑪みらいのカタチ [養老] の経理処理	44
2-4. ⑫みらいのカタチ [年金] の経理処理	48
2-5. ⑬みらいのカタチ [パッケージプラン] の経理処理	52
2-6. ⑭低解約払戻金型長寿生存保険（グランエイジ）の経理処理	56

第二章 各種制度を利用した場合の経理処理

1. 名義変更をした場合の経理処理(所得税基本通達36-37)	60
2. 契約貸付に関する経理処理	66
3. 保障見直し制度を利用した場合の経理処理	67
4. 一部保障見直し制度を利用した場合の経理処理	78
5. 保障追加制度を利用した場合の経理処理	82
6. 保険金額等を減額した場合の経理処理	84
7. 終身変更制度を利用した場合の経理処理	85
8. 払済保険に変更した場合の経理処理	87
9. 保険料前納制度を利用した場合の経理処理	90
10. 保険料頭金制度を利用した場合の経理処理	91
11. 特別条件付契約の保険料の経理処理	92

第三章 根拠基本通達・個別通達

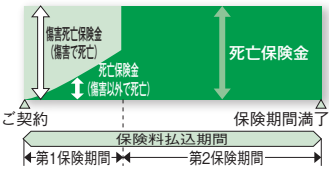
「定期保険及び第三分野に係る保険料の取扱い」	93
ご参考 改正通達の適用時期について	95
ご参考 定期保険等の保険料に相当多額の前払部分の保険料が含まれる場合の取扱いにおける、 年換算保険料相当額が30万円以下か否かの判定方法について	96
ご参考 「契約内容の変更」に該当する取扱いについて	96
ご参考 「契約内容の変更」に伴う具体的な処理について	97
ご参考 解約返戻金相当額のない短期払の定期保険又は第三分野保険における、 当該事業年度に支払った保険料の額が30万円以下か否かの判定方法について	97
「法人契約の生命保険に係る税務取扱い」	98
法人が契約する個人年金保険に係る法人税の取扱いについて	98
身体の傷害に基因して支払いを受ける給付金等の取扱いについて	100
保険契約等に関する権利の評価	100

各保険種類における経理処理のまとめ

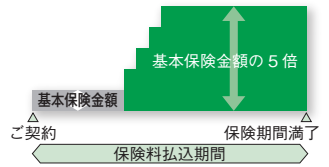
① 長期定期保険
(スーパーフェニックス)



② 傷害保障重点期間設定型
長期定期保険
(プラチナフェニックス)



③ 逓増定期保険



④ 長期定期保険(短期払)
(ジャストタム)



P8へ

受取人	法人	役員・従業員の遺族*1
経理処理 が必要な時		
保険料支払時	以下の①～④のタイプに区分し、経理処理を行う タイプ①：最高解約返戻率*2が50%以下となる場合 タイプ②：最高解約返戻率が50%超70%以下となる場合 タイプ③：最高解約返戻率が70%超85%以下となる場合 タイプ④：最高解約返戻率が85%超となる場合	

P14へ

受取人 経理処理 が必要な時	法人	役員・従業員の遺族*1
保険料支払時 (保険料払込期間中)	○支払保険料の全額を資産計上し、その金額から「経理処理上の当期分保険料」*3を取崩す ○取崩した「経理処理上の当期分保険料」について、以下の①～④のタイプに区分し、経理処理を行う タイプ①：最高解約返戻率*2が50%以下となる場合 タイプ②：最高解約返戻率が50%超70%以下となる場合 タイプ③：最高解約返戻率が70%超85%以下となる場合 タイプ④：最高解約返戻率が85%超となる場合	
保険料払込期間満了後	○保険料払込期間中に資産計上した前払保険料の累計額から、「経理処理上の当期分保険料」*3を取崩す ○取崩した「経理処理上の当期分保険料」について、以下の①～④のタイプに区分し、経理処理を行う タイプ①：最高解約返戻率*2が50%以下となる場合 タイプ②：最高解約返戻率が50%超70%以下となる場合 タイプ③：最高解約返戻率が70%超85%以下となる場合 タイプ④：最高解約返戻率が85%超となる場合	

⑤ みらいのカタチ
[定期・新3大疾病保障(死亡保障100%型)(有期)・介護保障(有期)・身体障がい保障]

- 定期
- 新3大疾病保障(死亡保障100%型)
- 介護保障
- 身体障がい保障

P52へ

受取人 経理処理 が必要な時	法人	役員・従業員および 役員・従業員の遺族*1
保険料支払時	保険契約毎に、以下の①～④のタイプに区分し、経理処理を行う タイプ①：最高解約返戻率*2が50%以下となる場合 タイプ②：最高解約返戻率が50%超70%以下となる場合 タイプ③：最高解約返戻率が70%超85%以下となる場合 タイプ④：最高解約返戻率が85%超となる場合	

⑥ みらいのカタチ
[入院総合(有期)・がん医療(有期)入院継続時収入サポート・認知症保障(有期)]

- 入院総合
- がん医療
- 入院継続時収入サポート
- 認知症保障

P23へ

経理処理が必要な時	受取人	法人	役員・従業員および役員・従業員の遺族*1
保険料支払時	全額を損金に算入		

⑦ みらいのカタチ
[入院総合(終身)・がん医療(終身)・認知症保障(終身)]

- 入院総合
- がん医療
- 認知症保障

P26へ

経理処理が必要な時	受取人	法人	役員・従業員および役員・従業員の遺族*1
保険料支払時 (保険料払込期間中)	○支払保険料の全額を資産計上し、その金額から「経理処理上の当期分保険料」*3を取崩す ○取崩した「経理処理上の当期分保険料」を損金に算入 ※入院総合保険・がん医療保険について、1被保険者あたりの当該事業年度の支払保険料が30万円以下(複数契約(他社含む))に加入している場合はそれらも合算)の場合は全額損金算入		
保険料払込期間満了後	保険料払込期間中に資産計上した前払保険料の累計額を保険料払込期間満了後から計算上の保険期間*4満了までの期間で均等に取崩して損金に算入		

*1 役員または特定の従業員のみを被保険者としている場合等には、当該保険料の額は当該役員または従業員の給与となりますので、保険料の全額を給料・報酬として経理処理してください。給料・報酬として処理された額は、当該被保険者の給与所得として所得税等の課税対象となります。なお、被保険者が役員等の場合、役員給与については損金算入できない金額には限度がありますのでご注意ください。(役員または従業員の全部または大部分が同族関係者である法人については、たとえその役員または従業員の全部を対象として保険に加入する場合であっても、その保険料の額のうちその同族関係者である役員または従業員に係る部分の金額については、これらの者に対する給与となります。)

*2 最高解約返戻率とは、保険期間中の解約返戻率のうち、最も高くなる解約返戻率をいいます。解約返戻率は、解約払戻金額を払込保険料の合計額で除した割合であり、各保険年度末における割合を用います。

*3 経理処理上の当期分保険料＝年払保険料×保険料払込期間÷保険期間(月払契約の場合は、月払保険料×(保険料払込期間×12)÷(保険期間×12))

*4 計算上の保険期間とは、契約日から被保険者の年齢が116歳になる日までとなります。

各保険種類における経理処理のまとめ

当社商品における税務の取扱いについて

- 1-1. ①長期定期保険(スーパーフェニックス)・②傷害保障重点期間設定型長期定期保険(プラチナフェニックス)・③逓増定期保険・⑥みらいのカタチ[定期・新3大疾病保障(死亡保障100%型)(有期)・介護保障(有期)・身体障がい保障]の経理処理
 - 1-2. ④長期定期保険(ジャストタム)の経理処理
 - 1-3. ⑥みらいのカタチ[入院総合(有期)・がん医療(有期)・入院継続時収入サポート・認知症保障(有期)]の経理処理
 - 1-4. ⑦みらいのカタチ[入院総合・がん医療・認知症保障(終身)]の経理処理
 - 1-5. ⑧みらいのカタチ[生存給付金付定期]の経理処理
 - 2-1. ⑨みらいのカタチ[終身]の経理処理
 - 2-2. ⑩みらいのカタチ[新3大疾病保障・(死亡保障100%型)(終身)・介護保障(終身)]の経理処理
 - 2-3. ⑪みらいのカタチ[養老]の経理処理
 - 2-4. ⑫みらいのカタチ[年金]の経理処理
 - 2-5. ⑬みらいのカタチ[パッケージプラン]の経理処理
 - 2-6. ⑭低解約払戻金型長寿生存保険(グランエッジ)の経理処理
- 第二章 各種制度を利用した場合の経理処理
- 1. 名義変更をした場合の経理処理(所得税基本通達 36-37)
 - 2. 契約貸付に関する経理処理
 - 3. 保障見直し制度を利用した場合の経理処理
 - 4. 一部保障見直し制度を利用した場合の経理処理
 - 5. 保障追加制度を利用した場合の経理処理
 - 6. 保険金額等を減額した場合の経理処理
 - 7. 終身変更制度を利用した場合の経理処理
 - 8. 払済保険に変更した場合の経理処理
 - 9. 保険料前納制度を利用した場合の経理処理
 - 10. 保険料頭金制度を利用した場合の経理処理
 - 11. 特別条件付契約の保険料の経理処理

⑧ **みらいのカタチ**
[生存給付金付定期]

P29へ

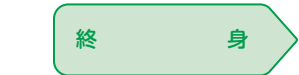


受取人	法人
経理処理が必要な時	
保険料支払時	以下の①～④のタイプに区分し、経理処理を行う タイプ①：最高解約返戻率*1が50%以下となる場合 タイプ②：最高解約返戻率が50%超70%以下となる場合 タイプ③：最高解約返戻率が70%超85%以下となる場合 タイプ④：最高解約返戻率が85%超となる場合 ※最高解約返戻率の算出にあたっては、解約払戻金に生存給付金を含めて計算

(注) 受取人を役員・従業員の遺族とした場合の支払保険料の経理処理については、所轄の国税局・税務署等へご確認ください。

⑨ **みらいのカタチ**
[終身]

P32へ



受取人	法人	役員・従業員の遺族
経理処理が必要な時		
保険料支払時	資産計上	給与*2

⑩ **みらいのカタチ**
[新3大疾病保障(死亡保障100%型)(終身)・介護保障(終身)]

P34へ



受取人	法人	役員・従業員および役員・従業員の遺族*3
経理処理が必要な時		
保険料支払時 (保険料払込期間中)	○支払保険料の全額を資産計上し、その金額から「経理処理上の当期分保険料」を取崩す ○取崩した「経理処理上の当期分保険料」*5について、以下の①～④のタイプに区分し、経理処理を行う タイプ①：最高解約返戻率*1が50%以下となる場合 タイプ②：最高解約返戻率が50%超70%以下となる場合 タイプ③：最高解約返戻率が70%超85%以下となる場合 タイプ④：最高解約返戻率が85%超となる場合	
保険料払込期間満了後	○保険料払込期間中に資産計上した前払保険料の累計額から、「経理処理上の当期分保険料」*5を取崩す ○取崩した「経理処理上の当期分保険料」について、以下の①～④のタイプに区分し、経理処理を行う タイプ①：最高解約返戻率*1が50%以下となる場合 タイプ②：最高解約返戻率が50%超70%以下となる場合 タイプ③：最高解約返戻率が70%超85%以下となる場合 タイプ④：最高解約返戻率が85%超となる場合	

※⑨みらいのカタチ[終身]と同様の経理処理を行っても差支えありません。

⑪ **みらいのカタチ**
[養老]

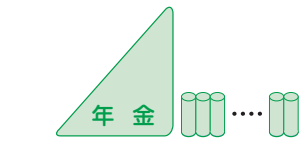
P44へ



受取人 経理処理 が必要な時	死亡保険金	満期保険金	死亡保険金	満期保険金	死亡保険金	満期保険金
	法人		役員・従業員 の遺族	役員・従業員	役員・従業員 の遺族	法人
保険料支払時	資産計上		給与* ²		1/2資産計上 1/2損金算入* ³	

⑫ **みらいのカタチ**
[年金]

P48へ



経理処理 が必要な時	受取人	死亡保険金	年金	死亡保険金	年金	死亡保険金	年金
	法人		役員・従業員 の遺族	役員・従業員	役員・従業員 の遺族	法人	
保険料支払時	資産計上		給与*2		9/10資産計上 1/10損金算入*3		

⑬ **みらいのカタチ**
[パッケージプラン]

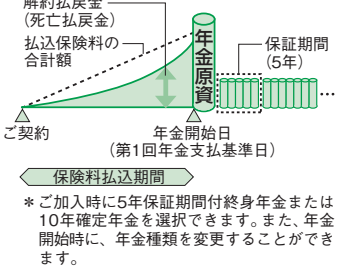
P52へ



受取人	法人	役員・従業員および役員・従業員の遺族*3
経理処理が必要な時	資産計上	給与*2
保険料支払時	終身保険の保険料 ・定期保険 ・新3大疾病保障保険(死亡保障100%型) ・身体障がい保障保険 ・介護保障保険 の保険料 ・新3大疾病保障保険(死亡保障10%型) ・特定重度疾病保障保険 ・入院総合保険 ・特定損傷保険 の保険料	保険契約毎に、以下の①～④のタイプに区分し、経理処理を行う タイプ①：最高解約返戻率*1が50%以下となる場合 タイプ②：最高解約返戻率が50%超70%以下となる場合 タイプ③：最高解約返戻率が70%超85%以下となる場合 タイプ④：最高解約返戻率が85%超となる場合 全額を損金に算入*3

⑭ **低解約払戻金型長寿生存保険**
(グランエイジ)

P56へ



受取人 経理処理 が必要な時	死亡払戻金	年金	死亡払戻金	年金
	法人		役員の遺族	法人
保険料支払時	資産計上		9/10資産計上 1/10給与*4	

- *1 最高解約返戻率とは、保険期間の解約返戻率のうち、最も高くなる解約返戻率をいいます。解約返戻率は、解約払戻金額を払込保険料の合計額で除した割合であり、各保険年度末における割合を用います。
- *2 保険料の全額を給料・報酬として経理処理してください。給料・報酬として処理された額は、当該被保険者の給与所得として所得税等の課税対象となります。なお、被保険者が役員等の場合、役員給与については損金算入できる金額には限度がありますのでご注意ください。
- *3 役員または特定の従業員のみを被保険者としている場合等には、当該保険料の額は当該役員または従業員の給与となりますので、給料・報酬として経理処理してください。給料・報酬として処理された額は、当該被保険者の給与所得として所得税等の課税対象となります。なお、被保険者が役員等の場合、役員給与については損金算入できる金額には限度がありますのでご注意ください。(役員または従業員の全部または大部分が同族関係者である法人については、たとえその役員または従業員の全部を対象として保険に加入する場合であっても、その保険料の額のうちの同族関係者である役員または従業員に係る部分の金額については、これらの者に対する給与となります。)
- *4 給料・報酬として処理された額は、当該被保険者の給与所得として所得税等の課税対象となります。なお、被保険者が役員等の場合、役員給与については損金算入できる金額には限度がありますのでご注意ください。
- *5 経理処理上の当期分保険料 = 年払保険料 × 保険料払込期間 ÷ 保険期間(月払契約の場合は、月払保険料 × (保険料払込期間 × 12) ÷ (保険期間 × 12))

第一章
各保険種類における
経理処理

各保険種類における
経理処理のまとめ

当社商品における税務の
取扱いについて

1-1. ①長期定期保険(スーパーフェニックス)・②傷害保障重点期間設定型長期定期保険(プラチナフェニックス)・③通増定期保険・④みらいのカタチ[定期・新3大疾病保障(死亡保障100%型)(有期)・介護保障(有期)・身体障がい保障]の経理処理

1-2. ④長期定期保険(ジャストタム)の経理処理

1-3. ⑥みらいのカタチ[入院総合(有期)・がん医療(有期)・入院継続時収入サポート・認知症保障(有期)]の経理処理

1-4. ⑦みらいのカタチ[入院総合・がん医療・認知症保障(終身)]の経理処理

1-5. ⑧みらいのカタチ[生存給付金付定期]の経理処理

2-1. ⑨みらいのカタチ[終身]の経理処理

2-2. ⑩みらいのカタチ[新3大疾病保障・死亡保障100%型(終身)・介護保障(終身)]の経理処理

2-3. ⑪みらいのカタチ[養老]の経理処理

2-4. ⑫みらいのカタチ[年金]の経理処理

2-5. ⑬みらいのカタチ[パッケージプラン]の経理処理

2-6. ⑭低解約払戻金型長寿生存保険(グランエイジ)の経理処理

第二章
各種制度を利用した
場合の経理処理

1. 名義変更をした場合の経理処理
(所得税基本通達 36-37)

2. 契約貸付に関する
経理処理

3. 保障見直し制度を利用
した場合の経理処理

4. 一部保障見直し制度を
利用した場合の経理処理

5. 保障追加制度を利用
した場合の経理処理

6. 保険金額等を減額
した場合の経理処理

7. 終身変更制度を利用
した場合の経理処理

8. 払済保険に変更した
場合の経理処理

9. 保険料前納制度を利用
した場合の経理処理

10. 保険料頭金制度を利用
した場合の経理処理

11. 特別条件付契約の
保険料の経理処理

第三章
根拠基本通達・個別通達

当社商品における税務の取扱いについて

『「法人税基本通達等の一部改正について」（法令解釈通達）』等の主な取扱い

『法人税基本通達 9-3-5（定期保険及び第三分野保険に係る保険料）』『9-3-5 の 2（定期保険等の保険料に相当多額の前払部分の保険料が含まれる場合の取扱い）』等の主な取扱いは以下のとおりとなります。

保険料を支払った場合、下表の保険契約の最高解約返戻率^{*1}の区分に応じて、それぞれ以下のとおり経理処理を行います。

- (1) 当該事業年度に下表の資産計上期間がある場合、支払保険料のうち、下表の資産計上額を資産に計上し、残額を損金算入します。
- (2) 当該事業年度が、下表の資産計上期間および資産取崩期間の間の期間(全額損金算入期間)にある場合、支払保険料全額を損金算入します。
- (3) 当該事業年度に下表の資産取崩期間がある場合、支払保険料全額を損金算入します。
また、(1) で資産に計上した金額の累計額を、下表の資産取崩期間で均等に取崩し、損金算入します。

タイプ	最高解約 返戻率	資産計上期間*3	資産計上額	資産取崩期間*3
①	50% 以下	全期間にわたり、資産計上不要(支払保険料全額を損金算入)		
②	50% 超 70% 以下 *2	保険期間開始から 当初4割相当期間まで	支払保険料×0.4 (残額を損金算入)	保険期間の当初7.5割 相当期間経過後から 保険期間満了日まで
③	70% 超 85% 以下		支払保険料×0.6 (残額を損金算入)	
④	85% 超	I：保険期間開始から最高解約 返戻率となる期間(保険年度) まで II：Iの期間経過後において、年 換算保険料相当額*4に対する 解約払戻金の年間増加割合*5 が7割を超える期間があれば、 保険期間開始からその期 間まで III：IまたはIIの期間が5年未満 の場合は、5年間 (保険期間10年未満の場合 は、保険期間の1/2期間)	●契約日から10年間： 支払保険料×最高解約返 戻率×0.9 (残額を損金算入) ●契約日から11年目以降： 支払保険料×最高解約返 戻率×0.7 (残額を損金算入)	解約払戻金額が最も 高い金額となる期間 経過後から保険期間 満了日まで ただし、Ⅲの場合、 資産計上期間の経過 後から保険期間満了 日まで

●タイプ⑤ 【解約払戻金相当額のない(ごく少額の払戻金がある場合を含む)かつ短期払の定期保険または第三分野保険】
支払保険料を全額資産計上したうえで、保険料支払時に一定額を取崩し、損金に算入してください。
ただし、1 被保険者あたりの当該事業年度の支払保険料の合計額が 30 万円以下の場合、保険料全額を損金に算入してください。
1 被保険者が複数のご契約に加入している場合(他社契約含む)合計額で判定します。なお、認知症保障保険(終身)は当取扱いの対象外です。

●タイプ⑥ 【対象商品：終身保険、年金保険、養老保険】
支払保険料全額を資産計上してください。なお、保険金等の受取人がすべて法人である場合に限ります。

- * 1 最高解約返戻率とは、保険期間中の解約返戻率のうち、最も高くなる解約返戻率をいいます。
解約返戻率は、解約払戻金額を払込保険料の合計額で除した割合であり、各保険年度末における割合を用います。
- * 2 1 被保険者あたりの年換算保険料相当額が 30 万円以下の場合、支払保険料全額を損金に算入してください。なお、1 被保険者がタイプ②に該当する複数のご契約(他社も含む)に加入している場合、それらの合計額で判定します。
- * 3 実際の経理処理に際しては、各期間について年末満の端数が生じる場合、月単位で経理処理してください。
なお、資産計上期間については月末満の端数を切捨て、資産取崩期間については月末満の端数を切上げてください。
- * 4 年換算保険料相当額とは、その保険の保険料の総額を保険期間の年数で除した金額をいいます。
- * 5 以下の算式にて計算します。
(当年度の解約払戻金相当額－前年度の解約払戻金相当額)÷年換算保険料相当額

1-1.定期保険〔^①長期定期保険(スーパーフェニックス) ^②傷害保障重点期間設定型長期定期保険^③遡増定期保険^⑤みらいのカタチ(定期・新3大疾病保障(死亡保障 100% 型) (有期)・介護保障(有期)・身体障がい保障)〕の経理処理

契約形態Ⅰ		契約形態Ⅱ	
契約者	法人	契約者	法人
被保険者	役員・従業員	被保険者	役員・従業員
死亡保険金受取人	法人	死亡保険金受取人	役員・従業員の遺族

※給付金および生前給付型保険金の受取人は以下のとおりです。

契約形態Ⅰ：契約者
契約形態Ⅱ：被保険者

1. 保険料支払時

タイプ①：最高解約返戻率が 50% 以下となる場合

全期間にわたり、支払保険料の全額を定期保険料として損金に算入してください。

例	月払保険料として 20 万円を支払った。	借方	貸方
		定期保険料 20 万円	当座預金 20 万円

タイプ②：最高解約返戻率が 50%超 70%以下となる場合

※ 被保険者 1 名あたりの年換算保険料相当額が 30 万円以下の場合(タイプ②に該当する複数のご契約(他社商品も含む)に加入されている場合はそれらを合算して判定します。)は、タイプ①と同様の取扱いとなります。なお、当ページ記載の例では、以下の計算式から年換算保険料相当額が 30 万円超となるため、タイプ②の取扱いとなります。

年換算保険料相当額：月払保険料× 12 カ月×保険料払込期間÷保険期間(20 万円× 12 カ月× 60 年÷ 60 年＝240 万円)

[各例における前提：●保険期間 60 年 ●最高解約返戻率 65%]

A. 保険期間の当初 4 割相当期間

支払保険料の 4 / 10 を前払保険料として資産計上し、残額を定期保険料として損金に算入してください。

例	月払保険料として 20 万円を支払った。	保険期間の当初 4 割相当期間(＝24 年)	
		借方	貸方
		前払保険料 8 万円 定期保険料 12 万円	当座預金 20 万円
		●前払保険料の計上額：・・・20万円×4 / 10＝8万円	

B. 保険期間の当初 4 割相当期間経過後から当初 7.5 割相当期間まで

支払保険料の全額を定期保険料として損金に算入してください。

例	月払保険料として 20 万円を支払った。	保険期間の当初 4 割相当期間経過後から当初 7.5 割相当期間まで(＝21 年)	
		借方	貸方
		定期保険料 20 万円	当座預金 20 万円

C. 保険期間の当初 7.5 割相当期間経過後から保険期間満了日まで

支払保険料の全額を定期保険料として損金に算入してください。あわせて、A の期間で資産に計上した前払保険料の累計額をこの期間で均等に取崩して定期保険料として損金に算入してください。

例	月払保険料として 20 万円を支払った。 あわせて A の期間で資産に計上した前払保険料の累計額(2,304 万円)を C の期間(15 年)で均等に取崩し損金に算入した。	保険期間の当初 7.5 割相当期間経過後から保険期間満了日まで(＝15 年)	
		借方	貸方
		定期保険料 32.8 万円	当座預金 20 万円 前払保険料 12.8 万円

＜前払保険料の取崩額について＞

- A の期間に資産に計上した前払保険料の累計額
- C の期間で均等に取崩す額・・・2,304 万円÷(12 カ月×15 年)＝12.8 万円

各保険種類における経理処理のまとめ

当社商品における税務の取扱いについて

1-1. ①長期定期保険(スーパーフェニックス)・②傷害保障重点期間設定型長期定期保険(ブラチフェニックス)・③遡増定期保険・⑤みらいのカタチ[定期・新3大疾病保障(死亡保障 100% 型) (有期)・介護保障(有期)・身体障がい保障]の経理処理

1-2. ④長期定期保険(ジャストタム)の経理処理

1-3. ⑥みらいのカタチ[入院総合(有期)・がん医療(有期)・入院継続時収入サポート・認知症保障(有期)]の経理処理

1-4. ⑦みらいのカタチ[入院総合・がん医療・認知症保障(終身)]の経理処理

1-5. ⑧みらいのカタチ[生存給付金付定期]の経理処理

2-1. ⑨みらいのカタチ[終身]の経理処理

2-2. ⑩みらいのカタチ[新3大疾病保障・(死亡保障 100% 型) (終身)・介護保障(終身)]の経理処理

2-3. ⑪みらいのカタチ[養老]の経理処理

2-4. ⑫みらいのカタチ[年金]の経理処理

2-5. ⑬みらいのカタチ[パッケージプラン]の経理処理

2-6. ⑭低解約払戻金型長寿生存保険(グランエイジ)の経理処理

1. 名義変更をした場合の経理処理(所得税基本通達 36-37)

2. 契約貸付に関する経理処理

3. 保障見直し制度を利用した場合の経理処理

4. 一部保障見直し制度を利用した場合の経理処理

5. 保障追加制度を利用した場合の経理処理

6. 保険金額等を減額した場合の経理処理

7. 終身変更制度を利用した場合の経理処理

8. 払済保険に変更した場合の経理処理

9. 保険料前納制度を利用した場合の経理処理

10. 保険料頭金制度を利用した場合の経理処理

11. 特別条件付契約の保険料の経理処理

タイプ③：最高解約返戻率が 70% 超 85% 以下となる場合

[各例における前提：●保険期間 60 年 ●最高解約返戻率 75%]

A. 保険期間の当初 4 割相当期間

支払保険料の 6 / 10 を前払保険料として資産計上し、残額を定期保険料として損金に算入してください。

例

月払保険料として 20 万円を支払った。

保険期間の当初 4 割相当期間 (= 24 年)

借方		貸方	
前払保険料	12 万円	当座預金	20 万円
定期保険料	8 万円		

●前払保険料の計上額・・・20 万円× 6 / 10 = 12 万円

B. 保険期間の当初 4 割相当期間経過後から当初 7.5 割相当期間まで

支払保険料の全額を定期保険料として損金に算入してください。

例	月払保険料として 20 万円を支払った。	保険期間の当初 4 割相当期間経過後から当初 7.5 割相当期間まで (= 21 年)			
		借方		貸方	
		定期保険料	20 万円	当座預金	20 万円

C. 保険期間の当初 7.5 割相当期間経過後から保険期間満了日まで

支払保険料の全額を定期保険料として損金に算入してください。あわせて、A の期間で資産に計上した前払保険料の累計額をこの期間で均等に取崩して定期保険料として損金に算入してください。

例

月払保険料として 20 万円を支払った。
あわせて A の期間で資産に計上した前払保険料の累計額 (3,456 万円) を C の期間 (15 年) で均等に取崩し損金に算入した。

保険期間の当初 7.5 割相当期間経過後から保険期間満了日まで (= 15 年)

借方		貸方	
定期保険料	39.2 万円	当座預金 前払保険料	20 万円 19.2 万円

<前払保険料の取崩額について>
●A の期間に資産に計上した前払保険料の累計額
●C の期間で均等に取崩す額

$$\dots 12 \text{ 万円} \times 12 \text{ カ月} \times 24 \text{ 年} = 3,456 \text{ 万円}$$
$$\dots 3,456 \text{ 万円} \div (12 \text{ カ月} \times 15 \text{ 年}) = 19.2 \text{ 万円}$$

タイプ④：最高解約返戻率が 85% 超となる場合

[各例における前提：●保険期間 70 年 ●最高解約返戻率 90% (20 年目に到達)
●解約払戻金の増加割合が 7 割を超える期間 19 年目まで
●解約払戻金額が最も高くなる年度 40 年目]

A * 1. 保険期間開始から最高解約返戻率に達する保険年度までの期間※

※「年換算保険料相当額に対する解約払戻金の年間増加割合が 70% 超の期間」の方が長い場合は、保険期間開始からその期間の終わりまで

<保険期間の当初 10 年間>
「支払保険料×最高解約返戻率× 0.9」を前払保険料として資産計上し、残額を定期保険料として損金に算入してください。

例

月払保険料として 20 万円を支払った。

保険期間開始から当初 10 年間

借方		貸方	
前払保険料	16.2 万円	当座預金	20 万円
定期保険料	3.8 万円		

●前払保険料の計上額・・・20 万円× 90% × 0.9 = 16.2 万円

<ご契約から 11 年目以降>
「支払保険料×最高解約返戻率× 0.7」を前払保険料として資産計上し、残額を定期保険料として損金に算入してください。

例

月払保険料として 20 万円を支払った。

11 年目以降最高解約返戻率に達する保険年度まで (= 10 年)

借方		貸方	
前払保険料	12.6 万円	当座預金	20 万円
定期保険料	7.4 万円		

●前払保険料の計上額・・・20 万円× 90% × 0.7 = 12.6 万円

B * 2. A の期間経過後から解約払戻金額が最も高くなる保険年度まで

支払保険料の全額を定期保険料として損金に算入してください。

例	月払保険料として 20 万円を支払った。	最高解約返戻率に達する保険年度経過後から解約払戻金額が最も高くなる保険年度まで (= 20 年)			
		借方		貸方	
		定期保険料	20 万円	当座預金	20 万円

C. 解約払戻金額が最も高くなる保険年度経過後から保険期間満了日まで

支払保険料の全額を定期保険料として損金に算入してください。あわせて、A の期間で資産に計上した前払保険料の累計額をこの期間で均等に取崩して定期保険料として損金に算入してください。

例

月払保険料として 20 万円を支払った。

あわせて A の期間で資産計上した前払保険料の累計額 (3,456 万円) を C の期間 (30 年) で均等に取崩し損金に算入した。

解約払戻金額が最も高くなる保険年度経過後から保険期間満了日まで (= 30 年)

借方		貸方	
定期保険料	29.6 万円	当座預金 前払保険料	20 万円 9.6 万円

<前払保険料の取崩額について>

● A の期間に資産に計上した前払保険料の累計額

$$126 \text{ 万円} \times 12 \text{ カ月} \times 10 \text{ 年} = 1,944 \text{ 万円}$$

$$126 \text{ 万円} \times 12 \text{ カ月} \times (20 \text{ 年} - 10 \text{ 年}) = 1,512 \text{ 万円}$$

$$1,944 \text{ 万円} + 1,512 \text{ 万円} = 3,456 \text{ 万円}$$

● C の期間で均等に取崩す額

$$3,456 \text{ 万円} \div (12 \text{ カ月} \times 30 \text{ 年}) = 9.6 \text{ 万円}$$

* 1 A の期間が 5 年未満となる場合は、ご契約から 5 年間となります。(この場合で、保険期間が 10 年未満の場合は、保険期間の当初 5 割相当期間が資産計上期間となります。)この場合、A の期間経過後に C に記載の経理処理を行ってください。(B の期間がないため、B の経理処理を行う必要はありません。)
* 2 A の期間と解約払戻金額が最も高くなる保険年度が同一の場合は、A の期間経過後に C に記載の経理処理を行ってください。(B の期間がないため、B の経理処理を行う必要はありません。)

(注)ただし、契約形態Ⅱの場合かつ役員または特定の従業員のみを被保険者としている場合等には、当該保険料の額は当該役員または従業員の給与となりますので、期間の経過にかかわらず全額を給料・報酬として経理処理してください。給料・報酬として処理された額は、当該被保険者の給与所得として所得税等の課税対象となります。なお、被保険者が役員等の場合、役員給与について損金算入できる金額には限度がありますのでご注意ください。

第一章
各保険種類における
経理処理

各保険種類における
経理処理のまとめ

当社商品における税務の
取扱いについて

1-1. ①長期定期保険 (スーパー
フェニックス)・②傷害保障重
点期間設定型長期定期
保険 (プラチナフェニックス)・
③逆増定期保険・⑥みらいの
カタチ [定期・新 3 大疾病保
障 (死亡保障 100% 型) (有
期)・介護保障 (有期)・
身体障がい保障] の経理処理

1-2. ④長期定期保険
(ジャストタム) の
経理処理

1-3. ⑥みらいのカタチ [入
院総合 (有期)・がん医
療 (有期)・入院継続時
収入サポート・認知症
保障 (有期)] の経理処理

1-4. ⑦みらいのカタチ
[入院総合・がん医
療・認知症保障 (終
身)] の経理処理

1-5. ⑧みらいのカタチ
[生存給付金付定
期] の経理処理

2-1. ⑨みらいのカタチ
[終身] の経理処理

2-2. ⑩みらいのカタチ [新 3
大疾病保障・死亡保障
100% 型] (終身)・介護
保障 (終身) の経理処理

2-3. ⑪みらいのカタチ
[養老] の経理処理

2-4. ⑫みらいのカタチ
[年金] の経理処理

2-5. ⑬みらいのカタチ
[パッケージプラン]
の経理処理

2-6. ⑭低解約払戻金型長寿
生存保険 (グランエイジ)
の経理処理

第二章
各種制度を利用した
場合の経理処理

1. 名義変更をした場合の経理処理
(所得税基本通達 36-37)

2. 契約貸付に関する
経理処理

3. 保障見直し制度を利用
した場合の経理処理

4. 一部保障見直し制度を
利用した場合の経理処理

5. 保障追加制度を利用
した場合の経理処理

6. 保険金額等を減額
した場合の経理処理

7. 終身変更制度を利用
した場合の経理処理

8. 払済保険に変更した
場合の経理処理

9. 保険料前納制度を利用
した場合の経理処理

10. 保険料頭金制度を利用
した場合の経理処理

11. 特別条件付契約の
保険料の経理処理

第三章
根拠基本通達・個別通達

2. 配当金

配当金を積立てる場合

配当金を積立てる通知を受けた場合、すでに積立てられた配当金に対してついた利息とあわせて雑収入として益金に算入してください。同時に、同額を配当金積立金として資産に計上してください。

例

当期の配当金 10 万円を新たに積立て、前期までの積立配当金累計に対する利息 2 万円もあわせて積立てる旨の通知を受取った。

借方		貸方	
配当金積立金	12 万円	雑収入	12 万円

積立配当金を引出した場合

積立てた配当金を引出した場合には、配当金積立金からその額を取崩してください。

例

積立配当金 10 万円を引出した。

借方		貸方	
当座預金	10 万円	配当金積立金	10 万円

*配当金積立金に繰入れられていない利息をあわせて引出す場合には、雑収入として益金に算入してください。

3. 保険金受取時

〔契約形態Ⅰの場合〕

死亡保険金受取時^(注)

死亡保険金を受取った場合、前払保険料および配当金積立金の資産計上額を取崩し、死亡時受取額との差額は雑収入として益金に算入してください。

例

死亡保険金および積立配当金 10,150 万円を受取った。このとき、前払保険料は 3,000 万円、配当金積立金は 150 万円とする。

借方		貸方	
当座預金	10,150万円	前払保険料	3,000万円
		配当金積立金	150万円
		雑収入	7,000万円

死亡退職金・弔慰金支払時

法人の退職金・弔慰金規程等により支払った場合、原則としてその金額は退職金・福利厚生費として損金に算入できます。ただし、役員等の場合には、損金算入に限度がありますのでご注意ください。（役員と特殊の関係にある従業員*¹を含みます。当冊子に掲載している他の商品の解約払戻金を退職金として支払った場合の取扱いについても同様となります。）

例

死亡退職金として 3,000 万円、弔慰金として 300 万円を支払った。

借方		貸方	
退職金	3,000万円	当座預金	3,300万円
福利厚生費*2	300万円		

3大疾病保険金・介護保険金・身体障がい保険金の受取時^(注)

例

3大疾病保険金および積立配当金 2,010万円を受取った。このとき、前払保険料は200万円、配当金積立金は10万円とする。

借方		貸方	
当座預金	2,010万円	前払保険料	200万円
		配当金積立金	10万円
		雑収入	1,800万円

- *¹ 役員と特殊の関係にある従業員を含みます。具体的には、以下の者をいいます。
(i) 役員の親族(6 親等内の血族・配偶者・3 親等内の姻族) (iii) (i) および(ii)以外の者で役員から生計の支援を受けているもの
(ii) 役員と事実上婚姻関係と同様の関係にある者 (iv) (ii) および(iii)の者と生計を一にするこれらの者の親族
- *² 原則として業務上の死亡の場合には普通給与の 3 年分相当額、業務上の死亡でない場合は普通給与の半年分相当額を超える弔慰金は、死亡退職金とみなされます。

(注)「1. 保険料支払時」に支払保険料を資産計上している金額がある場合に、その前払保険料を取崩し、保険金あるいは解約時受取金との 差額を雑収入(雑損失)として益金(損金)に算入してください。

3大疾病保険金・介護保険金の年金受取時

(1)年金受取の選択時

前払保険料および配当金積立金の資産計上額を取崩し、保険金額および積立配当金の全額を年金積立保険料(取崩用の資産勘定)へ振替え、資産計上してください。取崩額と年金積立保険料との差額は、雑収入として益金に算入してください。

例

3大疾病保険金および積立配当金の合計額2,010万円を受取ることが確定し、5年確定年金を選択した。
このとき、前払保険料は200万円、配当金積立金は10万円とする。

借方	貸方
年金積立保険料 2,010万円	前払保険料 200万円 配当金積立金 10万円 雑収入 1,800万円

(2)年金受取時

(1)で年金積立保険料として資産計上した金額から以下の算式による金額を取崩し、受取額との差額は雑収入として益金に算入してください。

$$\text{取崩額} = \text{年金積立保険料} \times \frac{\text{年金年額} * 1}{\text{年金受取見込総額} * 2}$$

- *¹ 年金開始後の配当金を含まない。
*² 年金受取見込総額＝年金年額×年金受取期間(確定年金の場合)

例

5年確定年金で、1年目の年金として403万円と年金開始後の配当金1万円をあわせて404万円を受取った。

また、年金受取選択時の年金積立保険料は2,010万円、年金受取見込総額は2,015万円

借方		貸方	
当座預金	404万円	年金積立保険料 雑収入	402万円 2万円

$$\text{取崩額} = 2,010 \text{ 万円} \times \frac{403 \text{ 万円}}{2,015 \text{ 万円}} = 402 \text{ 万円}$$

※2年目以降の年金受取時も、(2)と同様の経理処理を行うこととなります。
※年金受取については、申出時に当社が当制度を取扱っていない場合は利用できません。

特定疾病診断保険金・がん要精検後検査等給付金の受取時

例

特定疾病診断保険金 200 万円を受取った。

借方		貸方	
当座預金	200 万円	雑収入	200 万円

*特定疾病診断保険金・がん要精検後検査等給付金の受取時は、その後も保険契約が継続するため、前払保険料および配当金積立金の取崩しは不要です。

見舞金支払時

例

受取った特定疾病診断保険金のうち 5 万円を見舞金規程等に基づき見舞金として被保険者に支払った。

借方		貸方	
福利厚生費*	5万円	当座預金	5万円

*法人の福利厚生規程等により見舞金を支払った場合、社会通念上妥当な金額は損金算入できますが、これを超える金額は給料・報酬となります。
(役員給与の損金算入については一定の要件がありますのでご注意ください。)

〔契約形態Ⅱの場合〕

死亡保険金の受取人は、役員・従業員の遺族となりますので、法人の経理処理は必要ありません。ただし、前払保険料および配当金積立金に資産計上額がある場合は、資産計上額を取崩し、雑損失として損金に算入する必要があります。

例

被保険者が死亡し、被保険者の遺族に死亡保険金および積立配当金が支払われた。このとき、前払保険料は 3,000 万円、配当金積立金は 150 万円とする。

借方		貸方	
雑損失	3,150 万円	前払保険料	3,000 万円
		配当金積立金	150 万円

※役員・従業員が受取る身体の傷害に基因して支払いを受ける保険金については、全額非課税となるため課税は発生しません。（所得税基本通達 9－21）

第一章 各保険種類における 経理処理

各保険種類における
経理処理のまとめ

当社商品における税務の
取扱いについて

1-1. ①長期定期保険（スーパー
フェニックス）・②傷害保障重
点期間設定型長期定期
保険（プラチナフェニックス）・
③途増定期保険・④みらいの
カタチ〔定期・新3大疾病保
障（死亡保障 100% 型）（有
期）・介護保障（有期）・
身体障がい保障〕の経理処理

1-2. ④長期定期保険
（ジャストタム）
の経理処理

1-3. ⑥みらいのカタチ〔入
院総合（有期）・がん医
療（有期）・入院継続時
収入サポート・認知症
保障（有期）〕の経理処理

1-4. ⑦みらいのカタチ
〔入院総合・がん医
療・認知症保障（終
身）〕の経理処理

1-5. ⑧みらいのカタチ
〔生存給付金付定
期〕の経理処理

2-1. ⑨みらいのカタチ
〔終身〕の経理処理

2-2. ⑩みらいのカタチ〔新3
大疾病保障・（死亡保障
100% 型）（終身）・介護
保障（終身）〕の経理処理

2-3. ⑪みらいのカタチ
〔養老〕の経理処理

2-4. ⑫みらいのカタチ
〔年金〕の経理処理

2-5. ⑬みらいのカタチ
〔パッケージプラン〕
の経理処理

2-6. ⑭低解約払戻金型長寿
生存保険（グランエイジ）
の経理処理

第二章 各種制度を利用した 場合の経理処理

1. 名義変更をした場合の経理処理
（所得税基本通達 36-37）

2. 契約貸付に関する
経理処理

3. 保障見直し制度を利用
した場合の経理処理

4. 一部保障見直し制度を
利用した場合の経理処理

5. 保障追加制度を利用
した場合の経理処理

6. 保険金額等を減額
した場合の経理処理

7. 終身変更制度を利用
した場合の経理処理

8. 払済保険に変更した
場合の経理処理

9. 保険料前納制度を利用
した場合の経理処理

10. 保険料頭金制度を利用
した場合の経理処理

11. 特別条件付契約の
保険料の経理処理

第三章 根拠基本通達・個別通達

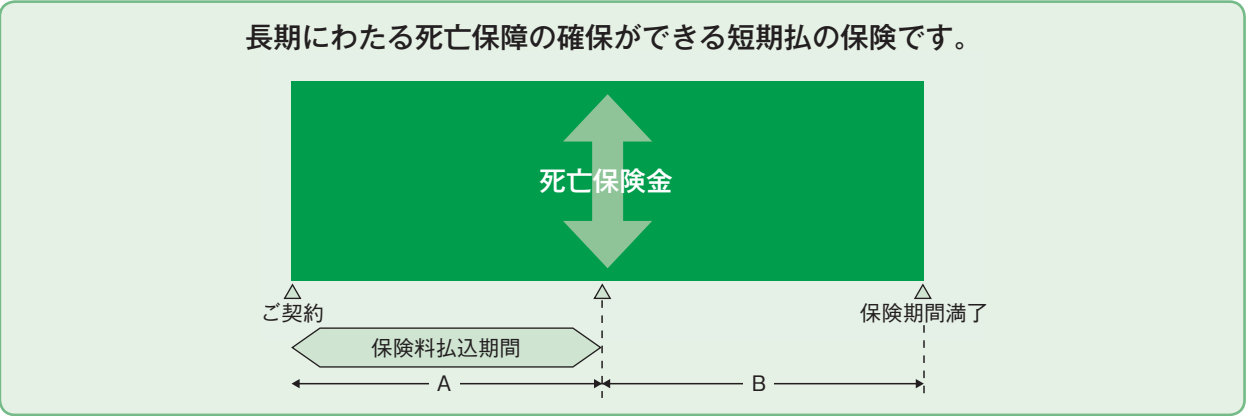
1-2. 定期保険〔④長期定期保険(ジャストターム)〕の経理処理

契約形態Ⅰ		契約形態Ⅱ	
契約者	法人	契約者	法人
被保険者	役員・従業員	被保険者	役員・従業員
死亡保険金受取人	法人	死亡保険金受取人	役員・従業員の遺族

1. 保険料支払時の経理処理

タイプ①：最高解約返戻率が 50%以下となる場合

[各例における前提：●保険期間 40 年 ●保険料払込期間 10 年 ●最高解約返戻率 45%]



A. 保険料払込期間中

支払保険料の全額を前払保険料として資産に計上してください。そのうち、「経理処理上の当月分保険料」*の全額を定期保険料として損金に算入してください。

* 経理処理上の当月分保険料＝月払保険料× 12 カ月×保険料払込期間÷(保険期間× 12 カ月)

例

月払保険料として 20 万円を支払った。

保険料払込期間中(=10 年)

借方		貸方	
前払保険料	15 万円	当座預金	20 万円
定期保険料	5 万円		

●経理処理上の当月分
保険料

$\dots 20 \text{ 万円} \times (12 \text{ 月} \times 10 \text{ 年}) \div (12 \text{ 月} \times 40 \text{ 年}) = 5 \text{ 万円}$

B. 保険料払込期間満了後から保険期間満了日まで

A の期間で資産に計上した前払保険料の累計額をこの期間で均等に取崩して定期保険料として損金に算入してください。

例

A の期間に資産に計上した前払保険料の累計額 (1,800 万円) を B の期間 (30 年) で均等に取崩し損金に算入した。

保険料払込期間満了後から保険期間満了日まで(=30 年)

借方		貸方	
定期保険料	5 万円	前払保険料	5 万円

< A の期間で資産に計上した前払保険料の累計額>
(20 万円－ 5 万円)×(12 カ月×10 年)=1,800 万円

● B の期間で均等に取崩す額
・・・ 1,800 万円÷(12 カ月× 30 年)= 5 万円

4. 解約払戻金受取時

解約払戻金受取時^(注)

解約払戻金を受取った場合には、前払保険料および配当金積立金の資産計上額を取崩し、解約時受取額との差額を雑収入(雑損失)として益金(損金)に算入してください。

例

解約して 4,150 万円を受取った。このとき、前払保険料は 3,000 万円、配当金積立金は 150 万円とする。

借方		貸方	
当座預金	4,150 万円	前払保険料	3,000 万円
		配当金積立金	150 万円
		雑収入	1,000 万円

勇退退職金支払時 ※退職金の一部として生命保険を交付(名義変更)する場合の取扱い は P60 参照

法人の退職金規程等により解約払戻金を退職金として支払った場合、原則としてその金額は、退職金として損金に算入できます。
ただし、役員等*¹ の場合には、損金算入に限度がありますのでご注意ください。(当冊子に掲載している他の商品の解約払戻金を退職金として支払った場合の取扱いについても同様となります。)

例

解約時受取額 4,150 万円を被保険者の退職金として支払った。

借方		貸方	
退職金	4,150万円	当座預金	××××万円
		預り金 ^{*2}	×××万円

- * 1 役員と特殊の関係にある従業員を含みます。具体的には、以下の者をいいます。
(i) 役員の親族(6 親等内の血族・配偶者・3 親等内の姻族) (iii) (i) および(ii) 以外の者で役員から生計の支援を受けているもの
(ii) 役員と事実上婚姻関係と同様の関係にある者 (iv) (ii) および(iii) の者と生計を一にするこれらの者の親族
- * 2 この預り金は退職金の源泉徴収税額です。勤続年数等により源泉徴収の対象となる退職所得の金額が異なるため×××万円と表示しております。

(注) 「1. 保険料支払時」に支払保険料を資産計上している金額がある場合に、その前払保険料を取崩し、保険金あるいは解約時受取金との差額を雑収入(雑損失)として益金(損金)に算入してください。

各保険種類における経理処理のまとめ

当社商品における税務の取扱いについて

1-1. ①長期定期保険(スーパーフェニックス)・②傷害保障重点期間設定型長期定期保険(プラチナフェニックス)・③連増定期保険・⑤みらいのカタチ[定期・新3大疾病保障(死亡保障100%型)(有期)・介護保障(有期)・身体障がい保障]の経理処理

1-2. ④長期定期保険(ジャストターム)の経理処理

1-3. ⑥みらいのカタチ[入院総合(有期)・がん医療(有期)・入院継続時収入サポート・認知症保障(有期)]の経理処理

1-4. ⑦みらいのカタチ[入院総合・がん医療・認知症保障(終身)]の経理処理

1-5. ⑧みらいのカタチ[生存給付金付定期]の経理処理

2-1. ⑨みらいのカタチ[終身]の経理処理

2-2. ⑩みらいのカタチ[新3大疾病保障・(死亡保障100%型)(終身)・介護保障(終身)]の経理処理

2-3. ⑪みらいのカタチ[養老]の経理処理

2-4. ⑫みらいのカタチ[年金]の経理処理

2-5. ⑬みらいのカタチ[パッケージプラン]の経理処理

2-6. ⑭低解約払戻金型長寿生存保険(グランエイジ)の経理処理

第二章 各種制度を利用した場合の経理処理

1. 名義変更をした場合の経理処理(所得税基本通達 36-37)

2. 契約貸付に関する経理処理

3. 保障見直し制度を利用した場合の経理処理

4. 一部保障見直し制度を利用した場合の経理処理

5. 保障追加制度を利用した場合の経理処理

6. 保険金額等を減額した場合の経理処理

7. 終身変更制度を利用した場合の経理処理

8. 払済保険に変更した場合の経理処理

9. 保険料前納制度を利用した場合の経理処理

10. 保険料頭金制度を利用した場合の経理処理

11. 特別条件付契約の保険料の経理処理

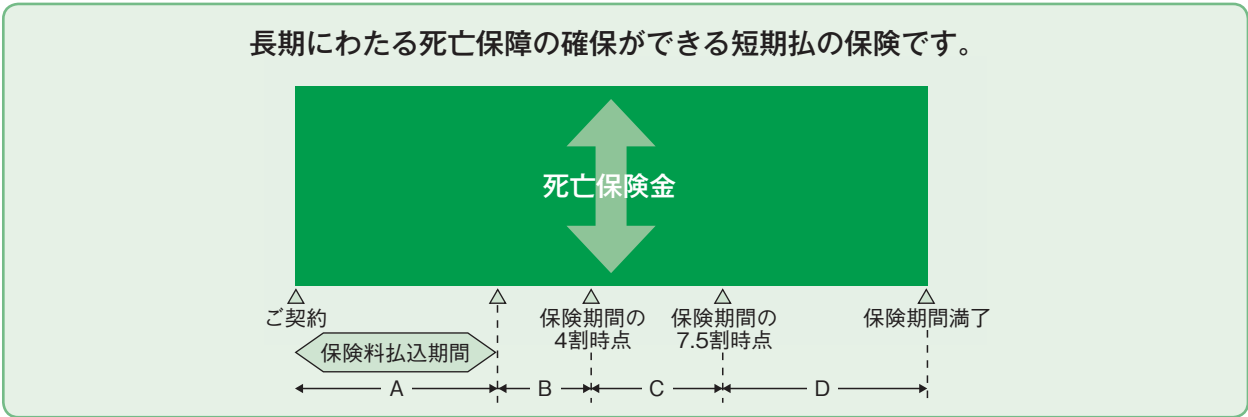
第三章 根拠基本通達・個別通達

タイプ②：最高解約返戻率が 50% 超 70% 以下となる場合

※ 被保険者 1 名あたりの年換算保険料相当額が 30 万円以下の場合(タイプ②に該当する複数のご契約(他社商品も含む)に加入されている場合はそれらを合算して判定します。)は、タイプ①と同様の取扱いとなります。
なお、当ページ記載の例では、以下の計算式から年換算保険料相当額が 30 万円超となるため、タイプ②の取扱いとなります。

年換算保険料相当額：月払保険料×12 カ月×保険料払込期間÷保険期間＝20 万円×12 カ月×10 年÷40 年＝60 万円

[各例における前提：●保険期間 40 年 ●保険料払込期間 10 年 ●最高解約返戻率 65%]



A. 保険期間の当初 4 割相当期間かつ保険料払込期間

(1) 支払保険料の全額を前払保険料として資産に計上し、その金額から「経理処理上の当月分保険料」を取崩してください。
(2) 「経理処理上の当月分保険料」のうち、4 / 10 を前払保険料として資産に計上し、残額を定期保険料として損金に算入してください。

例 月払保険料として 20 万円を支払った。

保険期間の当初 4 割相当期間かつ保険料払込期間中 (＝10 年)

借方		貸方	
前払保険料	17 万円	当座預金	20 万円
定期保険料	3 万円		

●経理処理上の当月分保険料・・・20 万円×(12 カ月×10 年)÷(12 カ月×40 年)＝5 万円

< A-(1) の経理処理 >

●前払保険料として資産計上する金額・・・20 万円－5 万円＝15 万円

< A-(2) の経理処理 >

●前払保険料として資産計上する金額・・・5 万円×4 / 10＝2 万円

●定期保険料として損金算入する金額・・・5 万円－2 万円＝3 万円

< 当月前払保険料として資産計上する金額 >
15 万円＋2 万円＝17 万円

B. 保険期間の当初 4 割相当期間かつ保険料払込期間満了後

A-(1) で資産に計上した前払保険料の累計額から「経理処理上の当月分保険料」を取崩してください。
取崩した「経理処理上の当月分保険料」の 4 / 10 を前払保険料として資産計上し、残額を定期保険料として損金に算入してください。

例 A-(1) で資産に計上した前払保険料の累計額から「経理処理上の当月分保険料」(5 万円)を取崩した。

保険期間の当初 4 割相当期間かつ保険料払込期間満了後 (＝6 年)

借方		貸方	
前払保険料	2 万円	前払保険料	5 万円
定期保険料	3 万円		

●経理処理上の当月分保険料・・・5 万円

< 当月前払保険料として資産計上する金額 >
5 万円×4 / 10＝2 万円

< 当月定期保険料として損金算入する金額 >
5 万円－2 万円＝3 万円

C. 保険期間の当初 4 割相当期間経過後から当初 7.5 割相当期間まで

A-(1) で資産に計上した前払保険料の累計額から「経理処理上の当月分保険料」を取崩して、全額を定期保険料として損金に算入してください。

例 A-(1) で資産に計上した前払保険料の累計額から「経理処理上の当月分保険料」(5 万円)を取崩した。

保険期間の当初 4 割相当期間経過後から当初 7.5 割相当期間まで(＝14 年)

借方		貸方	
定期保険料	5 万円	前払保険料	5 万円

D. 保険期間の当初 7.5 割相当期間経過後から保険期間満了日まで

A-(1) で資産に計上した前払保険料の累計額から「経理処理上の当月分保険料」を取崩して、全額を定期保険料として損金に算入してください。加えて、A-(2) と B で資産に計上した前払保険料の累計額をこの期間で均等に取崩して定期保険料として損金に算入してください。

例 A-(1) で資産に計上した前払保険料の累計額から「経理処理上の当月分保険料」(5 万円)を取崩して全額を損金算入した。加えて、A-(2) と B で資産に計上した前払保険料の累計額(384 万円)を D の期間(10 年)で均等に取崩して損金に算入した。

保険期間の当初 7.5 割相当期間経過後から保険期間満了日まで (＝10 年)

借方		貸方	
定期保険料	8.2 万円	前払保険料	8.2 万円

●経理処理上の当月分保険料・・・5 万円

●A-(2) と B で資産に計上した前払保険料の累計額・・・(2 万円×12 カ月×10 年)＋(2 万円×12 カ月×6 年)＝384 万円

●D の期間で均等に取崩す額・・・384 万円÷(12 カ月×10 年)＝3.2 万円

< 当月定期保険料として損金算入する額 >
5 万円＋3.2 万円＝8.2 万円

第一章 各保険種類における 経理処理

各保険種類における
経理処理のまとめ

当社商品における税務の
取扱いについて

1-1. ①長期定期保険(スーパー
フェニックス)・②傷害保障重
点期間設定型長期定期
保険(プラチナフェニックス)・
③通増定期保険・④みらいの
カタチ[定期・新3大疾病保
障(死亡保障100%型)(有
期)・介護保障(有期)・
身体障がい保障]の経理処理

1-2. ④長期定期保険
(ジャストタム)
の経理処理

1-3. ⑥みらいのカタチ[入
院総合(有期)・がん医
療(有期)・入院継続時
収入サポート・認知症
保障(有期)]の経理処理

1-4. ⑦みらいのカタチ
[入院総合・がん医
療・認知症保障(終
身)]の経理処理

1-5. ⑧みらいのカタチ
[生存給付金付定
期]の経理処理

2-1. ⑨みらいのカタチ
[終身]の経理処理

2-2. ⑩みらいのカタチ[新3
大疾病保障・(死亡保障
100%型)(終身)・介護
保障(終身)]の経理処理

2-3. ⑪みらいのカタチ
[養老]の経理処理

2-4. ⑫みらいのカタチ
[年金]の経理処理

2-5. ⑬みらいのカタチ
[パッケージプラン]
の経理処理

2-6. ⑭低解約払戻金型長寿
生存保険(グランエイジ)
の経理処理

第二章 各種制度を利用した 場合の経理処理

1. 名義変更をした場合の経理処理
(所得税基本通達 36-37)

2. 契約貸付に関する
経理処理

3. 保障見直し制度を利用
した場合の経理処理

4. 一部保障見直し制度を
利用した場合の経理処理

5. 保障追加制度を利用
した場合の経理処理

6. 保険金額等を減額
した場合の経理処理

7. 終身変更制度を利用
した場合の経理処理

8. 払済保険に変更した
場合の経理処理

9. 保険料前納制度を利用
した場合の経理処理

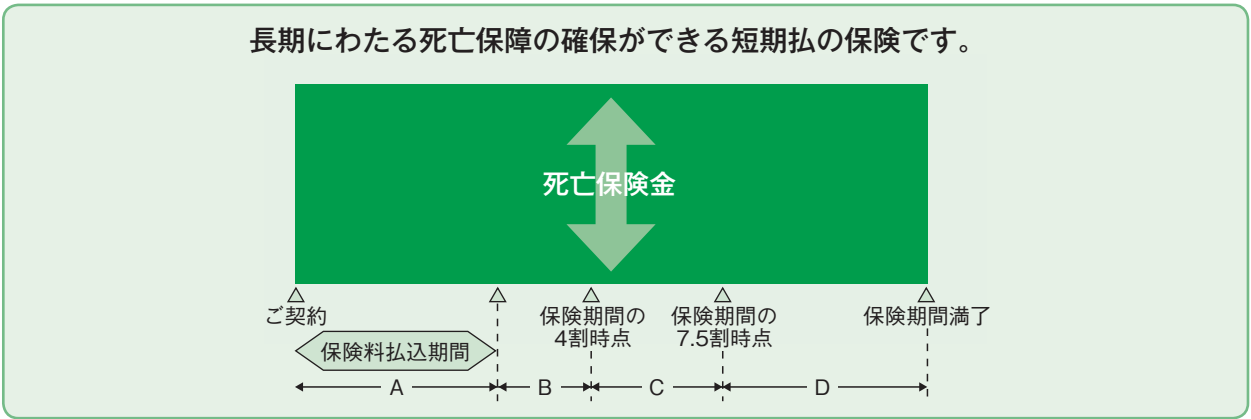
10. 保険料頭金制度を利用
した場合の経理処理

11. 特別条件付契約の
保険料の経理処理

第三章 根拠基本通達・個別通達

タイプ③：最高解約返戻率が 70%超 85%以下となる場合

[各例における前提：●保険期間 40 年 ●保険料払込期間 10 年 ●最高解約返戻率 75%]



A. 保険期間の当初 4 割相当期間かつ保険料払込期間中

(1) 支払保険料の全額を前払保険料として資産に計上し、その金額から「経理処理上の当月分保険料」を取崩してください。
(2) 「経理処理上の当月分保険料」のうち、6 / 10 を前払保険料として資産に計上し、残額を定期保険料として損金に算入してください。

例 月払保険料として 20 万円を支払った。

保険期間の当初 4 割相当期間かつ保険料払込期間中 (= 10 年)

借方		貸方	
前払保険料	18万円	当座預金	20万円
定期保険料	2万円		

●経理処理上の当月分保険料 …… 20 万円× (12 カ月× 10 年) ÷ (12 カ月× 40 年) = 5 万円

< A-(1) の経理処理 >

●前払保険料として資産計上する金額 …… 20 万円－ 5 万円 = 15 万円

< A-(2) の経理処理 >

●前払保険料として資産計上する金額 …… 5 万円× 6 / 10 = 3 万円

●定期保険料として損金算入する金額 …… 5 万円－ 3 万円 = 2 万円

< 当月前払保険料として資産計上する金額 >
15 万円 + 3 万円 = 18 万円

B. 保険期間の当初 4 割相当期間かつ保険料払込期間満了後

A-(1) で資産に計上した前払保険料の累計額から「経理処理上の当月分保険料」を取崩してください。
取崩した「経理処理上の当月分保険料」の 6 / 10 を前払保険料として資産計上し、残額を定期保険料として損金に算入してください。

例 A-(1) で資産に計上した前払保険料の累計額から「経理処理上の当月分保険料」(5 万円)を取崩した。

保険期間の当初 4 割相当期間かつ保険料払込期間満了後 (= 6 年)

借方		貸方	
前払保険料	3万円	前払保険料	5万円
定期保険料	2万円		

●経理処理上の当月分保険料 …… 5 万円

< 当月前払保険料として資産計上する金額 >
5 万円× 6 / 10 = 3 万円

< 当月定期保険料として損金算入する金額 >
5 万円－ 3 万円 = 2 万円

C. 保険期間の当初 4 割相当期間経過後から当初 7.5 割相当期間まで

A-(1) で資産に計上した前払保険料の累計額から「経理処理上の当月分保険料」を取崩して、全額を定期保険料として損金に算入してください。

例 A-(1) で資産に計上した前払保険料の累計額から「経理処理上の当月分保険料」(5 万円)を取崩した。

保険期間の当初 4 割相当期間経過後から当初 7.5 割相当期間まで (= 14 年)

借方		貸方	
定期保険料	5万円	前払保険料	5万円

D. 保険期間の当初 7.5 割相当期間経過後から保険期間満了日まで

A-(1) で資産に計上した前払保険料の累計額から「経理処理上の当月分保険料」を取崩して、全額を定期保険料として損金に算入してください。加えて、A-(2) と B で資産に計上した前払保険料の累計額をこの期間で均等に取崩して定期保険料として損金に算入してください。

例 A-(1) で資産に計上した前払保険料の金額から「経理処理上の当月分保険料」(5 万円)を取崩して全額を損金算入した。加えて、A-(2) と B で資産に計上した前払保険料の累計額 (576 万円) を D の期間 (10 年) で均等に取崩して損金に算入した。

保険期間の当初 7.5 割相当期間経過後から保険期間満了日まで (= 10 年)

借方		貸方	
定期保険料	9.8万円	前払保険料	9.8万円

●経理処理上の当月分保険料 …… 5 万円

●A-(2) と B で資産に計上した前払保険料の累計額 …… (3 万円× 12 カ月× 10 年) + (3 万円× 12 カ月× 6 年) = 576 万円

●D の期間で均等に取崩す額 …… 576 万円÷ (12 カ月× 10 年) = 4.8 万円

< 当月定期保険料として損金算入する金額 >
5 万円 + 4.8 万円 = 9.8 万円

第一章
各保険種類における
経理処理

各保険種類における
経理処理のまとめ

当社商品における税務の
取扱いについて

1-1. ①長期定期保険 (スーパー
フェニックス)・②傷害保障重
点期間設定型長期定期
保険 (プラチナフェニックス)・
③通増定期保険・④みらいの
カタチ [定期・新 3 大疾病保
障 (死亡保障 100% 型) (有
期)・介護保障 (有期)・
身体障がい保障] の経理処理

1-2. ④長期定期保険
(ジャストタム)
の経理処理

1-3. ⑥みらいのカタチ [入
院総合 (有期)・がん医
療 (有期)・入院継続時
収入サポート・認知症
保障 (有期)] の経理処理

1-4. ⑦みらいのカタチ
[入院総合・がん医
療・認知症保障 (終
身)] の経理処理

1-5. ⑧みらいのカタチ
[生存給付金付定
期] の経理処理

2-1. ⑨みらいのカタチ
[終身] の経理処理

2-2. ⑩みらいのカタチ [新 3
大疾病保障・死亡保障
100% 型] (終身)・介護
保障 (終身)] の経理処理

2-3. ⑪みらいのカタチ
[養老] の経理処理

2-4. ⑫みらいのカタチ
[年金] の経理処理

2-5. ⑬みらいのカタチ
[パッケージプラン]
の経理処理

2-6. ⑭低解約払戻金型長寿
生存保険 (グランエイジ)
の経理処理

第二章
各種制度を利用した
場合の経理処理

1. 名義変更をした場合の経理処理
(所得税基本通達 36-37)

2. 契約貸付に関する
経理処理

3. 保障見直し制度を利用
した場合の経理処理

4. 一部保障見直し制度を
利用した場合の経理処理

5. 保障追加制度を利用
した場合の経理処理

6. 保険金額等を減額
した場合の経理処理

7. 終身変更制度を利用
した場合の経理処理

8. 払済保険に変更した
場合の経理処理

9. 保険料前納制度を利用
した場合の経理処理

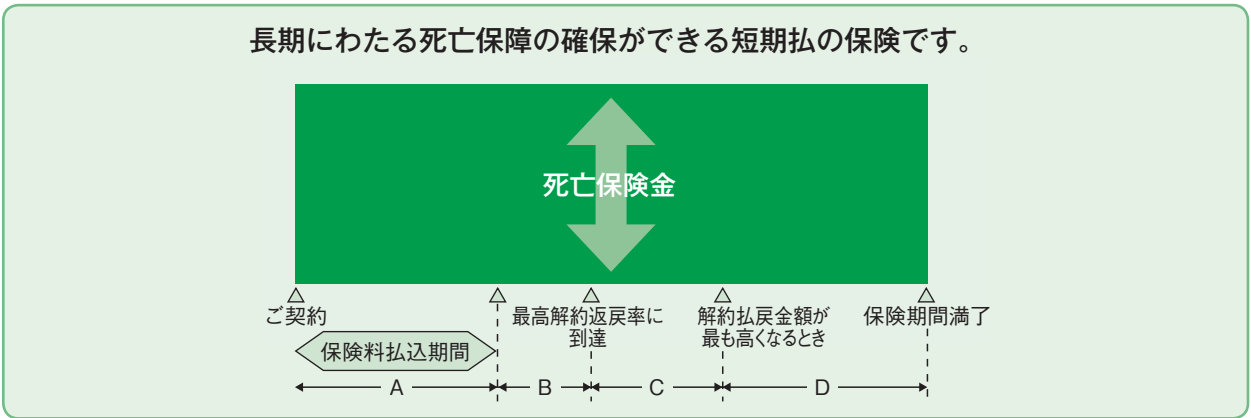
10. 保険料頭金制度を利用
した場合の経理処理

11. 特別条件付契約の
保険料の経理処理

第三章
根拠基本通達・個別通達

タイプ④：最高解約返戻率が 85%超となる場合

各例における前提：●保険期間 50 年 ●保険料払込期間 20 年
●最高解約返戻率 90%（35 年目に到達）
●解約払戻金の増加割合が 7 割を超える期間の終わり 34 年目
●解約払戻金額が最も高くなる年度 40 年目



A *1. 保険期間開始から最高解約返戻率に達する保険年度までの期間※
かつ保険料払込期間中

※「年換算保険料相当額に対する解約払戻金の年間増加割合が 70%超の期間」の方が長い場合は、保険期間開始からその期間の終わりまで

＜保険期間の当初 10 年間＞
(1) 支払保険料の全額を前払保険料として資産に計上し、その金額から「経理処理上の当月分保険料」を取崩してください。
(2) そのうち「経理処理上の当月分保険料×最高解約返戻率× 0.9」を前払保険料として資産計上し、残額を定期保険料として損金に算入してください。

例

月払保険料として 20 万円を支払った。

保険期間開始から当初 10 年間

	借方	貸方
前払保険料	18.48 万円	当座預金
定期保険料	1.52 万円	20 万円

●経理処理上の当月分保険料・・・20 万円×(12 カ月× 20 年) ÷ (12 カ月× 50 年) = 8 万円

＜A-(1) の経理処理＞
●前払保険料として資産計上する金額・・・20 万円－ 8 万円= 12 万円

＜A-(2) の経理処理＞
●前払保険料として資産計上する金額・・・8 万円× 90%× 0.9 = 6.48 万円
●定期保険料として損金算入する金額・・・8 万円－ 6.48 万円= 1.52 万円

＜当月前払保険料として資産計上する金額＞
12 万円 +6.48 万円= 18.48 万円

＜ご契約から 11 年目以降＞
(3) 支払保険料の全額を前払保険料として資産に計上し、その金額から「経理処理上の当月分保険料」を取崩してください。
(4) そのうち「経理処理上の当月分保険料×最高解約返戻率× 0.7」を前払保険料として資産計上し、残額を定期保険料として損金に算入してください。

例

月払保険料として 20 万円を支払った。

11 年目以降から保険料払込期間まで (= 10 年)

	借方	貸方
前払保険料	17.04 万円	当座預金
定期保険料	2.96 万円	20 万円

●経理処理上の当月分保険料・・・8 万円

＜A-(3) の経理処理＞
●前払保険料として資産計上する金額・・・20 万円－ 8 万円= 12 万円

＜A-(4) の経理処理＞
●前払保険料として資産計上する金額・・・8 万円× 90%× 0.7 = 5.04 万円
●定期保険料として損金算入する金額・・・8 万円－ 5.04 万円= 2.96 万円

＜当月前払保険料として資産計上する金額＞
12 万円 +5.04 万円= 17.04 万円

B *2. 保険料払込期間満了後から最高解約返戻率に達する保険年度まで

A- (1) ・ (3) で資産に計上した前払保険料の累計額から「経理処理上の当月分保険料」を取崩してください。
「取崩した経理処理上の当月分保険料×最高解約返戻率× 0.7」を前払保険料として資産計上し、残額を定期保険料として損金に算入してください。

例

A- (1) ・ (3) で資産に計上した前払保険料の累計額から「経理処理上の当月分保険料」(8 万円) を取崩した。

保険料払込期間満了から最高解約返戻率に達する保険年度まで (= 15 年)

	借方	貸方
前払保険料	5.04 万円	前払保険料
定期保険料	2.96 万円	8 万円

●経理処理上の当月分保険料・・・8 万円

＜当月前払保険料として資産計上する金額＞
●経理処理上の当月分保険料×
最高解約返戻率× 0.7 $\left.\right\}$ ・・・8 万円× 90%× 0.7 = 5.04 万円

＜当月定期保険料として損金算入する金額＞
8 万円－ 5.04 万円= 2.96 万円

C *3. B の期間経過後から解約払戻金額が最も高くなる保険年度まで

A- (1) ・ (3) で資産に計上した前払保険料の累計額から「経理処理上の当月分保険料」を取崩して、全額を損金に算入してください。

例

A- (1) ・ (3) で資産に計上した前払保険料の累計額から「経理処理上の当月分保険料」(8 万円) を取崩し全額を損金算入した。

最高解約返戻率に達する年度経過後から解約払戻金額が最も高くなる保険年度まで (= 5 年)

	借方	貸方
定期保険料	8 万円	前払保険料
		8 万円

第一章
各保険種類における
経理処理

各保険種類における
経理処理のまとめ

当社商品における税務の
取扱いについて

1-1. ①長期定期保険（スーパー
フェニックス）・②傷害保障重
点期間設定型長期定期
保険（プラチナフェニックス）・
③通増定期保険・④みらいの
カタチ〔定期・新3大疾病保
障（死亡保障100%型）（有
期）・介護保障（有期）・
身体障がい保障〕の経理処理

1-2. ④長期定期保険
（ジャストタム）
の経理処理

1-3. ⑥みらいのカタチ〔入
院総合（有期）・がん医
療（有期）・入院継続時
収入サポート・認知症
保障（有期）〕の経理処理

1-4. ⑦みらいのカタチ
〔入院総合・がん医
療・認知症保障（終
身）〕の経理処理

1-5. ⑧みらいのカタチ
〔生存給付金付定
期〕の経理処理

2-1. ⑨みらいのカタチ
〔終身〕の経理処理

2-2. ⑩みらいのカタチ〔新3
大疾病保障・（死亡保障
100%型）（終身）・介護
保障（終身）〕の経理処理

2-3. ⑪みらいのカタチ
〔養老〕の経理処理

2-4. ⑫みらいのカタチ
〔年金〕の経理処理

2-5. ⑬みらいのカタチ
〔パッケージプラン〕
の経理処理

2-6. ⑭低解約払戻金型長寿
生存保険（グランエイジ）
の経理処理

第二章
各種制度を利用した
場合の経理処理

1. 名義変更をした場合の経理処理
（所得税基本通達 36-37）

2. 契約貸付に関する
経理処理

3. 保障見直し制度を利用
した場合の経理処理

4. 一部保障見直し制度を
利用した場合の経理処理

5. 保障追加制度を利用
した場合の経理処理

6. 保険金額等を減額
した場合の経理処理

7. 終身変更制度を利用
した場合の経理処理

8. 払済保険に変更した
場合の経理処理

9. 保険料前納制度を利用
した場合の経理処理

10. 保険料頭金制度を利用
した場合の経理処理

11. 特別条件付契約の
保険料の経理処理

第三章
根拠基本通達・個別通達

D. 解約払戻金額が最も高くなる保険年度経過後から保険期間満了日まで

A- (1) ・ (3) で資産に計上した前払保険料の累計額から「経理処理上の当月分保険料」を取崩して、全額を損金に算入してください。
加えて、A- (2) ・ (4) と B で資産に計上した前払保険料の累計額をこの期間で均等に取崩して定期保険料として損金に算入してください。

例

A- (1) ・ (3) で資産に計上した前払保険料の累計額から「経理処理上の当月分保険料」(8 万円) を取崩して全額を損金算入した。加えて、A- (2) ・ (4) と B で資産に計上した前払保険料の累計額(2,289.6万円)を D の期間(10年) で均等に取崩して損金に算入した。

解約払戻金額が最も高くなる保険年度経過後から保険期間満了日まで
(= 10年)

借方		貸方	
定期保険料	27.08 万円	前払保険料	27.08 万円

●経理処理上の当月分保険料

・・・8 万円

●A- (2) ・ (4) と B で資産に計上した前払保険料の累計額

・・・(6.48 万円× 12 カ月× 10 年) + (5.04 万円× 12 カ月× 10 年)

+ (5.04 万円× 12 カ月× 15 年) = 2,289.6 万円

●D の期間で均等に取崩す額

・・・2,289.6 万円÷(12 カ月× 10 年) = 19.08 万円

< 当月定期保険料として損金算入する金額 >

8 万円 + 19.08 万円 = 27.08 万円

(注)ただし、契約形態Ⅱの場合かつ役員または特定の従業員のみを被保険者としている場合等には、当該保険料の額は当該役員または従業員の給与となりますので、期間の経過にかかわらず全額を給料・報酬として経理処理してください。給料・報酬として処理された額は、当該被保険者の給与所得として所得税等の課税対象となります。なお、被保険者が役員等の場合、役員給与について損金算入できる金額には限度がありますのでご注意ください。

- * 1 A の期間が 5 年未満となる場合は、ご契約から 5 年間となります。(この場合で、保険期間が 10 年未満の場合は、保険期間の当初 5 割相当期間が資産計上期間となります。) この場合、B の期間経過後に D に記載の経理処理を行ってください。(C の期間がないため、C の経理処理を行う必要はありません。)
- * 2 当社より提供している帳票では最高解約返戻率について、小数点第 2 位を切捨てて表示しているため、最高解約返戻率に達する保険年度が解約払戻金額の最も高くなる保険年度より後になる場合があります。その場合、解約払戻金額が最も高くなる保険年度まで B に記載の経理処理を行い、それ以降は D に記載の経理処理を行ってください。(C の期間がないため、C の経理処理を行う必要はありません。)
- * 3 A の期間と解約払戻金額が最も高くなる保険年度が同一の場合は、B の期間経過後に D に記載の経理処理を行ってください。(C の期間がないため、C の経理処理を行う必要はありません。)

2. 配当金

配当金を積立てる場合

配当金を積立てる通知を受けた場合、すでに積立てられた配当金に対してついた利息とあわせて雑収入として益金に算入してください。同時に、同額を配当金積立金として資産に計上してください。

例

当期の配当金 10 万円を新たに積立て、前期までの積立配当金累計に対する利息 2 万円もあわせて積立てる旨の通知を受取った。

借方		貸方	
配当金積立金	12万円	雑収入	12万円

積立配当金を引出した場合

積立てた配当金を引出した場合には、配当金積立金からその額を取崩してください。

例

積立配当金 10 万円を引出した。

借方		貸方	
当座預金	10万円	配当金積立金	10万円

*配当金積立金に繰入れられていない利息をあわせて引出す場合には、雑収入として益金に算入してください。

3. 保険金受取時

【契約形態Ⅰの場合】

死亡保険金受取時

死亡保険金を受取った場合、前払保険料および配当金積立金の資産計上額を取崩し、死亡時受取額との差額は雑収入として益金に算入してください。

例

死亡保険金および積立配当金 10,200 万円を受取った。このとき、前払保険料は 3,600 万円、配当金積立金は 200 万円とする。

借方		貸方	
当座預金	10,200万円	前払保険料	3,600万円
		配当金積立金	200万円
		雑収入	6,400万円

死亡退職金・弔慰金支払時

法人の退職金・弔慰金規程等により支払った場合、原則としてその金額は退職金・福利厚生費として損金に算入できます。ただし、役員等の場合には、損金算入に限度がありますのでご注意ください。

例

死亡退職金として 3,000 万円、弔慰金として 300 万円を支払った。

借方		貸方	
退職金	3,000 万円	当座預金	3,300 万円
福利厚生費*	300 万円		

*原則として業務上の死亡の場合には普通給与の 3 年分相当額、業務上の死亡でない場合は普通給与の半年分相当額を超える弔慰金は、死亡退職金とみなされます。

【契約形態Ⅱの場合】

死亡保険金を受取った場合、前払保険料および配当金積立金の資産計上額を取崩し、雑損失として損金に算入してください。

例

被保険者が死亡し、被保険者の遺族に死亡保険金および積立配当金が支払われた。このとき前払保険料は 3,600 万円、配当金積立金は 200 万円とする。

借方		貸方	
雑損失	3,800 万円	前払保険料	3,600 万円
		配当金積立金	200 万円

4. 解約払戻金受取時

解約払戻金受取時

解約払戻金を受取った場合には、前払保険料および配当金積立金の資産計上額を取崩し、解約時受取額との差額を雑収入(雑損失)として益金(損金)に算入してください。

例

解約して 4,000 万円受取った。このとき前払保険料は 3,600 万円、配当金積立金は 200 万円とする。

借方		貸方	
当座預金	4,000 万円	前払保険料	3,600 万円
		配当金積立金	200 万円
		雑収入	200 万円

勇退退職金支払時 ※退職金の一部として生命保険を交付(名義変更)する場合の取扱い は P60 参照

法人の退職金規程等により解約払戻金を退職金として支払った場合、原則としてその金額は、退職金として損金に算入できます。ただし、役員等の場合には、損金算入に限度がありますのでご注意ください。

例

解約時受取額 4,000 万円を被保険者の退職金として支払った。

借方		貸方	
退職金	4,000 万円	当座預金	× × × × 万円
		預り金*	× × × 万円

*この預り金は退職金の源泉徴収税額です。勤続年数等により源泉徴収の対象となる退職所得の金額が異なるため×××万円と表示しております。

第一章 各保険種類における 経理処理

各保険種類における
経理処理のまとめ

当社商品における税務の
取扱いについて

1-1. ①長期定期保険(スーパーフェニックス)・②傷害保障重点期間設定型長期定期保険(プラチナフェニックス)・③通増定期保険・④みらいのカチ[定期・新 3 大疾病保障(死亡保障 100% 型)(有期)・介護保障(有期)・身体障害(保障)]の経理処理

1-2. ④長期定期保険 (ジャストタム)の 経理処理

1-3. ⑥みらいのカチ[入院総合(有期)・がん医療(有期)・入院継続時収入サポート・認知症保障(有期)]の経理処理

1-4. ⑦みらいのカチ[入院総合・がん医療・認知症保障(終身)]の経理処理

1-5. ⑧みらいのカチ[生存給付金付定期]の経理処理

2-1. ⑨みらいのカチ[終身]の経理処理

2-2. ⑩みらいのカチ[新 3 大疾病保障・(死亡保障 100% 型)(終身)・介護保障(終身)]の経理処理

2-3. ⑪みらいのカチ[養老]の経理処理

2-4. ⑫みらいのカチ[年金]の経理処理

2-5. ⑬みらいのカチ[パッケージプラン]の経理処理

2-6. ⑭低解約払戻金型長寿生存保険(グランエイジ)の経理処理

第二章 各種制度を利用した 場合の経理処理

1. 名義変更をした場合の経理処理

(所得税基本通達 36-37)

2. 契約貸付に関する経理処理

3. 保障見直し制度を利用した場合の経理処理

4. 一部保障見直し制度を利用した場合の経理処理

5. 保障追加制度を利用した場合の経理処理

6. 保険金額等を減額した場合の経理処理

7. 終身変更制度を利用した場合の経理処理

8. 払済保険に変更した場合の経理処理

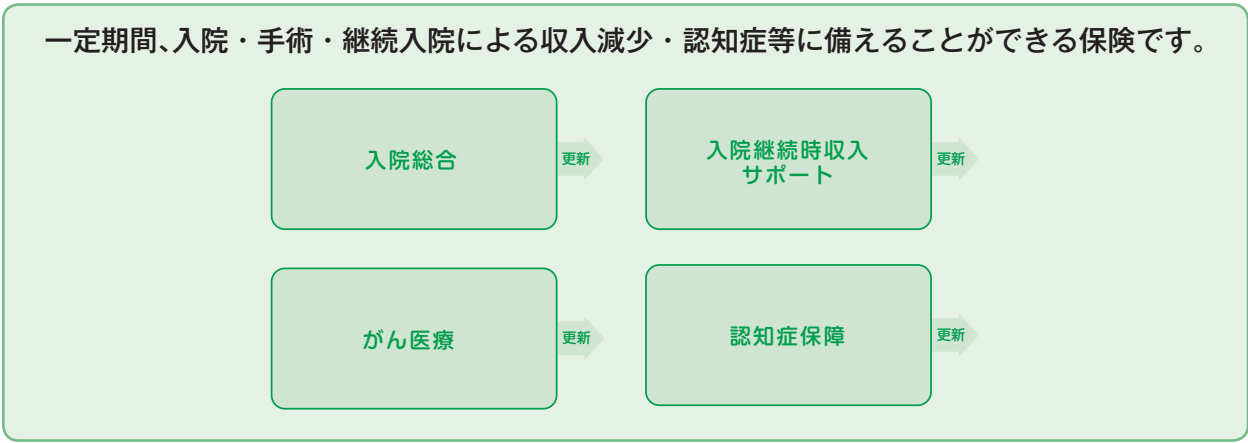
9. 保険料前納制度を利用した場合の経理処理

10. 保険料頭金制度を利用した場合の経理処理

11. 特別条件付契約の保険料の経理処理

第三章 根拠基本通達・個別通達

1-3. ⑥みらいのカタチ〔入院総合(有期)・がん医療(有期)・入院継続時収入サポート・認知症保障(有期)〕の経理処理



契約形態Ⅰ		契約形態Ⅱ	
契約者	法人	契約者	法人
被保険者	役員・従業員	被保険者	役員・従業員
死亡時支払金受取人		死亡時支払金受取人	
または死亡保険金受取人	法人	または死亡保険金受取人	役員・従業員の遺族

※給付金および生前給付型保険金の受取人は以下のとおりです。
契約形態Ⅰ：契約者
契約形態Ⅱ：被保険者
なお、死亡時支払金受取人とは、契約者が被保険者の同意を得て指定した人で、被保険者が死亡した場合に、死亡払戻金、保険料前納金の残額、積立てた配当金等があるときに、これらを受取ることができる人をいいます。
死亡払戻金等を受取った場合には、契約形態Ⅰの場合には資産計上額を取崩し、受取額との差額を雑収入(雑損失)として益金(損金)に算入し、契約形態Ⅱの場合には資産計上額を取崩し、雑損失として損金に算入してください。

1. 保険料支払時

〔入院総合保険・がん医療保険・入院継続時収入サポート保険の場合〕

解約払戻金がなく、常に最高解約返戻率が50%以下となるため、法人が支払った保険料は、医療保険料として全額を損金に算入してください。

例	月払保険料として1万円を支払った。		
		借方	貸方
		医療保険料	1万円
			当座預金
			1万円

〔認知症保障保険の場合〕

解約払戻金がなく、常に最高解約返戻率が50%以下となるため、法人が支払った保険料は、定期保険料として全額を損金に算入してください。

例	月払保険料として1万円を支払った。		
		借方	貸方
		定期保険料	1万円
			当座預金
			1万円

(注)ただし、契約形態Ⅱの場合かつ役員または特定の従業員のみを被保険者としている場合等には、当該保険料の額は当該役員または従業員の給与となりますので、期間の経過にかかわらず全額を給料・報酬として経理処理してください。給料・報酬として処理された額は、当該被保険者の給与所得として所得税等の課税対象となります。なお、被保険者が役員等の場合、役員給与について損金算入できる金額には限度がありますのでご注意ください。

2. 配当金

配当金を積立てる場合

配当金を積立てる通知を受けた場合、すでに積立てられた配当金に対してついた利息とあわせて雑収入として益金に算入してください。同時に、同額を配当金積立金として資産に計上してください。

例	当期の配当金1万円を新たに積立て、前期までの積立配当金累計に対する利息3千円もあわせて積立てる旨の通知を受取った。		
		借方	貸方
		配当金積立金	1.3万円
			雑収入
			1.3万円

積立配当金を引出した場合

積立てた配当金を引出した場合には、配当金積立金からその額を取崩してください。

例	積立配当金1万円を引出した。		
		借方	貸方
		当座預金	1万円
			配当金積立金
			1万円

*配当金積立金に繰入れられていない利息をあわせて引出す場合には、雑収入として益金に算入してください。

3. 給付金受取時(入院総合保険・がん医療保険・入院継続時収入サポート保険の場合)

〔契約形態Ⅰの場合〕

契約者が給付金の受取人となるため、法人が入院総合保険により支払われる入院給付金、外来手術給付金、先進医療給付金、先進医療サポート給付金を受取った場合、がん医療保険により支払われるがん入院給付金、がん手術給付金、がん放射線治療給付金を受取った場合、または入院継続時収入サポート保険により支払われる収入サポート給付金を受取った場合、全額を雑収入として益金に算入してください。また、受取った給付金を福利厚生規程等に基づき見舞金として役員・従業員に支払った場合は福利厚生費として損金に算入してください。

入院給付金受取時

例	入院給付金30万円を受取った。		
		借方	貸方
		当座預金	30万円
			雑収入
			30万円

見舞金支払時

例	受取った入院給付金のうち5万円を見舞金規程等に基づき見舞金として被保険者に支払った。		
		借方	貸方
		福利厚生費*	5万円
			当座預金
			5万円

*法人の福利厚生規程等により見舞金を支払った場合、社会通念上妥当な金額は損金算入できますが、これを超える金額は給料・報酬となります。(役員給与の損金算入については一定の要件がありますのでご注意ください。)

〔契約形態Ⅱの場合〕

入院総合保険により支払われる入院給付金、外来手術給付金、先進医療給付金、先進医療サポート給付金、がん医療保険により支払われるがん入院給付金、がん手術給付金、がん放射線治療給付金、または入院継続時収入サポート保険により支払われる収入サポート給付金は直接役員・従業員に支払われるため、法人の経理処理は必要ありません。

※役員・従業員が受取る身体の傷害に基因して支払いを受ける給付金については、全額非課税となるため課税は発生しません。(所得税基本通達9-21)

各保険種類における経理処理のまとめ

当社商品における税務の取扱いについて

1-1. ①長期定期保険(スーパーフェニックス)・②傷害保障重点期間設定型長期定期保険(プラチナフェニックス)・③通増定期保険・④みらいのカタチ〔定期・新3大疾病保障(死亡保障100%型)(有期)・介護保障(有期)・身体障がい保障〕の経理処理

1-2. ④長期定期保険(ジャストタム)の経理処理

1-3. ⑥みらいのカタチ〔入院総合(有期)・がん医療(有期)・入院継続時収入サポート・認知症保障(有期)〕の経理処理

1-4. ⑦みらいのカタチ〔入院総合・がん医療・認知症保障(終身)〕の経理処理

1-5. ⑧みらいのカタチ〔生存給付金付定期〕の経理処理

2-1. ⑨みらいのカタチ〔終身〕の経理処理

2-2. ⑩みらいのカタチ〔新3大疾病保障・(死亡保障100%型)(終身)・介護保障(終身)〕の経理処理

2-3. ⑪みらいのカタチ〔養老〕の経理処理

2-4. ⑫みらいのカタチ〔年金〕の経理処理

2-5. ⑬みらいのカタチ〔パッケージプラン〕の経理処理

2-6. ⑭低解約払戻金型長寿生存保険(グランエイジ)の経理処理

第二章 各種制度を利用した場合の経理処理

1. 名義変更をした場合の経理処理(所得税基本通達36-37)

2. 契約貸付に関する経理処理

3. 保障見直し制度を利用した場合の経理処理

4. 一部保障見直し制度を利用した場合の経理処理

5. 保障追加制度を利用した場合の経理処理

6. 保険金額等を減額した場合の経理処理

7. 終身変更制度を利用した場合の経理処理

8. 払済保険に変更した場合の経理処理

9. 保険料前納制度を利用した場合の経理処理

10. 保険料預金制度を利用した場合の経理処理

11. 特別条件付契約の保険料の経理処理

第三章 根拠基本通達・個別通達

1-4. ⑦みらいのカタチ〔入院総合(終身)・がん医療(終身)・認知症保障(終身)〕の経理処理

第一章
各保険種類における
経理処理

各保険種類における
経理処理のまとめ

当社商品における税務の
取扱いについて

1-1. ①長期定期保険(スーパーフェニックス)・②傷害保障重点期間設定型長期定期保険(プラチナフェニックス)・③通増定期保険・④みらいのカタチ〔定期・新3大疾病保障(死亡保障100%型)(有期)・介護保障(有期)・身体障がい保障〕の経理処理

1-2. ④長期定期保険(ジャストタム)の経理処理

1-3. ⑥みらいのカタチ〔入院総合(有期)・がん医療(有期)・入院継続時収入サポート・認知症保障(有期)〕の経理処理

1-5. ⑧みらいのカタチ〔生存給付金付定期〕の経理処理

2-1. ⑨みらいのカタチ〔終身〕の経理処理

2-2. ⑩みらいのカタチ〔新3大疾病保障・(死亡保障100%型)(終身)・介護保障(終身)〕の経理処理

2-3. ⑪みらいのカタチ〔養老〕の経理処理

2-4. ⑫みらいのカタチ〔年金〕の経理処理

2-5. ⑬みらいのカタチ〔パッケージプラン〕の経理処理

2-6. ⑭低解約払戻金型長寿生存保険(グランエイジ)の経理処理

第二章
各種制度を利用した
場合の経理処理

1. 名義変更をした場合の経理処理

(所得税基本通達 36-37)

2. 契約貸付に関する
経理処理

3. 保障見直し制度を利用
した場合の経理処理

4. 一部保障見直し制度を
利用した場合の経理処理

5. 保障追加制度を利用
した場合の経理処理

6. 保険金額等を減額
した場合の経理処理

7. 終身変更制度を利用
した場合の経理処理

8. 払済保険に変更した
場合の経理処理

9. 保険料前納制度を利用
した場合の経理処理

10. 保険料頭金制度を利用
した場合の経理処理

11. 特別条件付契約の
保険料の経理処理

第三章
根拠基本通達・個別通達

終身にわたって、入院・手術・認知症等に備えることができる保険です。

入 院 総 合
が ん 医 療
認 知 症 保 障

契約形態Ⅰ

契約者…………… 法人
被保険者…………… 役員・従業員
死亡時支払金受取人
または死亡保険金受取人 …… 法人

契約形態Ⅱ

契約者…………… 法人
被保険者…………… 役員・従業員
死亡時支払金受取人
または死亡保険金受取人 …… 役員・従業員の遺族

※給付金および生前給付型保険金の受取人は以下のとおりです。

契約形態Ⅰ：契約者

契約形態Ⅱ：被保険者

なお、死亡時支払金受取人とは、契約者が被保険者の同意を得て指定した人で、被保険者が死亡した場合に、死亡払戻金、保険料前納金の残額、積立てた配当金等があるときに、これらを受取ることができる人をいいます。

死亡払戻金等を受取った場合には、契約形態Ⅰの場合には資産計上額を取崩し、受取額との差額を雑収入(雑損失)として益金(損金)に算入し、契約形態Ⅱの場合には資産計上額を取崩し、雑損失として損金に算入してください。

1. 保険料支払時

〔入院総合保険・がん医療保険の場合〕

A. 保険料払込期間中

支払保険料の全額を前払保険料として資産計上したうえで、「経理処理上の当月分保険料」*を取崩し、医療保険料として損金に算入してください。

※ 被保険者 1 名あたりの当該事業年度の支払保険料が 30 万円以下の場合は、支払保険料の全額を医療保険料として損金に算入してください。なお、複数のご契約(他社商品含む)に加入されている場合は、それらも合算して判定します。(2019 年 10 月 8 日以降に加入した、解約払戻金のない短期払の定期保険または第三分野保険が対象)

なお、当ページ記載の例では、右記の計算式から当該事業年度の支払保険料が 30 万円超となります。月払保険料 4 万円× 12 カ月＝ 48 万円

* 経理処理上の当月分保険料＝月払保険料× 12 カ月÷保険料払込期間÷(計算上の保険期間× 12 カ月)
(保険期間が終身である第三分野保険については、保険期間の開始の日から被保険者の年齢が 116 歳に達する日までを計算上の保険期間とします。)

例 月払保険料として 4 万円を支払った。
ただし、計算上の保険期間を 80 年間、保険料
払込期間を 20 年とする。

保険料払込期間(＝ 20 年)

借方	貸方
前払保険料 医療保険料	当座預金
3万円 1万円	4万円

<経理処理上の当月分保険料>
4 万円×(12 カ月× 20 年)÷(12 カ月× 80 年)＝ 1 万円

B. 保険料払込期間満了後から計算上の保険期間満了日まで

保険料払込期間中に資産計上した前払保険料の累計額をこの期間で均等に取崩して医療保険料として損金に算入してください。

例 保険料払込期間中に資産計上した前払保険料
の累計額(720 万円)を保険料払込期間満了後
から計算上の保険期間満了までの期間(60 年)
で均等に取崩し損金に算入した。

保険料払込期間満了後から計算上の保険期間満了日まで(＝ 60 年)

借方	貸方
医療保険料	前払保険料
1万円	1万円

<前払保険料の取崩額>
● A の期間にすでに資産計上している累計額・・・3 万円×(12 カ月× 20 年)＝ 720 万円
● 保険料払込期間満了後に均等に取崩す)・・・720 万円÷(12 カ月× 60 年)＝ 1 万円
金額

(注)ただし、契約形態Ⅱの場合かつ役員または特定の従業員のみを被保険者としている場合等には、当該保険料の額は当該役員または従業員の給与となりますので、期間の経過にかかわらず全額を給料・報酬として経理処理してください。給料・報酬として処理された額は、当該被保険者の給与と所得として所得税等の課税対象となります。なお、被保険者が役員等の場合、役員給与について損金算入できる金額には限度がありますのでご注意ください。

4. 保険金受取時(認知症保障保険の場合)

〔契約形態Ⅰの場合〕

認知症保障保険により支払われる保険金を受取った場合、配当金積立金の資産計上額を取崩し、受取額との差額は雑収入として益金に算入してください。

死亡保険金受取時

例 死亡保険金および積立配当金 60 万円を受取った。
このとき、配当金積立金は 10 万円とする。

借方	貸方
当座預金	配当金積立金 雑収入
60万円	10万円 50万円

認知症診断保険金受取時

例 認知症診断保険金および積立配当金 510 万円
を受取った。このとき、配当金積立金は 10 万
円とする。

借方	貸方
当座預金	配当金積立金 雑収入
510万円	10万円 500万円

軽度認知障がい診断保険金受取時

例 軽度認知障がい診断保険金 50 万円を受取った。
このとき、配当金積立金は 10 万円とする。

借方	貸方
当座預金	雑収入
50万円	50万円

見舞金支払時

例 受取った認知症診断保険金のうち 5 万円を見
舞金規程等に基づき見舞金として被保険者に
支払った。

借方	貸方
福利厚生費*	当座預金
5万円	5万円

*法人の福利厚生規程等により見舞金を支払った場合、社会通念上妥当な金額は損金算入できますが、これを超える金額は給料・報酬となります。
(役員給与の損金算入については一定の要件がありますのでご注意ください。)

〔契約形態Ⅱの場合〕

死亡保険金の受取人は、役員・従業員の遺族となりますので、法人の経理処理は必要ありません。ただし、配当金積立金に資産計上額がある場合には、資産計上額を取崩し、雑損失として損金に算入する必要があります。

例 被保険者が死亡し、被保険者の遺族に死亡保険
金および積立配当金が支払われた。このとき、
配当金積立金は 10 万円とする。

借方	貸方
雑損失	配当金積立金
10万円	10万円

※役員・従業員が受取る身体の傷害に基因して支払いを受ける給付金については、全額非課税となるため課税は発生しません。(所得税基本通達 9-21)

[認知症保障保険の場合]

A. 保険料払込期間中

支払保険料の全額を前払保険料として資産計上したうえで、「経理処理上の当月分保険料」*を取崩し、定期保険料として損金に算入してください。

* 経理処理上の当月分保険料＝月払保険料× 12 カ月÷保険料払込期間÷(計算上の保険期間× 12 カ月)
(保険期間が終身である第三分野保険については、保険期間の開始の日から被保険者の年齢が 116 歳に達する日までを計算上の保険期間とします。)

例 月払保険料として 1 万円を支払った。ただし、計算上の保険期間を 70 年、保険料払込期間を 20 年とする。

保険料払込期間(＝ 20 年)

借方		貸方	
前払保険料	0.72 万円	当座預金	1 万円
定期保険料	0.28 万円		

<経理処理上の当月分保険料>
1 万円× (12 カ月× 20 年) ÷ (12 カ月× 70 年) = 0.28 万円

B. 保険料払込期間満了後から計算上の保険期間満了日まで

保険料払込期間中に資産計上した前払保険料の累計額をこの期間で均等に取崩して定期保険料として損金に算入してください。

例 保険料払込期間中に資産計上した前払保険料の累計額 (172.8 万円) を保険料払込満了後から計算上の保険期間満了までの期間 (50 年) で均等に取崩し損金に算入した。

保険料払込期間満了後から計算上の保険期間満了日まで(＝ 50 年)

借方		貸方	
定期保険料	0.28 万円	前払保険料	0.28 万円

<前払保険料の取崩額>
●Aの期間にすでに資産計上している累計額・・・0.72 万円× (12 カ月× 20 年) =172.8 万円
●保険料払込期間満了後に均等に取崩す)・・・172.8 万円÷ (12 カ月× 50 年) = 0.28 万円
金額

2. 配当金

配当金の経理処理は、P24 をご参照ください。

3. 給付金受取時(入院総合保険・がん医療保険の場合)

給付金受取時の経理処理は、P24 をご参照ください。

4. 保険金受取時(認知症保障保険の場合)

[契約形態Ⅰの場合]

認知症保障保険により支払われる保険金を受取った場合、前払保険料および配当金積立金の資産計上額を取崩し、受取額との差額は雑損失(雑収入)として損金(益金)に算入してください。

死亡保険金受取時^(注)

例 死亡保険金および積立配当金 60 万円を受取った。このとき、前払保険料は 100 万円、配当金積立金は 10 万円とする。

借方		貸方	
当座預金	60 万円	前払保険料	100 万円
雑損失	50 万円	配当金積立金	10 万円

認知症診断保険金受取時^(注)

例 認知症診断保険金および積立配当金 510 万円を受取った。このとき、前払保険料は 100 万円、配当金積立金は 10 万円とする。

借方		貸方	
当座預金	510 万円	前払保険料	100 万円
		配当金積立金	10 万円
		雑収入	400 万円

軽度認知障がい診断保険金受取時

例 軽度認知障がい診断保険金 50 万円を受取った。

借方		貸方	
当座預金	50 万円	雑収入	50 万円

*軽度認知障がい診断保険金受取時は、その後も保険契約が継続するため、前払保険料および配当金積立金の取崩しは不要です。

見舞金支払時

例 受取った認知症診断保険金のうち 5 万円を見舞金規程等に基づき見舞金として被保険者に支払った。

借方		貸方	
福利厚生費*	5 万円	当座預金	5 万円

*法人の福利厚生規程等により見舞金を支払った場合、社会通念上妥当な金額は損金算入できますが、これを超える金額は給料・報酬となります。
(役員給与の損金算入については一定の要件がありますのでご注意ください。)

[契約形態Ⅱの場合]

死亡保険金の受取人は、役員・従業員の遺族となりますので、法人の経理処理は必要ありません。ただし、前払保険料および配当金積立金に資産計上額がある場合には、資産計上額を取崩し、雑損失として損金に算入する必要があります。

例 被保険者が死亡し、被保険者の遺族に死亡保険金および積立配当金が支払われた。このとき、前払保険料は 100 万円、配当金積立金は 10 万円とする。

借方		貸方	
雑損失	110 万円	前払保険料	100 万円
		配当金積立金	10 万円

※役員・従業員が受取る身体の傷害に基因して支払いを受ける給付金については、全額非課税となるため課税は発生しません。(所得税基本通達 9－21)

5. 解約払戻金受取時

解約払戻金受取時^(注) ※入院総合保険・がん医療保険・認知症保障保険は、保険期間が終身かつ保険料払込期間満了後の場合、解約払戻金があります。

解約払戻金を受取った場合には、前払保険料および配当金積立金の資産計上額を取崩し、解約時受取額との差額を雑損失(雑収入)として損金(益金)に算入してください。

例 解約して 31 万円を受取った。このとき、前払保険料は 240 万円、配当金積立金は 1 万円とする。

借方		貸方	
当座預金	31 万円	前払保険料	240 万円
雑損失	210 万円	配当金積立金	1 万円

(注)「1. 保険料支払時」に支払保険料を資産計上している金額がある場合に、その前払保険料を取崩し、保険金あるいは解約時受取金との 差額を雑収入(雑損失)として益金(損金)に算入してください。

第一章 各保険種類における 経理処理

各保険種類における
経理処理のまとめ

当社商品における税務の
取扱いについて

1-1. ①長期定期保険(スーパー
フェニックス)・②傷害保障重
点期間設定型長期定期
保険(プラチナフェニックス)・
③通増定期保険・④みらいの
カタチ[定期・新3大疾病保
障(死亡保障100%型)(有
期)・介護保障(有期)・
身体障がい保障]の経理処理

1-2. ④長期定期保険
(ジャストタム)の
経理処理

1-3. ⑥みらいのカタチ[入
院総合(有期)・がん医
療(有期)・入院継続時
収入サポート・認知症
保障(有期)]の経理処理

1-4. ⑦みらいのカタチ
[入院総合・がん医
療・認知症保障(終
身)]の経理処理

1-5. ⑧みらいのカタチ
[生存給付金付定
期]の経理処理

2-1. ⑨みらいのカタチ
[終身]の経理処理

2-2. ⑩みらいのカタチ[新3
大疾病保障・(死亡保障
100%型)(終身)・介護
保障(終身)]の経理処理

2-3. ⑪みらいのカタチ
[養老]の経理処理

2-4. ⑫みらいのカタチ
[年金]の経理処理

2-5. ⑬みらいのカタチ
[パッケージプラン]
の経理処理

2-6. ⑭低解約払戻金型長寿
生存保険(グランエイジ)
の経理処理

第二章 各種制度を利用した 場合の経理処理

1. 名義変更をした場合の経理処理
(所得税基本通達 36-37)

2. 契約貸付に関する
経理処理

3. 保障見直し制度を利用
した場合の経理処理

4. 一部保障見直し制度を
利用した場合の経理処理

5. 保障追加制度を利用
した場合の経理処理

6. 保険金額等を減額
した場合の経理処理

7. 終身変更制度を利用
した場合の経理処理

8. 払済保険に変更した
場合の経理処理

9. 保険料前納制度を利用
した場合の経理処理

10. 保険料頭金制度を利用
した場合の経理処理

11. 特別条件付契約の
保険料の経理処理

第三章 根拠基本通達・個別通達

1-5. ⑧みらいのカタチ^{〔生存給付金付定期〕}の経理処理

法人契約(個人事業主契約を含む)の生存給付金付定期保険は、2022 年 7 月 25 日以降販売を停止しています。

一定期間の死亡への備えを確保しながら「お祝金」をお受取りいただけるプランです。



契約形態Ⅰ

契約者……………法人
被保険者……………役員・従業員
死亡保険金受取人……………法人

(注)死亡保険金受取人を役員・従業員の遺族とした場合の生存給付金付定期保険部分の保険料の経理処理については、所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

1. 保険料支払時

保険料支払時の経理処理については、解約払戻金に各保険年度末までに支払われることとなる生存給付金(据置利息等は含みません。)の合計額を含めて最高解約返戻率、資産計上期間、資産取崩期間等を判定のうえ、タイプに応じて P 8～P10 のとおり経理処理を行ってください。

2. 配当金

配当金を積立てる場合

配当金を積立てる通知を受けた場合、すでに積立てられた配当金に対してついた利息とあわせて雑収入として益金に算入してください。同時に、同額を配当金積立金として資産に計上してください。

例 当期の配当金 5 万円を新たに積立て、前期までの積立配当金累計に対する利息 1 万円もあわせて積立てる旨の通知を受取った。

借方		貸方	
配当金積立金	6 万円	雑収入	6 万円

積立配当金を引出した場合

積立てた配当金を引出した場合には、配当金積立金からその額を取崩してください。

例 積立配当金 10 万円を引出した。

借方		貸方	
当座預金	10 万円	配当金積立金	10 万円

*配当金積立金に繰入れられていない利息をあわせて引出す場合には、雑収入として益金に算入してください。

3. 生存給付金

生存給付金を据置いた場合

＜前払保険料の資産計上額の残額が、その時点で受取るべき、生存給付金の金額を上回る場合＞

生存給付金を据置いた場合、前払保険料の資産計上額を取崩し、受取るべき生存給付金の金額を据置生存給付金として資産に計上してください。

例 生存給付金 150 万円を受取りとなったが、据置とした。

借方		貸方	
据置生存給付金	150 万円	前払保険料	150 万円

＜前払保険料の資産計上額の残額が、その時点で受取るべき、生存給付金の金額を下回る場合＞

生存給付金を据置いた際に、前払保険料の資産計上額の残額が、その時点で受取るべき生存給付金の金額を下回る(もしくは前払保険料の資産計上額の残額がない)場合、その差額を雑収入として益金に算入してください。

例 生存給付金 150 万円を受取りとなったが、据置とした。このとき前払保険料の資産計上額の残額は 100 万円とする。

借方		貸方	
据置生存給付金	150 万円	前払保険料 雑収入	100 万円 50 万円

また利息繰入通知を受取った場合、雑収入として益金に算入してください。

例 据置生存給付金の利息として 1 万円を受取った。

借方		貸方	
据置生存給付金	1 万円	雑収入	1 万円

据置生存給付金を引出した場合

据置生存給付金を全額引出した場合、資産に計上した据置生存給付金を取崩します。受取額との差額がある場合は、雑収入として益金に算入してください。

例 据置生存給付金および当期の利息 66 万円を引出した。このとき、利息は 2 万円とする。

借方		貸方	
当座預金	66 万円	据置生存給付金 雑収入	64 万円 2 万円

保険期間満了を迎えた場合^(注)

保険期間満了時に生じた生存給付金を受取った場合、前払保険料および配当金積立金を取崩します。受取額との差額がある場合は、雑収入(雑損失)として益金(損金)に算入してください。(生存給付金は全額引出しているものとする。)

例 保険期間満了となったので、生存給付金 1,515 万円を受取った。このとき前払保険料は 500 万円、配当金積立金は 15 万円とする。

借方		貸方	
当座預金	1,515 万円	前払保険料 配当金積立金 雑収入	500 万円 15 万円 1,000 万円

(注)「1. 保険料支払時」に支払保険料を資産計上している金額がある場合に、その前払保険料を取崩し、保険金あるいは解約時受取金との差額を雑収入(雑損失)として益金(損金)に算入してください。

2-1. ⑨みらいのカタチ〔終身〕の経理処理

終身にわたって、死亡に備えることができる保険です。

終身

契約形態Ⅰ

契約者…………… 法人
被保険者…………… 役員・従業員
死亡保険金受取人…………… 法人

契約形態Ⅱ

契約者…………… 法人
被保険者…………… 役員・従業員
死亡保険金受取人…………… 役員・従業員の遺族

1. 保険料支払時

〔契約形態Ⅰの場合〕

法人が支払った保険料は保険料積立金として資産に計上してください。

例

月払保険料として 10 万円を支払った。

借方		貸方	
保険料積立金	10 万円	当座預金	10 万円

〔契約形態Ⅱの場合〕

法人が支払った保険料は、給与となりますので、給料・報酬として処理してください。

例

月払保険料として 10 万円を支払った。

借方		貸方	
給料・報酬	10 万円	当座預金	10 万円

ただし、給料・報酬として処理された額は、当該被保険者の給与所得として所得税等の課税対象となります。なお、被保険者が役員等の場合、役員給与について損金算入できる金額には限度がありますのでご注意ください。

2. 配当金

配当金を積立てる場合

配当金を積立てる通知を受けた場合、すでに積立てられた配当金に対してついた利息とあわせて雑収入として益金に算入してください。同時に、同額を配当金積立金として資産に計上してください。

例

当期の配当金 5 万円を新たに積立て、前期までの積立配当金累計に対する利息 1 万円もあわせて積立てる旨の通知を受取った。

借方		貸方	
配当金積立金	6 万円	雑収入	6 万円

積立配当金を引出した場合

積立てた配当金を引出した場合には、配当金積立金からその額を取崩してください。

例

積立配当金 10 万円を引出した。

借方		貸方	
当座預金	10 万円	配当金積立金	10 万円

*配当金積立金に繰入れられていない利息をあわせて引出す場合には、雑収入として益金に算入してください。

4. 保険金受取時

死亡保険金受取時^(注)

死亡保険金を受取った場合、前払保険料および配当金積立金の資産計上額を取崩し、死亡時受取額との差額は雑収入(雑損失)として益金(損金)に算入してください。(生存給付金は全額引出しているものとする。)

例

死亡保険金および積立配当金 5,015 万円を受取った。このとき、前払保険料は 500 万円、配当金積立金は 15 万円とする。

借方		貸方	
当座預金	5,015 万円	前払保険料	500 万円
		配当金積立金	15 万円
		雑収入	4,500 万円

5. 解約払戻金受取時

解約払戻金受取時^(注)

解約払戻金を受取った場合には、前払保険料および配当金積立金の資産計上額を取崩し、解約時受取額との差額を雑収入(雑損失)として益金(損金)に算入してください。(生存給付金は全額引出しているものとする。)

例

解約して 550 万円を受取った。このとき前払保険料は 500 万円、配当金積立金は 15 万円とする。

借方		貸方	
当座預金	550 万円	前払保険料	500 万円
		配当金積立金	15 万円
		雑収入	35 万円

勇退退職金支払時 ※退職金の一部として生命保険を交付(名義変更)する場合の取扱い は P60 参照

法人の退職金規程等により解約払戻金を退職金として支払った場合、原則としてその金額は、退職金として損金に算入できます。ただし、役員等の場合には、損金算入に限度がありますのでご注意ください。

例

解約時受取額 550 万円を被保険者の退職金として支払った。

借方		貸方	
退職金	550 万円	当座預金	×××万円
		預り金*	××万円

*この預り金は退職金の源泉徴収税額です。勤続年数等により源泉徴収の対象となる退職所得の金額が異なるため×××万円と表示しております。

(注)「1. 保険料支払時」に支払保険料を資産計上している金額がある場合に、その前払保険料を取崩し、保険金あるいは解約時受取金との差額を雑収入(雑損失)として益金(損金)に算入してください。

各保険種類における
経理処理のまとめ

当社商品における税務の
取扱いについて

1-1. ①長期定期保険(スーパー
フェニックス)・②傷害保障重
点期間設定型長期定期
保険(プラチナフェニックス)・
③通増定期保険・④みらいの
カタチ〔定期・新3大疾病保
障(死亡保障100%型)(有
期)・介護保障(有期)・
身体障がい保障〕の経理処理

1-2. ④長期定期保険
(ジャストターム)
の経理処理

1-3. ⑥みらいのカタチ〔入
院総合(有期)・がん医
療(有期)・入院継続時
収入サポート・認知症
保障(有期)〕の経理処理

1-4. ⑦みらいのカタチ
〔入院総合・がん医
療・認知症保障(終
身)〕の経理処理

1-5. ⑧みらいのカタチ
〔生存給付金付定
期〕の経理処理

2-1. ⑨みらいのカタチ
〔終身〕の経理処理

2-2. ⑩みらいのカタチ〔新3
大疾病保障・(死亡保障
100%型)(終身)・介護
保障(終身)〕の経理処理

2-3. ⑪みらいのカタチ
〔養老〕の経理処理

2-4. ⑫みらいのカタチ
〔年金〕の経理処理

2-5. ⑬みらいのカタチ
〔パッケージプラン〕
の経理処理

2-6. ⑭低解約払戻金型長寿
生存保険(グランエイジ)
の経理処理

1. 名義変更をした場合の経理処理
(所得税基本通達 36-37)

2. 契約貸付に関する
経理処理

3. 保障見直し制度を利用
した場合の経理処理

4. 一部保障見直し制度を
利用した場合の経理処理

5. 保障追加制度を利用
した場合の経理処理

6. 保険金額等を減額
した場合の経理処理

7. 終身変更制度を利用
した場合の経理処理

8. 払済保険に変更した
場合の経理処理

9. 保険料前納制度を利用
した場合の経理処理

10. 保険料頭金制度を利用
した場合の経理処理

11. 特別条件付契約の
保険料の経理処理

2-2. ⑩みらいのカタチ [新3大疾病保障(死亡保障100%型)(終身)・介護保障(終身)] の経理処理

介護保障保険は、2024 年 4 月 2 日以降販売を停止しています。

契約形態Ⅰ

契約者…………… 法人
被保険者…………… 役員・従業員
死亡保険金受取人…………… 法人

契約形態Ⅱ

契約者…………… 法人
被保険者…………… 役員・従業員
死亡保険金受取人…………… 役員・従業員の遺族

※給付金および生前給付型保険金の受取人は以下のとおりです。

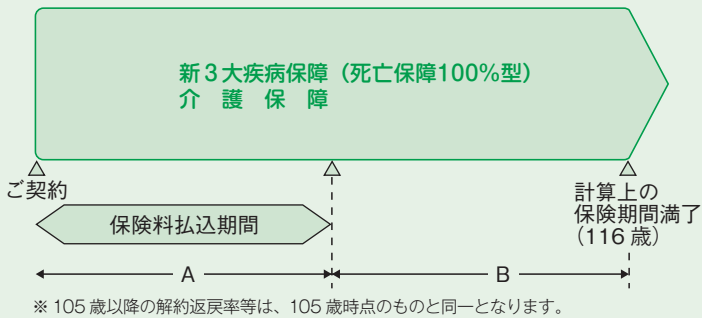
契約形態Ⅰ：契約者
契約形態Ⅱ：被保険者

1. 保険料支払時の経理処理

タイプ①：最高解約返戻率が 50%以下となる場合

[各例における前提：●計算上の保険期間 80 年 ●保険料払込期間 20 年 ●最高解約返戻率 45%]

終身にわたって、死亡・3 大疾病・介護状態に備えることができる保険です。



A. 保険料払込期間中

支払保険料の全額を前払保険料として資産に計上してください。そのうち、「経理処理上の当月分保険料」*の全額を定期保険料として損金に算入してください。

*経理処理上の当月分保険料＝月払保険料×12 カ月÷保険料払込期間÷(計算上の保険期間×12 カ月)
(保険期間が終身である第三分野保険については、保険期間の開始日から被保険者の年齢が 116 歳に達する日までを計算上の保険期間とします。)

例	月払保険料として 20 万円を支払った。	保険料払込期間 (= 20 年)	
		借方	貸方
		前払保険料 15 万円 定期保険料 5 万円	当座預金 20 万円
●経理処理上の当月分保険料・・・20万円×(12 カ月×20 年)÷(12 カ月×80 年)＝5 万円			

B. 保険料払込期間満了後から計算上の保険期間満了日まで

A の期間で資産計上した前払保険料の累計額をこの期間で均等に取崩して定期保険料として損金に算入してください。

例	A の期間に資産に計上した前払保険料の累計額 (3,600 万円) を B の期間 (60 年) で均等に取崩し損金に算入した。	保険料払込期間満了後から計算上の保険期間満了日まで (=60 年)	
		借方	貸方
		定期保険料 5 万円	前払保険料 5 万円
<前払保険料の取崩額> ●A の期間ですでに資産計上している累計額・・・15 万円×(12 カ月×20 年)＝3,600 万円 ●B の期間で均等に取崩す金額・・・3,600 万円÷(12 カ月×60 年)＝5 万円			

3. 保険金受取時

[契約形態Ⅰの場合]

死亡保険金受取時

死亡保険金を受取った場合、保険料積立金および配当金積立金の資産計上額を取崩し、死亡時受取額との差額は雑収入(雑損失)として益金(損金)に算入してください。

例	死亡保険金および積立配当金 3,100 万円を受取った。このとき、保険料積立金は 1,400 万円、配当金積立金は 100 万円とする。	借方	貸方
		当座預金 3,100 万円	保険料積立金 1,400 万円 配当金積立金 100 万円 雑収入 1,600 万円

死亡退職金・弔慰金支払時

法人の退職金・弔慰金規程等により退職金・弔慰金を支払った場合、原則としてその金額は退職金・福利厚生費として損金に算入できます。ただし、役員等の場合には、損金算入に限度がありますのでご注意ください。

例

死亡退職金として 1,000 万円、弔慰金として 300 万円を支払った。

借方		貸方	
退職金	1,000万円	当座預金	1,300万円
福利厚生費*	300万円		

*原則として業務上の死亡の場合には普通給与の3年分相当額、業務上の死亡でない場合は普通給与の半年分相当額を超える弔慰金は、死亡退職金とみなされます。

[契約形態Ⅱの場合]

死亡保険金の受取人は、役員・従業員の遺族となりますので、法人の経理処理は必要ありません。ただし、配当金積立金に資産計上額がある場合には、資産計上額を取崩し、雑損失として損金に算入する必要があります。

例	被保険者が死亡し、被保険者の遺族に死亡保険金および積立配当金が支払われた。このとき、配当金積立金は 100 万円とする。	借方	貸方
		雑損失 100 万円	配当金積立金 100 万円

4. 解約払戻金受取時

解約払戻金受取時

解約払戻金を受取った場合には、保険料積立金および配当金積立金の資産計上額を取崩し、解約時受取額との差額を雑収入(雑損失)として益金(損金)に算入してください。

例	解約して 1,600 万円を受取った。このとき、保険料積立金は 1,400 万円、配当金積立金は 100 万円とする。	借方	貸方
		当座預金 1,600 万円	保険料積立金 1,400 万円 配当金積立金 100 万円 雑収入 100 万円

勇退退職金支払時 ※退職金の一部として生命保険を交付(名義変更)する場合の取扱い は P60 参照

法人の退職金規程等により解約払戻金を退職金として支払った場合、原則としてその金額は、退職金として損金に算入できます。ただし、役員等の場合には、損金算入に限度がありますのでご注意ください。

例

解約時受取額 1,600 万円を被保険者の退職金として支払った。

借方		貸方	
退職金	1,600 万円	当座預金 預り金*	××××万円 ×××万円

*この預り金は退職金の源泉徴収税額です。勤続年数等により源泉徴収の対象となる退職所得の金額が異なるため××××万円と表示しております。

第一章 各保険種類における経理処理

各保険種類における経理処理のまとめ

当社商品における税務の取扱いについて

1-1. ①長期定期保険(スーパーフェニックス)・②傷害保障重点期間設定型長期定期保険(プラチナフェニックス)・③通増定期保険・④みらいのカタチ[定期・新3大疾病保障(死亡保障100%型)(有期)・介護保障(有期)・身体障害(介護)保障]の経理処理

1-2. ④長期定期保険(ジャストタム)の経理処理

1-3. ⑥みらいのカタチ[入院総合(有期)・がん医療(有期)・入院継続時収入サポート・認知症保障(有期)]の経理処理

1-4. ⑦みらいのカタチ[入院総合・がん医療・認知症保障(終身)]の経理処理

1-5. ⑧みらいのカタチ[生存給付金付定期]の経理処理

2-1. ⑨みらいのカタチ[終身]の経理処理

2-2. ⑩みらいのカタチ[新3大疾病保障・(死亡保障100%型)(終身)・介護保障(終身)]の経理処理

2-3. ⑪みらいのカタチ[養老]の経理処理

2-4. ⑫みらいのカタチ[年金]の経理処理

2-5. ⑬みらいのカタチ[パッケージプラン]の経理処理

2-6. ⑭低解約払戻金型長寿生存保険(グランエイジ)の経理処理

第二章 各種制度を利用した場合の経理処理

1. 名義変更をした場合の経理処理(所得税基本通達 36-37)

2. 契約貸付に関する経理処理

3. 保障見直し制度を利用した場合の経理処理

4. 一部保障見直し制度を利用した場合の経理処理

5. 保障追加制度を利用した場合の経理処理

6. 保険金額等を減額した場合の経理処理

7. 終身変更制度を利用した場合の経理処理

8. 払済保険に変更した場合の経理処理

9. 保険料前納制度を利用した場合の経理処理

10. 保険料頭金制度を利用した場合の経理処理

11. 特別条件付契約の保険料の経理処理

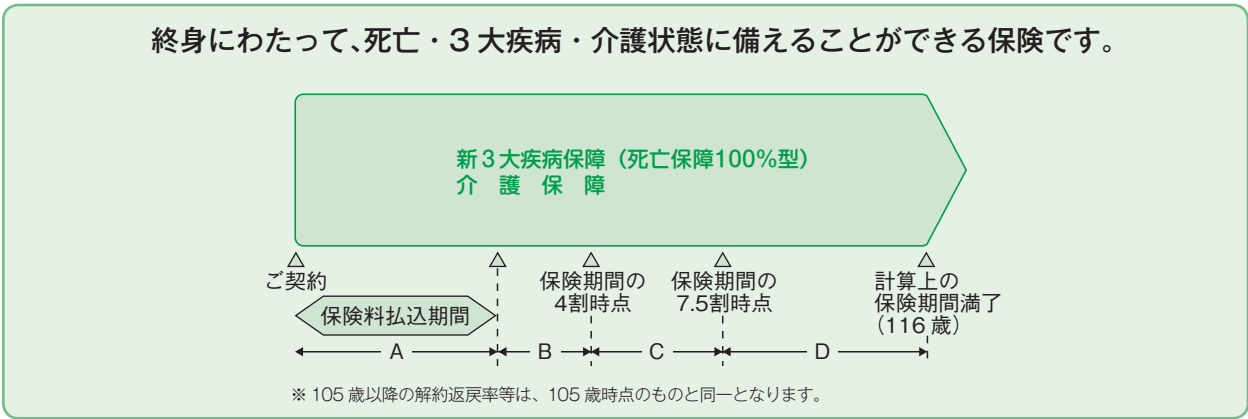
第三章 根拠基本通達・個別通達

タイプ②：最高解約返戻率が 50% 超 70% 以下となる場合

※ 被保険者 1 名あたりの年換算保険料相当額が 30 万円以下の場合(タイプ②に該当する複数のご契約(他社商品も含む))に加入されている場合はそれらを合算して判定します。)は、タイプ①と同様の取扱いとなります。
なお、当ページ記載の例では、以下の計算式から年換算保険料相当額が 30 万円超となるため、タイプ②の取扱いとなります。

年換算保険料相当額：月払保険料×12 カ月÷保険料払込期間÷計算上の保険期間＝20 万円×12 カ月÷20 年÷80 年＝60 万円

[各例における前提：●計算上の保険期間 80 年 ●保険料払込期間 20 年 ●最高解約返戻率 65%]



A. 保険期間の当初 4 割相当期間かつ保険料払込期間中

(1) 支払保険料の全額を前払保険料として資産に計上し、その金額から「経理処理上の当月分保険料」を取崩してください。
(2) 「経理処理上の当月分保険料」のうち、4 / 10 を前払保険料として資産に計上し、残額を定期保険料として損金に算入してください。

例 月払保険料として 20 万円を支払った。

保険期間の当初 4 割相当期間かつ保険料払込期間中 (＝20 年)

借方		貸方	
前払保険料	17 万円	当座預金	20 万円
定期保険料	3 万円		

●経理処理上の当月分保険料・・・20 万円×(12 カ月×20 年)÷(12 カ月×80 年)＝5 万円

< A-(1) の経理処理 >

●前払保険料として資産計上する金額・・・20 万円－5 万円＝15 万円

< A-(2) の経理処理 >

●前払保険料として資産計上する金額・・・5 万円×4/10＝2 万円

●定期保険料として損金算入する金額・・・5 万円－2 万円＝3 万円

< 当月前払保険料として資産計上する金額 >
15 万円＋2 万円＝17 万円

B. 保険期間の当初 4 割相当期間かつ保険料払込期間満了後

A-(1) で資産に計上した前払保険料の累計額から「経理処理上の当月分保険料」を取崩してください。
取崩した「経理処理上の当月分保険料」の 4 / 10 を前払保険料として資産計上し、残額を定期保険料として損金に算入してください。

例 A-(1) で資産に計上した前払保険料の累計額から「経理処理上の当月分保険料」(5 万円)を取崩した。

保険期間の当初 4 割相当期間かつ保険料払込期間満了後 (＝12 年)

借方		貸方	
前払保険料	2 万円	前払保険料	5 万円
定期保険料	3 万円		

●経理処理上の当月分保険料・・・5 万円

< 当月前払保険料として資産計上する金額 >
5 万円×4 / 10＝2 万円

< 当月定期保険料として損金算入する金額 >
5 万円－2 万円＝3 万円

C. 保険期間の当初 4 割相当期間経過後から当初 7.5 割相当期間まで

A-(1) で資産に計上した前払保険料の累計額から「経理処理上の当月分保険料」を取崩して、全額を定期保険料として損金に算入してください。

例 A-(1) で資産に計上した前払保険料の累計額から「経理処理上の当月分保険料」(5 万円)を取崩した。

保険期間の当初 4 割相当期間経過後から当初 7.5 割相当期間まで (＝28 年)

借方		貸方	
定期保険料	5 万円	前払保険料	5 万円

D. 保険期間の当初 7.5 割相当期間経過後から計算上の保険期間満了日まで

A-(1) で資産に計上した前払保険料の累計額から「経理処理上の当月分保険料」を取崩して、全額を定期保険料として損金に算入してください。加えて、A-(2) と B で資産に計上した前払保険料の累計額をこの期間で均等に取崩して定期保険料として損金に算入してください。

例 A-(1) で資産に計上した前払保険料の累計額から「経理処理上の当月分保険料」(5 万円)を取崩して全額を損金算入した。加えて、A-(2) と B で資産に計上した前払保険料の累計額(768 万円)を D の期間(20 年)で均等に取崩して損金に算入した。

保険期間の当初 7.5 割相当期間経過後から計算上の保険期間満了日まで (＝20 年)

借方		貸方	
定期保険料	8.2 万円	前払保険料	8.2 万円

●経理処理上の当月分保険料・・・5 万円

●A-(2) と B で資産に計上した前払保険料の累計額・・・(2 万円×12 カ月×20 年)＋(2 万円×12 カ月×12 年)＝768 万円

●D の期間で均等に取崩す額・・・768 万円÷(12 カ月×20 年)＝3.2 万円

< 当月定期保険料として損金算入する額 >
5 万円＋3.2 万円＝8.2 万円

第一章 各保険種類における 経理処理

各保険種類における
経理処理のまとめ

当社商品における税務の
取扱いについて

1-1. ①長期定期保険(スーパー
フェニックス)・②傷害保障重
点期間設定型長期定期
保険(プラチナフェニックス)・
③通増定期保険・④みらいの
カタチ[定期・新 3 大疾病保
障(死亡保障 100% 型)(有
期)・介護保障(有期)・
身体障がい保障]の経理処理

1-2. ④長期定期保険
(ジャストタム)
の経理処理

1-3. ⑥みらいのカタチ[入
院総合(有期)・がん医
療(有期)・入院継続時
収入サポート・認知症
保障(有期)]の経理処理

1-4. ⑦みらいのカタチ
[入院総合・がん医
療・認知症保障(終
身)]の経理処理

1-5. ⑧みらいのカタチ
[生存給付金付定
期]の経理処理

2-1. ⑨みらいのカタチ
[終身]の経理処理

2-2. ⑩みらいのカタチ[新 3
大疾病保障・死亡保障
100% 型](終身)・介護
保障(終身)]の経理処理

2-3. ⑪みらいのカタチ
[養老]の経理処理

2-4. ⑫みらいのカタチ
[年金]の経理処理

2-5. ⑬みらいのカタチ
[パッケージプラン]
の経理処理

2-6. ⑭低解約払戻金型長寿
生存保険(グランエイジ)
の経理処理

第二章 各種制度を利用した 場合の経理処理

1. 名義変更をした場合の経理処理
(所得税基本通達 36-37)

2. 契約貸付に関する
経理処理

3. 保障見直し制度を利用
した場合の経理処理

4. 一部保障見直し制度を
利用した場合の経理処理

5. 保障追加制度を利用
した場合の経理処理

6. 保険金額等を減額
した場合の経理処理

7. 終身変更制度を利用
した場合の経理処理

8. 払済保険に変更した
場合の経理処理

9. 保険料前納制度を利用
した場合の経理処理

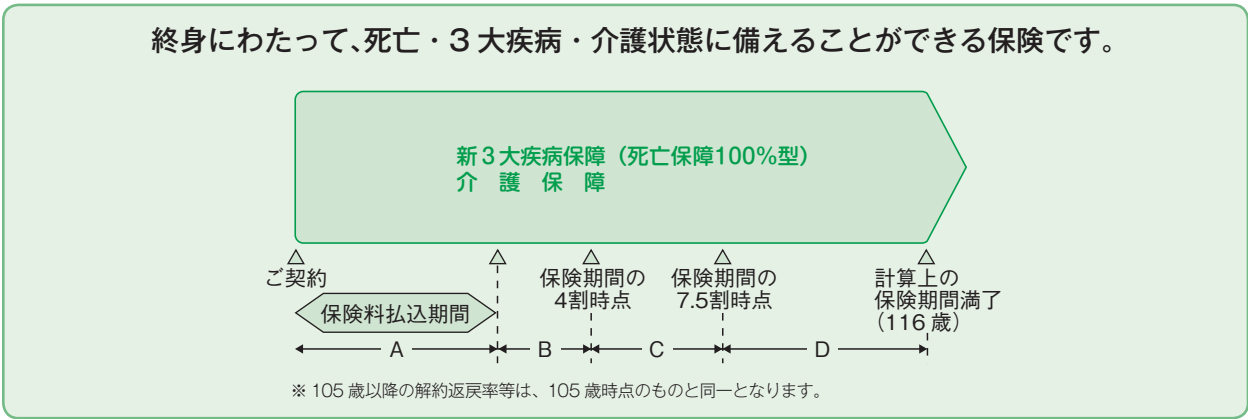
10. 保険料頭金制度を利用
した場合の経理処理

11. 特別条件付契約の
保険料の経理処理

第三章 根拠基本通達・個別通達

タイプ③：最高解約返戻率が 70%超 85%以下となる場合

[各例における前提：●計算上の保険期間 80 年 ●保険料払込期間 20 年 ●最高解約返戻率 75%]



A. 保険期間の当初 4 割相当期間かつ保険料払込期間中

(1) 支払保険料の全額を前払保険料として資産に計上し、その金額から「経理処理上の当月分保険料」を取崩してください。
(2) 「経理処理上の当月分保険料」のうち、6 / 10 を前払保険料として資産に計上し、残額を定期保険料として損金に算入してください。

例 月払保険料として 20 万円を支払った。

保険期間の当初 4 割相当期間かつ保険料払込期間中 (= 20 年)

借方		貸方	
前払保険料	18万円	当座預金	20万円
定期保険料	2万円		

●経理処理上の当月分保険料・・・20 万円×(12 カ月×20 年)÷(12 カ月×80 年)= 5 万円

< A-(1) の経理処理 >

●前払保険料として資産計上する金額・・・20 万円－ 5 万円= 15 万円

< A-(2) の経理処理 >

●前払保険料として資産計上する金額・・・5 万円× 6 / 10 = 3 万円

●定期保険料として損金算入する金額・・・5 万円－ 3 万円= 2 万円

< 当月前払保険料として資産計上する金額 >
15 万円+3 万円= 18 万円

B. 保険期間の当初 4 割相当期間かつ保険料払込期間満了後

A-(1) で資産に計上した前払保険料の累計額から「経理処理上の当月分保険料」を取崩してください。
取崩した「経理処理上の当月分保険料」の 6 / 10 を前払保険料として資産計上し、残額を定期保険料として損金に算入してください。

例 A-(1) で資産に計上した前払保険料の累計額から「経理処理上の当月分保険料」(5 万円)を取崩した。

保険期間の当初 4 割相当期間かつ保険料払込期間満了後 (= 12 年)

借方		貸方	
前払保険料	3万円	前払保険料	5万円
定期保険料	2万円		

●経理処理上の当月分保険料・・・5 万円

< 当月前払保険料として資産計上する金額 >
5 万円× 6 / 10 = 3 万円

< 当月定期保険料として損金算入する金額 >
5 万円－ 3 万円= 2 万円

C. 保険期間の当初 4 割相当期間経過後から当初 7.5 割相当期間まで

A-(1) で資産に計上した前払保険料の累計額から「経理処理上の当月分保険料」を取崩して、全額を定期保険料として損金に算入してください。

例 A-(1) で資産に計上した前払保険料の累計額から「経理処理上の当月分保険料」(5 万円)を取崩した。

保険期間の当初 4 割相当期間経過後から当初 7.5 割相当期間まで (= 28 年)

借方		貸方	
定期保険料	5万円	前払保険料	5万円

D. 保険期間の当初 7.5 割相当期間経過後から計算上の保険期間満了日まで

A-(1) で資産に計上した前払保険料の累計額から「経理処理上の当月分保険料」を取崩して、全額を定期保険料として損金に算入してください。加えて、A-(2) と B で資産に計上した前払保険料の累計額をこの期間で均等に取崩して定期保険料として損金に算入してください。

例 A-(1) で資産に計上した前払保険料の金額から「経理処理上の当月分保険料」(5 万円)を取崩して全額を損金算入した。加えて、A-(2) と B で資産に計上した前払保険料の累計額(1,152 万円)を D の期間(20 年)で均等に取崩して損金に算入した。

保険期間の当初 7.5 割相当期間経過後から計算上の保険期間満了日まで (= 20 年)

借方		貸方	
定期保険料	9.8万円	前払保険料	9.8万円

●経理処理上の当月分保険料・・・5 万円

●A-(2) と B で資産に計上した前払保険料の累計額)・・・(3 万円× 12 カ月× 20 年)+ (3 万円× 12 カ月× 12 年)= 1,152 万円

●D の期間で均等に取崩す額・・・1,152 万円÷(12 カ月× 20 年)= 4.8 万円

< 当月定期保険料として損金算入する金額 >
5 万円+ 4.8 万円= 9.8 万円

第一章
各保険種類における
経理処理

各保険種類における
経理処理のまとめ

当社商品における税務の
取扱いについて

1-1. ①長期定期保険(スーパーフェニックス)・②傷害保障重点期間設定型長期定期保険(プラチナフェニックス)・③通増定期保険・④みらいのカたち[定期・新3大疾病保障(死亡保障100%型)(有期)・介護保障(有期)・身体障害(保障)]の経理処理

1-2. ④長期定期保険(ジャストタム)の経理処理

1-3. ⑥みらいのカたち[入院総合(有期)・がん医療(有期)・入院継続時収入サポート・認知症保障(有期)]の経理処理

1-4. ⑦みらいのカたち[入院総合・がん医療・認知症保障(終身)]の経理処理

1-5. ⑧みらいのカたち[生存給付金付定期]の経理処理

2-1. ⑨みらいのカたち[終身]の経理処理

2-2. ⑩みらいのカたち[新3大疾病保障・(死亡保障100%型)(終身)・介護保障(終身)]の経理処理

2-3. ⑪みらいのカたち[養老]の経理処理

2-4. ⑫みらいのカたち[年金]の経理処理

2-5. ⑬みらいのカたち[パッケージプラン]の経理処理

2-6. ⑭低解約払戻金型長寿生存保険(グランエイジ)の経理処理

第二章
各種制度を利用した
場合の経理処理

1. 名義変更をした場合の経理処理
(所得税基本通達 36-37)

2. 契約貸付に関する
経理処理

3. 保障見直し制度を利用
した場合の経理処理

4. 一部保障見直し制度を
利用した場合の経理処理

5. 保障追加制度を利用
した場合の経理処理

6. 保険金額等を減額
した場合の経理処理

7. 終身変更制度を利用
した場合の経理処理

8. 払済保険に変更した
場合の経理処理

9. 保険料前納制度を利用
した場合の経理処理

10. 保険料頭金制度を利用
した場合の経理処理

11. 特別条件付契約の
保険料の経理処理

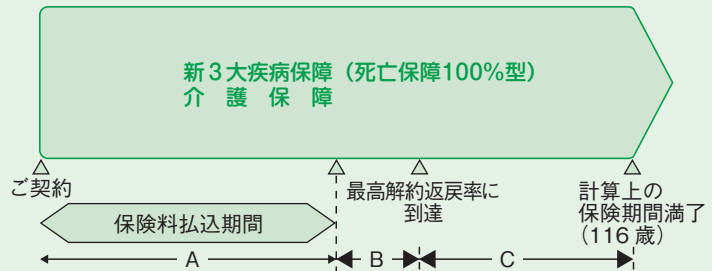
第三章
根拠基本通達・個別通達

タイプ④：最高解約返戻率が 85%超となる場合

各例における前提：●計算上の保険期間 50 年 ●保険料払込期間 20 年

- 最高解約返戻率 90%（35 年目に到達）
- 解約払戻金の増加割合が 7 割を超える期間の終わり 34 年目
- 解約払戻金額が最も高くなる年度 50 年目

終身にわたって、死亡・3 大疾病・介護状態に備えることができる保険です。



A *¹. 保険期間開始から保険料払込期間満了まで

< 保険期間の当初 10 年間 >

(1) 支払保険料の全額を前払保険料として資産に計上し、その金額から「経理処理上の当月分保険料」を取崩してください。
(2) そのうち「経理処理上の当月分保険料×最高解約返戻率×0.9」を前払保険料として資産計上し、残額を定期保険料として損金に算入してください。

例 月払保険料として 20 万円を支払った。

保険期間開始から当初 10 年間

	借方	貸方
前払保険料	18.48 万円	当座預金
定期保険料	1.52 万円	20 万円

●経理処理上の当月分保険料・・・20 万円×(12 カ月×20 年)÷(12 カ月×50 年) = 8 万円

< A-(1) の経理処理 >

●前払保険料として資産計上する金額・・・20 万円－8 万円＝12 万円

< A-(2) の経理処理 >

●前払保険料として資産計上する金額・・・8 万円×90%×0.9＝6.48 万円

●定期保険料として損金算入する金額・・・8 万円－6.48 万円＝1.52 万円

< 当月前払保険料として資産計上する金額 >

12 万円＋6.48 万円＝18.48 万円

< ご契約から 11 年目以降 >

(3) 支払保険料の全額を前払保険料として資産に計上し、その金額から「経理処理上の当月分保険料」を取崩してください。
(4) そのうち「経理処理上の当月分保険料×最高解約返戻率×0.7」を前払保険料として資産計上し、残額を定期保険料として損金に算入してください。

例 月払保険料として 20 万円を支払った。

11 年目以降から保険料払込期間まで(＝10 年)

	借方	貸方
前払保険料	17.04 万円	当座預金
定期保険料	2.96 万円	20 万円

●経理処理上の当月分保険料・・・8 万円

< A-(3) の経理処理 >

●前払保険料として資産計上する金額・・・20 万円－8 万円＝12 万円

< A-(4) の経理処理 >

●前払保険料として資産計上する金額・・・8 万円×90%×0.7＝5.04 万円

●定期保険料として損金算入する金額・・・8 万円－5.04 万円＝2.96 万円

< 当月前払保険料として資産計上する金額 >

12 万円＋5.04 万円＝17.04 万円

B. 保険料払込期間満了後から最高解約返戻率に達する保険年度まで

A-(1)・(3)で資産に計上した前払保険料の累計額から「経理処理上の当月分保険料」を取崩してください。

「取崩した経理処理上の当月分保険料×最高解約返戻率×0.7」を前払保険料として資産計上し、残額を定期保険料として損金に算入してください。

例 A-(1)・(3)で資産に計上した前払保険料の累計額から「経理処理上の当月分保険料」(8 万円)を取崩した。

保険料払込期間満了から最高解約返戻率に達する保険年度まで(＝15 年)

	借方	貸方
前払保険料	5.04 万円	前払保険料
定期保険料	2.96 万円	8 万円

●経理処理上の当月分保険料・・・8 万円

< 当月前払保険料として資産計上する金額 >

●経理処理上の当月分保険料×最高解約返戻率×0.7)・・・8 万円×90%×0.7＝5.04 万円

< 当月定期保険料として損金算入する金額 >

8 万円－5.04 万円＝2.96 万円

C *². B の期間経過後から計算上の保険期間満了日まで

A-(1)・(3)で資産に計上した前払保険料の累計額から「経理処理上の当月分保険料」を取崩して、全額を損金に算入してください。

例 A-(1)・(3)で資産に計上した前払保険料の累計額から「経理処理上の当月分保険料」(8 万円)を取崩して全額を損金算入した。

最高解約返戻率に達する保険年度経過後から計算上の保険期間満了日まで(＝15 年)

	借方	貸方
定期保険料	8 万円	前払保険料
		8 万円

D. 計算上の保険期間満了日

A-(2)・(4)と B で資産に計上した前払保険料の金額を取崩し、差額を雑損失として損金に算入してください。

例 A-(2)・(4)と B で資産に計上した前払保険料の累計額(2,289.6 万円)を取崩し、差額を雑損失として損金算入した。

計算上の保険期間満了日

	借方	貸方
雑損失	2,289.6 万円	前払保険料
		2,289.6 万円

●A-(2)・(4)と B で資産計上した前払保険料の累計額

・・・(6.48 万円×12 カ月×10 年)＋(5.04 万円×12 カ月×10 年)＋(5.04 万円×12 カ月×15 年)＝2,289.6 万円

*1 A+B の期間が 5 年未満となる場合は、ご契約から 5 年間となります。(この場合で、保険期間が 10 年未満の場合は、保険期間の当初 5 割相当期間が資産計上期間となります。)この場合、A+B の期間で資産計上した前払保険料の金額を残りの期間で均等に取崩し全額を定期保険料として損金に算入してください。

*2 最高解約返戻率に達する保険年度と計算上の保険期間満了日が同一の場合は、計算上の保険期間満了日まで B の期間の経理処理を行ってください。そのうえで、計算上の保険期間満了日に、D に記載の経理処理を行ってください。(C の期間がないため、C の経理処理を行う必要はありません。)

< 保険期間が終身の新 3 大疾病保障保険・介護保障保険の取扱いについて >

新 3 大疾病保障保険(死亡保障 100%型)(終身)・介護保障保険(終身)の支払保険料については、法基通 9-3-5 または 9-3-5 の 2 の取扱いが適用されます。ただし、新 3 大疾病保障保険(死亡保障 100%型)(終身)・介護保障保険(終身)の解約払戻金については、養老保険等と類似した推移を示すことから、法基通 9-3-4(1) の取扱いに準じて、経理処理を行っても差支えありません。
したがって、P34 ～ P40 に記載の経理処理または終身保険と同じ経理処理のいずれかの経理処理をすることとなります。終身保険と同様の経理処理を行う場合、P32 をご参照ください。

(注)ただし、契約形態Ⅱの場合かつ役員または特定の従業員のみを被保険者としている場合等には、当該保険料の額は当該役員または従業員の給与となりますので、期間の経過にかかわらず全額を給料・報酬として経理処理してください。給料・報酬として処理された額は、当該被保険者の給与所得として所得税等の課税対象となります。なお、被保険者が役員等の場合、役員給与について損金算入できる金額には限度がありますのでご注意ください。

第一章 各保険種類における経理処理

各保険種類における経理処理のまとめ

当社商品における税務の取扱いについて

1-1. ①長期定期保険(スーパーフェニックス)・②傷害保障重点期間設定型長期定期保険(プラチナフェニックス)・③通増定期保険・④みらいのカタチ[定期・新 3 大疾病保障(死亡保障 100% 型)(有期)・介護保障(有期)・身体障がい保障]の経理処理

1-2. ④長期定期保険(ジャストタム)の経理処理

1-3. ⑥みらいのカタチ[入院総合(有期)・がん医療(有期)・入院継続時収入サポート・認知症保障(有期)]の経理処理

1-4. ⑦みらいのカタチ[入院総合・がん医療・認知症保障(終身)]の経理処理

1-5. ⑧みらいのカタチ[生存給付金付定期]の経理処理

2-1. ⑨みらいのカタチ[終身]の経理処理

2-2. ⑩みらいのカタチ[新 3 大疾病保障・(死亡保障 100% 型)(終身)・介護保障(終身)]の経理処理

2-3. ⑪みらいのカタチ[養老]の経理処理

2-4. ⑫みらいのカタチ[年金]の経理処理

2-5. ⑬みらいのカタチ[パッケージプラン]の経理処理

2-6. ⑭低解約払戻金型長寿生存保険(グランエイジ)の経理処理

第二章 各種制度を利用した場合の経理処理

1. 名義変更をした場合の経理処理(所得税基本通達 36-37)

2. 契約貸付に関する経理処理

3. 保障見直し制度を利用した場合の経理処理

4. 一部保障見直し制度を利用した場合の経理処理

5. 保障追加制度を利用した場合の経理処理

6. 保険金額等を減額した場合の経理処理

7. 終身変更制度を利用した場合の経理処理

8. 払済保険に変更した場合の経理処理

9. 保険料前納制度を利用した場合の経理処理

10. 保険料頭金制度を利用した場合の経理処理

11. 特別条件付契約の保険料の経理処理

第三章 根拠基本通達・個別通達

2. 配当金

配当金を積立てる場合

配当金を積立てる通知を受けた場合、すでに積立てられた配当金に対してついた利息とあわせて雑収入として益金に算入してください。同時に、同額を配当金積立金として資産に計上してください。

例	当期の配当金 10 万円を新たに積立て、前期までの積立配当金累計に対する利息 2 万円もあわせて積立てる旨の通知を受取った。			
	借方		貸方	
	配当金積立金	12 万円	雑収入	12 万円

積立配当金を引出した場合

積立てた配当金を引出した場合には、配当金積立金からその額を取崩してください。

例	積立配当金 10 万円を引出した。			
	借方		貸方	
	当座預金	10 万円	配当金積立金	10 万円
*配当金積立金に繰入れられていない利息をあわせて引出す場合には、雑収入として益金に算入してください。				

3. 保険金受取時

〔契約形態Ⅰの場合〕

死亡保険金受取時

死亡保険金を受取った場合、前払保険料(または保険料積立金)および配当金積立金の資産計上額を取崩し、死亡時受取額との差額は雑収入として益金に算入してください。

例	死亡保険金および積立配当金 10,200 万円を受取った。このとき、前払保険料は 3,600 万円、配当金積立金は 200 万円とする。			
	借方		貸方	
	当座預金	10,200 万円	前払保険料 配当金積立金 雑収入	3,600 万円 200 万円 6,400 万円

死亡退職金・弔慰金支払時

法人の退職金・弔慰金規程等により支払った場合、原則としてその金額は退職金・福利厚生費として損金に算入できます。ただし、役員等の場合には、損金算入に限度がありますのでご注意ください。

例	死亡退職金として 3,000 万円、弔慰金として 300 万円を支払った。			
	借方		貸方	
	退職金 福利厚生費*	3,000 万円 300 万円	当座預金	3,300 万円
*原則として業務上の死亡の場合には普通給与の 3 年分相当額、業務上の死亡でない場合は普通給与の半年分相当額を超える弔慰金は、死亡退職金とみなされます。				

3大疾病保険金・介護保険金・身体障がい保険金の受取時^(注)

例	3大疾病保険金および積立配当金 2,010 万円を受取った。このとき、前払保険料は 200 万円、配当金積立金は 10 万円とする。			
	借方		貸方	
	当座預金	2,010 万円	前払保険料 配当金積立金 雑収入	200 万円 10 万円 1,800 万円

3大疾病保険金・介護保険金の年金受取時

(1)年金受取の選択時

前払保険料(または保険料積立金)および配当金積立金の資産計上額を取崩し、保険金額および積立配当金の全額を年金積立保険料(取崩用の資産勘定)へ振替え、資産計上してください。取崩額と年金積立保険料との差額は、雑収入として益金に算入してください。

例	3大疾病保険金および積立配当金の合計額 2,010 万円を受取ることが確定し、5 年確定年金を選択した。このとき、前払保険料は 200 万円、配当金積立金は 10 万円とする。			
	借方		貸方	
	年金積立保険料	2,010 万円	前払保険料 配当金積立金 雑収入	200 万円 10 万円 1,800 万円

(2)年金受取時

(1)で年金積立保険料として資産計上した金額から以下の算式による金額を取崩し、受取額との差額は雑収入として益金に算入してください。

$$\text{取崩額} = \text{年金積立保険料} \times \frac{\text{年金年額} * 1}{\text{年金受取見込総額} * 2}$$

* 1 年金開始後の配当金を含まない。
* 2 年金受取見込総額＝年金年額×年金受取期間(確定年金の場合)

例	5 年確定年金で、1 年目の年金として 403 万円と年金開始後の配当金 1 万円をあわせた 404 万円を受取った。また、年金受取の選択時の年金積立保険料は 2,010 万円、年金受取見込総額は 2,015 万円(403 万円× 5 回)とする。			
	借方		貸方	
	当座預金	404 万円	年金積立保険料 雑収入	402 万円 2 万円

$$\text{取崩額} = 2,010 \text{ 万円} \times \frac{403 \text{ 万円}}{2,015 \text{ 万円}} = 402 \text{ 万円}$$

※2 年目以降の年金受取時も、(2)と同様の経理処理を行うこととなります。
※年金受取については、申出時に当社が当制度を取扱っていない場合は利用できません。

特定疾病診断保険金の受取時

例 特定疾病診断保険金 200 万円を受取った。

見舞金支払時

例 受取った特定疾病診断保険金のうち 5 万円を見舞金規程等に基づき見舞金として被保険者に支払った。

〔契約形態Ⅱの場合〕

死亡保険金の受取人は、役員・従業員の遺族となりますので、法人の経理処理は必要ありません。ただし、前払保険料および配当金積立金に資産計上額がある場合は、資産計上額を取崩し、雑損失として損金に算入する必要があります。

例	被保険者が死亡し、被保険者の遺族に死亡保険金および積立配当金が支払われた。このとき、前払保険料は 3,000 万円、配当金積立金は 150 万円とする。			
	借方		貸方	
	雑損失	3,150 万円	前払保険料 配当金積立金	3,000 万円 150 万円

※役員・従業員が受取る身体の傷害に基因して支払いを受ける保険金については、全額非課税となるため課税は発生しません。(所得税基本通達 9-21)

(注)「1. 保険料支払時」に支払保険料を資産計上している金額がある場合に、その前払保険料を取崩し、保険金あるいは解約時受取金との差額を雑収入(雑損失)として益金(損金)に算入してください。

第一章 各保険種類における 経理処理

各保険種類における
経理処理のまとめ

当社商品における税務の
取扱いについて

1-1. ①長期定期保険(スーパーフェニックス)・②傷害保障重点期間設定型長期定期保険(プラチナフェニックス)・③通増定期保険・④みらいのカタチ[定期・新3大疾病保障(死亡保障100%型)(有期)・介護保障(有期)・身体障がい保障]の経理処理

1-2. ④長期定期保険(ジャストターム)の経理処理

1-3. ⑥みらいのカタチ[入院総合(有期)・がん医療(有期)・入院継続時収入サポート・認知症保障(有期)]の経理処理

1-4. ⑦みらいのカタチ[入院総合・がん医療・認知症保障(終身)]の経理処理

1-5. ⑧みらいのカタチ[生存給付金付定期]の経理処理

2-1. ⑨みらいのカタチ[終身]の経理処理

2-2. ⑩みらいのカタチ[新3大疾病保障・(死亡保障100%型)(終身)・介護保障(終身)]の経理処理

2-3. ⑪みらいのカタチ[養老]の経理処理

2-4. ⑫みらいのカタチ[年金]の経理処理

2-5. ⑬みらいのカタチ[パッケージプラン]の経理処理

2-6. ⑭低解約払戻金型長寿生存保険(グランエイジ)の経理処理

第二章 各種制度を利用した 場合の経理処理

1. 名義変更をした場合の経理処理
(所得税基本通達 36-37)

2. 契約貸付に関する
経理処理

3. 保障見直し制度を利用
した場合の経理処理

4. 一部保障見直し制度を
利用した場合の経理処理

5. 保障追加制度を利用
した場合の経理処理

6. 保険金額等を減額
した場合の経理処理

7. 終身変更制度を利用
した場合の経理処理

8. 払済保険に変更した
場合の経理処理

9. 保険料前納制度を利用
した場合の経理処理

10. 保険料頭金制度を利用
した場合の経理処理

11. 特別条件付契約の
保険料の経理処理

第三章 根拠基本通達・個別通達

2-3. ⑪みらいのカタチ〔養老〕の経理処理

一定期間、死亡に備えながら資産形成ができる保険です。

養老

契約形態Ⅰ

契約者…………… 法人
被保険者…………… 役員・従業員
死亡保険金受取人…………… 法人
満期保険金受取人…………… 法人

契約形態Ⅱ

契約者…………… 法人
被保険者…………… 役員・従業員
死亡保険金受取人…………… 役員・従業員の遺族
満期保険金受取人…………… 法人

1. 保険料支払時

〔契約形態Ⅰの場合〕

法人が支払った保険料は、保険料積立金として資産に計上してください。

例

月払保険料として8万円を支払った。

借方	貸方
保険料積立金	当座預金
8万円	8万円

〔契約形態Ⅱの場合〕

法人が支払った保険料のうち1／2を保険料積立金として資産に計上し、残りの1／2は福利厚生費として損金に算入してください。*

例

月払保険料として8万円を支払った。

借方	貸方
保険料積立金 福利厚生費	当座預金
4万円 4万円	8万円

ただし、役員または特定の従業員のみを被保険者としている場合等には、保険料の1／2はその被保険者に対する給与となりますので、給料・報酬として処理してください。給料・報酬として処理された額は、当該被保険者の給与所得として所得税等の課税対象となります。なお、被保険者が役員等の場合、役員給与について損金算入できる金額には限度がありますのでご注意ください。

例

月払保険料として8万円を支払った。

借方	貸方
保険料積立金 給料・報酬	当座預金
4万円 4万円	8万円

* 福利厚生費として損金算入するための要件(法人税基本通達 9-3-4 及び所得税基本通達 36-31 等参照)
・原則として役員・従業員の全員を対象とします。ただし、合理的な理由により加入対象者を決定している場合は認められる場合もあります。
・個々の役員・従業員の保険金額に格差がある場合、それは職種、年齢、勤続年数等に応じた合理的な格差である必要があります。
・同族会社で、役員・従業員の大部分が同族関係者である場合は、給与として取扱われることがあります。

4. 解約払戻金受取時

解約払戻金受取時^(注)

解約払戻金を受取った場合には、前払保険料(または保険料積立金)および配当金積立金の資産計上額を取崩し、解約時受取額との差額を雑収入(雑損失)として益金(損金)に算入してください。

例

解約して4,150万円を受取った。
このとき前払保険料は3,000万円、配当金積立金は150万円とする。

借方	貸方
当座預金	前払保険料 配当金積立金 雑収入
4,150万円	3,000万円 150万円 1,000万円

勇退退職金支払時 ※退職金の一部として生命保険を交付(名義変更)する場合の取扱い は P60 参照

法人の退職金規程等により解約払戻金を退職金として支払った場合、原則としてその金額は、退職金として損金に算入できます。
ただし、役員等の場合には、損金算入に限度がありますのでご注意ください。

例

解約時受取額4,150万円を被保険者の退職金として支払った。

借方	貸方
退職金	当座預金 預り金*
4,150万円	××××万円 ×××万円

*この預り金は退職金の源泉徴収税額です。勤続年数等により源泉徴収の対象となる退職所得の金額が異なるため×××万円と表示しております。

(注)「1. 保険料支払時」に支払保険料を資産計上している金額がある場合に、その前払保険料または保険料積立金を取崩し、保険金あるいは解約時受取金との差額を雑収入(雑損失)として益金(損金)に算入してください。

各保険種類における
経理処理のまとめ

当社商品における税務の
取扱いについて

1-1. ①長期定期保険(スーパー
フェニックス)・②傷害保障重
点期間設定型長期定期
保険(プラチナフェニックス)・
③通増定期保険・④みらいの
カタチ〔定期・新3大疾病保
障(死亡保障100%型)(有
期)・介護保障(有期)・
身体障がい保障〕の経理処理

1-2. ④長期定期保険
(ジャストタム)
の経理処理

1-3. ⑥みらいのカタチ〔入
院総合(有期)・がん医
療(有期)・入院継続時
収入サポート・認知症
保障(有期)〕の経理処理

1-4. ⑦みらいのカタチ
〔入院総合・がん医
療・認知症保障(終
身)〕の経理処理

1-5. ⑧みらいのカタチ
〔生存給付金付定
期〕の経理処理

2-1. ⑨みらいのカタチ
〔終身〕の経理処理

2-2. ⑩みらいのカタチ〔新3
大疾病保障・(死亡保障
100%型)(終身)・介護
保障(終身)〕の経理処理

2-3. ⑪みらいのカタチ
〔養老〕の経理処理

2-4. ⑫みらいのカタチ
〔年金〕の経理処理

2-5. ⑬みらいのカタチ
〔パッケージプラン〕
の経理処理

2-6. ⑭低解約払戻金型長寿
生存保険(グランエイジ)
の経理処理

1. 名義変更をした場合の経理処理
(所得税基本通達 36-37)

2. 契約貸付に関する
経理処理

3. 保障見直し制度を利用
した場合の経理処理

4. 一部保障見直し制度を
利用した場合の経理処理

5. 保障追加制度を利用
した場合の経理処理

6. 保険金額等を減額
した場合の経理処理

7. 終身変更制度を利用
した場合の経理処理

8. 払済保険に変更した
場合の経理処理

9. 保険料前納制度を利用
した場合の経理処理

10. 保険料頭金制度を利用
した場合の経理処理

11. 特別条件付契約の
保険料の経理処理

2. 配当金

配当金を積立てる場合

配当金を積立てる通知を受けた場合、すでに積立てられた配当金に対してついた利息とあわせて雑収入として益金に算入してください。同時に、同額を配当金積立金として資産に計上してください。

例 当期の配当金 5 万円を新たに積立て、前期までの積立配当金累計に対する利息 1 万円もあわせて積立てる旨の通知を受取った。

借方		貸方	
配当金積立金	6万円	雑収入	6万円

積立配当金を引出した場合

積立てた配当金を引出した場合には、配当金積立金からその額を取崩してください。

例 積立配当金 10 万円を引出した。

借方		貸方	
当座預金	10万円	配当金積立金	10万円

*配当金積立金に繰入れられていない利息をあわせて引出す場合には、雑収入として益金に算入してください。

3. 保険金受取時

[契約形態Ⅰの場合]

満期保険金受取時

満期保険金を受取った場合、保険料積立金および配当金積立金の資産計上額を取崩し、満期時受取額との差額は雑収入(雑損失)として益金(損金)に算入してください。

例 満期になり、2,020 万円を受取った。このとき、保険料積立金は 1,920 万円、配当金積立金は 20 万円とする。

借方		貸方	
当座預金	2,020万円	保険料積立金 配当金積立金 雑収入	1,920万円 20万円 80万円

勇退退職金支払時

法人の退職金規程等により満期保険金を退職金として支払った場合、原則としてその金額は退職金として損金に算入することができます。ただし、役員等の場合には損金算入に限度がありますのでご注意ください。

例 受取った満期保険金を財源として、退職金 2,000 万円を支払った。

借方		貸方	
退職金	2,000万円	当座預金 預り金*	××××万円 ×××万円

*この預り金は退職金の源泉徴収税額です。勤続年数等により源泉徴収の対象となる退職所得の金額が異なるため×××万円と表示しております。

満期保険金を据置いた場合

満期到来時

満期保険金を据置いた場合、保険料積立金および配当金積立金の資産計上額を取崩すとともに、満期時に受取るべき金額を据置保険金として資産に計上してください。据置保険金と資産取崩額との差額は雑収入(雑損失)として益金(損金)に算入してください。

例 満期保険金 2,020 万円を受取りとなったが、据置とした。このとき、保険料積立金は 1,920 万円、配当金積立金は 20 万円とする。

借方		貸方	
据置保険金	2,020万円	保険料積立金 配当金積立金 雑収入	1,920万円 20万円 80万円

利息繰入通知を受取った場合

また、利息繰入通知を受取った場合、雑収入として益金に算入してください。

例 据置保険金の利息として 10 万円を受取った。

借方		貸方	
据置保険金	10万円	雑収入	10万円

据置保険金を引出した場合

据置保険金を全額引出した場合、資産に計上した据置保険金を取崩します。受取額との差額があれば、雑収入として益金に算入してください。

例 据置保険金および当期の利息 2,060 万円を受取った。このとき、利息は 10 万円とする。

借方		貸方	
当座預金	2,060万円	据置保険金 雑収入	2,050万円 10万円

死亡保険金受取時

死亡保険金を受取った場合、保険料積立金および配当金積立金の資産計上額を取崩し、死亡時受取額との差額は雑収入(雑損失)として益金(損金)に算入してください。

例 死亡保険金および積立配当金 2,020 万円を受取った。このとき、保険料積立金は 960 万円、配当金積立金は 10 万円とする。

借方		貸方	
当座預金	2,020万円	保険料積立金 配当金積立金 雑収入	960万円 10万円 1,050万円

死亡退職金・弔慰金支払時

法人の退職金・弔慰金規程等により退職金等を支払った場合、原則としてその金額は退職金・福利厚生費として損金に算入できます。ただし、役員等の場合には、損金算入に限度がありますのでご注意ください。

例 死亡退職金として 1,000 万円、弔慰金として 300 万円を支払った。

借方		貸方	
退職金 福利厚生費*	1,000万円 300万円	当座預金	1,300万円

*原則として業務上の死亡の場合には普通給与の3年分相当額、業務上の死亡でない場合は普通給与の半年分相当額を超える弔慰金は、死亡退職金とみなされます。

第一章 各保険種類における 経理処理

各保険種類における
経理処理のまとめ

当社商品における税務の
取扱いについて

1-1. ①長期定期保険（スーパー
フェニックス）・②傷害保障重
点期間設定型長期定期
保険（プラチナフェニックス）・
③通増定期保険・④みらいの
カタチ〔定期・新3大疾病保
障（死亡保障100％型）（有
期）・介護保障（有期）・
身体障がい保障〕の経理処理

1-2. ④長期定期保険
（ジャストターム）
の経理処理

1-3. ⑥みらいのカタチ〔入
院総合（有期）・がん医
療（有期）・入院継続時
収入サポート・認知症
保障（有期）〕の経理処理

1-4. ⑦みらいのカタチ
〔入院総合・がん医
療・認知症保障（終
身）〕の経理処理

1-5. ⑧みらいのカタチ
〔生存給付金付定
期〕の経理処理

2-1. ⑨みらいのカタチ
〔終身〕の経理処理

2-2. ⑩みらいのカタチ〔新3
大疾病保障・（死亡保障
100％型）（終身）・介護
保障（終身）〕の経理処理

2-3. ⑪みらいのカタチ
〔養老〕の経理処理

2-4. ⑫みらいのカタチ
〔年金〕の経理処理

2-5. ⑬みらいのカタチ
〔パッケージプラン〕
の経理処理

2-6. ⑭低解約払戻金型長寿
生存保険（グランエイジ）
の経理処理

第二章 各種制度を利用した 場合の経理処理

1. 名義変更をした場合の経理処理
（所得税基本通達 36-37）

2. 契約貸付に関する
経理処理

3. 保障見直し制度を利用
した場合の経理処理

4. 一部保障見直し制度を
利用した場合の経理処理

5. 保障追加制度を利用
した場合の経理処理

6. 保険金額等を減額
した場合の経理処理

7. 終身変更制度を利用
した場合の経理処理

8. 払済保険に変更した
場合の経理処理

9. 保険料前納制度を利用
した場合の経理処理

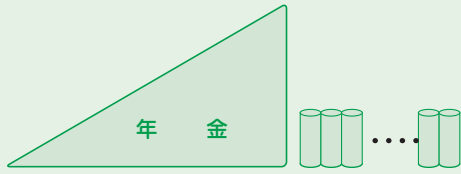
10. 保険料頭金制度を利用
した場合の経理処理

11. 特別条件付契約の
保険料の経理処理

第三章 根拠基本通達・個別通達

2-4. ⑫みらいのカタチ^[年金]の経理処理

計画的に将来必要な資金を準備できる保険です。



契約形態Ⅰ

契約者…………… 法人
被保険者…………… 役員・従業員
死亡保険金受取人…………… 法人
年金受取人…………… 法人

契約形態Ⅱ

契約者…………… 法人
被保険者…………… 役員・従業員
死亡保険金受取人…………… 役員・従業員の遺族
年金受取人…………… 法人

<年金開始前>

1. 保険料支払時

[契約形態Ⅰの場合]

法人が支払った保険料は保険料積立金として資産に計上してください。

例	月払保険料として 10 万円を支払った。		
		借方	貸方
		保険料積立金	10 万円
			当座預金
			10 万円

[契約形態Ⅱの場合]

法人が支払った保険料のうち 9 / 10 は保険料積立金として資産に計上し、残りの 1 / 10 は福利厚生費として損金に算入してください*。

例	月払保険料として 10 万円を支払った。		
		借方	貸方
		保険料積立金	9 万円
		福利厚生費	1 万円
			当座預金
			10 万円

ただし、役員または特定の従業員のみを被保険者とする場合等には、保険料のうち 1 / 10 は被保険者に対する給与となりますので、給料・報酬として処理してください。給料・報酬として処理された額は、当該被保険者の給与所得として所得税等の課税対象となります。なお、被保険者が役員等の場合、役員給与について損金算入できる金額には限度がありますのでご注意ください。

例	月払保険料として 10 万円を支払った。		
		借方	貸方
		保険料積立金	9 万円
		給料・報酬	1 万円
			当座預金
			10 万円

* 福利厚生費として損金算入するための要件(法人税基本通達 9-3-4 及び所得税基本通達 36-31 等参照)
・原則として役員・従業員の全員を対象とします。ただし、合理的な理由により加入対象者を決定している場合は認められる場合もあります。
・個々の役員・従業員の保険金額に格差がある場合、それは職種、年齢、勤続年数等に応じた合理的な格差である必要があります。
・同族会社で、役員・従業員の大部分が同族関係者である場合は、給与として取扱われることがあります。

[契約形態Ⅱの場合]

満期保険金受取時

満期保険金受取時の経理処理については、P45 をご参照ください。

勇退退職金支払時

勇退退職金支払時の経理処理については、P45 をご参照ください。

満期保険金を据置いた場合

満期保険金を据置いた場合の経理処理については、P46 をご参照ください。

死亡保険金受取時

死亡保険金の受取人は、役員・従業員の遺族となりますので、法人の経理処理は必要ありません。ただし、保険料積立金や配当金積立金に資産計上額がある場合には、資産計上額を取崩して、雑損失として損金算入する必要があります。

例	死亡保険金および積立配当金が被保険者の遺族に支払われた。このとき、保険料積立金が 480 万円、配当金積立金が 10 万円とする。		
		借方	貸方
		雑損失	490 万円
			保険料積立金
			480 万円
			配当金積立金
			10 万円

4. 解約払戻金受取時

解約払戻金受取時

解約払戻金を受取った場合には、保険料積立金および配当金積立金の資産計上額を取崩し、解約時受取額との差額を雑収入(雑損失)として益金(損金)に算入してください。

例	解約して 1,000 万円を受取った。このとき、保険料積立金は 960 万円、配当金積立金は 10 万円とする。		
		借方	貸方
		当座預金	1,000 万円
			保険料積立金
			960 万円
			配当金積立金
			10 万円
			雑収入
			30 万円

勇退退職金支払時 ※退職金の一部として生命保険を交付(名義変更)する場合の取扱い は P60 参照

法人の退職金規程等により解約払戻金を退職金として支払った場合、原則としてその金額は、退職金として損金に算入できます。ただし、役員等の場合には、損金算入に限度がありますのでご注意ください。

例	解約時受取額 1,000 万円を被保険者の退職金として支払った。		
		借方	貸方
		退職金	1,000 万円
			当座預金
			××××万円
			預り金*
			×××万円

*この預り金は退職金の源泉徴収税額です。勤続年数等により源泉徴収の対象となる退職所得の金額が異なるため×××万円と表示しております。

2. 配当金

配当金を積立てる場合

配当金を積立てる通知を受けた場合、すでに積立てられた配当金に対してついた利息とあわせて雑収入として益金に算入してください。同時に、同額を配当金積立金として資産に計上してください。

例 当期の配当金 2 万円を新たに積立て、前期までの積立配当金累計に対する利息 5 千円もあわせて積立てる旨の通知を受けた。

借方		貸方	
配当金積立金	2.5 万円	雑収入	2.5 万円

積立配当金を引出した場合

積立てた配当金を引出した場合には、配当金積立金からその額を取崩してください。

例 積立配当金 2 万円を引出した。

借方		貸方	
当座預金	2 万円	配当金積立金	2 万円

*配当金積立金に繰入れられていない利息をあわせて引出す場合には、雑収入として益金に算入してください。

3. 保険金受取時

【契約形態Ⅰの場合】

死亡保険金受取時

死亡保険金を受取った場合、保険料積立金および配当金積立金の資産計上額を取崩し、死亡時受取額との差額は雑収入(雑損失)として益金(損金)に算入してください。

例 死亡保険金および積立配当金 1,015 万円を受取った。このとき、保険料積立金は 880 万円、配当金積立金は 15 万円とする。

借方		貸方	
当座預金	1,015 万円	保険料積立金 配当金積立金 雑収入	880 万円 15 万円 120 万円

【契約形態Ⅱの場合】

死亡保険金は役員・従業員の遺族に直接支払われますので、法人の経理処理は必要ありません。ただし保険料積立金や配当金積立金に資産計上額がある場合には、資産計上額を取崩して雑損失として損金算入する必要があります。

例 被保険者が死亡し、被保険者の遺族に死亡保険金および積立配当金が支払われた。このとき、保険料積立金は 792 万円、配当金積立金は 15 万円とする。

借方		貸方	
雑損失	807 万円	保険料積立金 配当金積立金	792 万円 15 万円

4. 解約払戻金受取時

解約払戻金受取時

解約払戻金を受取った場合には、保険料積立金および配当金積立金の資産計上額を取崩し、解約時受取額との差額を雑収入(雑損失)として益金(損金)に算入してください。

例 解約して 1,600 万円を受取った。このとき、保険料積立金は 1,400 万円、配当金積立金は 100 万円とする。

借方		貸方	
当座預金	1,600 万円	保険料積立金 配当金積立金 雑収入	1,400 万円 100 万円 100 万円

勇退退職金支払時 ※退職金の一部として生命保険を交付(名義変更)する場合の取扱い は P60 参照

法人の退職金規程等により解約払戻金を退職金として支払った場合、原則としてその金額は、退職金として損金に算入できます。ただし、役員等の場合には、損金算入に限度がありますのでご注意ください。

例 解約時受取額 1,600 万円を被保険者の退職金として支払った。

借方		貸方	
退職金	1,600 万円	当座預金 預り金*	××××万円 ××××万円

*この預り金は退職金の源泉徴収税額です。勤続年数等により源泉徴収の対象となる退職所得の金額が異なるため×××万円と表示しております。

<年金開始後>

1. 年金開始に伴う取崩用の資産勘定への振替え

年金開始前まで積立ててきた保険料積立金と配当金積立金を、年金積立保険料(取崩用の資産勘定)へ振替えてください。

例 年金開始時に、保険料積立金、配当金積立金にそれぞれ 2,160 万円、150 万円計上されていた。これを年金積立保険料へ振替えた。

借方		貸方	
年金積立保険料	2,310 万円	保険料積立金 配当金積立金	2,160 万円 150 万円

2. 配当金

現金受取(年金とともに受取り)する場合

受取る配当金は益金に算入してください。
実際には、配当金は年金と合算して受取りますので、経理処理については、後述の「3. 年金受取に伴う資産勘定の取崩し」をご参照ください。

3. 年金受取に伴う資産勘定の取崩し

年金を配当金とともに現金で受取った場合

年金を受取ったとき、年金積立保険料から以下の算式による金額を取崩し、受取額との差額は雑収入(雑損失)として益金(損金)に 算入してください。

$$\text{取崩額} = \text{年金積立保険料の額} \times \frac{\text{年金年額} \times 1}{\text{年金受取見込総額} \times 2}$$

- * 1 年金開始後の配当金を含まない。
- * 2 年金受取見込総額＝年金年額×以下の期間
・確定年金の場合・・・年金受取期間
・保証期間付終身年金の場合・・・保証期間と被保険者の余命年数(注)のいずれか長い期間
(注)所得税法施行令 82 の 3 の別表「余命年数表」による

※特約を付加することにより、所定の範囲内で年金の種類を 10 年保証期間付終身年金に変更することができます。 なお、申出時に当社が当制度を取扱っていない場合は、利用できません。

第一章 各保険種類における 経理処理

各保険種類における
経理処理のまとめ

当社商品における税務の
取扱いについて

1-1. ①長期定期保険(スーパー
フェニックス)・②傷害保障重
点期間設定型長期定期
保険(プラチナフェニックス)・
③通増定期保険・④みらいの
カタチ[定期・新3大疾病保
障(死亡保障100%型)(有
期)・介護保障(有期)・
身体障がい保障]の経理処理

1-2. ④長期定期保険
(ジャストタム)
の経理処理

1-3. ⑥みらいのカタチ[入
院総合(有期)・がん医
療(有期)・入院継続時
収入サポート・認知症
保障(有期)]の経理処理

1-4. ⑦みらいのカタチ
[入院総合・がん医
療・認知症保障(終
身)]の経理処理

1-5. ⑧みらいのカタチ
[生存給付金付定
期]の経理処理

2-1. ⑨みらいのカタチ
[終身]の経理処理

2-2. ⑩みらいのカタチ[新3
大疾病保障・(死亡保障
100%型)(終身)・介護
保障(終身)]の経理処理

2-3. ⑪みらいのカタチ
[養老]の経理処理

2-4. ⑫みらいのカタチ
[年金]の経理処理

2-5. ⑬みらいのカタチ
[パッケージプラン]
の経理処理

2-6. ⑭低解約払戻金型長寿
生存保険(グランエイジ)
の経理処理

第二章 各種制度を利用した 場合の経理処理

1. 名義変更をした場合の経理処理
(所得税基本通達 36-37)

2. 契約貸付に関する
経理処理

3. 保障見直し制度を利用
した場合の経理処理

4. 一部保障見直し制度を
利用した場合の経理処理

5. 保障追加制度を利用
した場合の経理処理

6. 保険金額等を減額
した場合の経理処理

7. 終身変更制度を利用
した場合の経理処理

8. 払済保険に変更した
場合の経理処理

9. 保険料前納制度を利用
した場合の経理処理

10. 保険料頭金制度を利用
した場合の経理処理

11. 特別条件付契約の
保険料の経理処理

第三章 根拠基本通達・個別通達

2-5. ⑬みらいのカタチ[パッケージプラン]の経理処理

身体障がい保障保険・介護保障保険は、2024 年 4 月 2 日以降販売を停止しています。

プラン例

一生涯の死亡保障に加え、一定期間の大きな保障を準備できるプランです。

終身

定期更新

新3大疾病保障更新

特定重度疾病保障更新

身体障がい保障更新

介護保障更新

入院総合更新

特定損傷更新

契約形態Ⅰ

契約者…………… 法人
被保険者…………… 役員・従業員
死亡保険金受取人…………… 法人

契約形態Ⅱ

契約者…………… 法人
被保険者…………… 役員・従業員
死亡保険金受取人…………… 役員・従業員の遺族

※給付金および生前給付型保険金の受取人は以下のとおりです。
契約形態Ⅰ：契約者
契約形態Ⅱ：被保険者

1. 保険料支払時

法人が支払った保険料は、保険契約毎に経理処理を行ってください。

●終身保険

保険料支払時の経理処理については、P32をご参照ください。

●定期保険・新3大疾病保障保険(死亡保障 100%型)・介護保障保険(有期)・身体障がい保障保険

保険契約毎に最高解約返戻率を算出のうえ、保険料支払時の経理処理については、P8～P10をご参照ください。

●新3大疾病保障保険(死亡保障 10%型)・特定重度疾病保障保険・特定損傷保険

これらの商品は最高解約返戻率が50%以下となるため、法人が支払った保険料は、定期保険料として全額損金に算入してください。

●入院総合保険(有期)

保険料支払時の経理処理については、P23をご参照ください。

(注)ただし、契約形態Ⅱの場合かつ役員または特定の従業員のみを被保険者としている場合等には、当該保険料の額は当該役員または従業員の給与となりますので、期間の経過にかかわらず全額を給料・報酬として経理処理してください。給料・報酬として処理された額は、当該被保険者の給与所得として所得税等の課税対象となります。なお、被保険者が役員等の場合、役員給与について損金算入できる金額には限度がありますのでご注意ください。

例 10年確定年金で、1年目の年金として240万円と年金開始後の配当金5万円を合わせた245万円を受取った。
また、年金開始時の年金積立保険料は2,310万円、年金受取見込総額は2,400万円とする。

借方		貸方	
当座預金	245万円	年金積立保険料雑収入	231万円 14万円

取崩額=2,310万円× $\frac{240\text{万円}}{2,400\text{万円}}$ =231万円

年金の残額を配当金とともに現金で一括受取した場合

年金開始後に、年金の残額を一括で受取った場合、その時点での年金積立保険料の残額を取崩し、受取額との差額は雑収入(雑損失)として益金(損金)に算入してください。

例 10年確定年金で4年目以降の年金(年金開始後の配当金を含む)を一括で1,850万円を受取った。
なお、年金開始時の年金積立保険料は2,310万円、年金年額は240万円、年金受取見込総額は2,400万円とする。

借方		貸方	
当座預金	1,850万円	年金積立保険料雑収入	1,617万円 233万円

取崩額(年金積立保険料の残額)=2,310万円－ $\left(2,310\text{万円} \times \frac{240\text{万円} \times 3\text{年}}{2,400\text{万円}}\right)$ =1,617万円
→ 年金開始後3年間の取崩額

第1回年金支払基準日の変更(繰延べ)をした場合

繰延べ時の経理処理は必要なく、年金受取時に経理処理を行います。

4. 退職年金の支払時

法人の退職金規程等により退職年金を支払った場合、原則としてその金額は退職年金として損金に算入することができます。ただし、役員等の場合には、損金算入に限度がありますのでご注意ください。

例 受取った年金300万円を被保険者の退職年金として支払った。

借方		貸方	
退職年金	300万円	当座預金 預り金*	×××万円 ××万円

*この預り金は退職年金の源泉徴収税額です。公的年金等に係る雑所得として源泉徴収の対象となります。

各保険種類における経理処理のまとめ

当社商品における税務の取扱いについて

1-1. ①長期定期保険(スーパーフェニックス)・②傷害保障重点期間設定型長期定期保険(プラチナフェニックス)・③通増定期保険・⑥みらいのカタチ[定期・新3大疾病保障(死亡保障100%型)(有期)・介護保障(有期)・身体障がい保障]の経理処理

1-2. ④長期定期保険(ジャストタム)の経理処理

1-3. ⑥みらいのカタチ[入院総合(有期)・がん医療(有期)・入院継続時収入サポート・認知症保障(有期)]の経理処理

1-4. ⑦みらいのカタチ[入院総合・がん医療・認知症保障(終身)]の経理処理

1-5. ⑧みらいのカタチ[生存給付金付定期]の経理処理

2-1. ⑨みらいのカタチ[終身]の経理処理

2-2. ⑩みらいのカタチ[新3大疾病保障(死亡保障100%型)(終身)・介護保障(終身)]の経理処理

2-3. ⑪みらいのカタチ[養老]の経理処理

2-4. ⑫みらいのカタチ[年金]の経理処理

2-5. ⑬みらいのカタチ[パッケージプラン]の経理処理

2-6. ⑭低解約払戻金型長寿生存保険(グランエイジ)の経理処理

1. 名義変更をした場合の経理処理(所得税基本通達36-37)

2. 契約貸付に関する経理処理

3. 保障見直し制度を利用した場合の経理処理

4. 一部保障見直し制度を利用した場合の経理処理

5. 保障追加制度を利用した場合の経理処理

6. 保険金額等を減額した場合の経理処理

7. 終身変更制度を利用した場合の経理処理

8. 払済保険に変更した場合の経理処理

9. 保険料前納制度を利用した場合の経理処理

10. 保険料頭金制度を利用した場合の経理処理

11. 特別条件付契約の保険料の経理処理

2. 配当金

配当金を積立てる場合

配当金を積立てる通知を受けた場合、すでに積立てられた配当金に対してついた利息とあわせて雑収入として益金に算入してください。同時に、同額を配当金積立金として資産に計上してください。

例	当期の配当金 5 万円を新たに積立て、前期までの積立配当金累計に対する利息 1 万円もあわせて積立てる旨の通知を受取った。		
		借方	貸方
		配当金積立金	6 万円
		雑収入	6 万円

積立配当金を引出した場合

積立てた配当金を引出した場合には、配当金積立金からその額を取崩してください。

例	積立配当金 10 万円を引出した。		
		借方	貸方
		当座預金	10 万円
		配当金積立金	10 万円
*配当金積立金に繰入れられていない利息をあわせて引出す場合には、雑収入として益金に算入してください。			

3. 給付金受取時

【契約形態Ⅰの場合】

契約者が給付金の受取人となるため、法人が入院総合保険により支払われる入院給付金、外来手術給付金、先進医療給付金、先進医療サポート給付金を受取った場合、または特定損傷保険により支払われる特定損傷給付金を受取った場合、全額を雑収入として益金に算入してください。また、受取った給付金を福利厚生規程等に基づき見舞金として役員・従業員に支払った場合は福利厚生費として損金に算入してください。

入院給付金等受取時

例	入院給付金 30 万円を受取った。		
		借方	貸方
		当座預金	30 万円
		雑収入	30 万円

見舞金支払時

例	受取った入院給付金のうち 5 万円を見舞金規程等に基づき見舞金として被保険者に支払った。		
		借方	貸方
		福利厚生費*	5 万円
		当座預金	5 万円

*法人の福利厚生規程等により見舞金を支払った場合、社会通念上妥当な金額は損金算入できますが、これを超える金額は給料・報酬となります。（役員給与の損金算入については一定の要件がありますのでご注意ください。）

【契約形態Ⅱの場合】

入院総合保険により支払われる入院給付金、外来手術給付金、先進医療給付金、先進医療サポート給付金、特定損傷給付金は直接被保険者に支払われますので、法人の経理処理は必要ありません。

※役員・従業員が受取る身体の傷害に基因して支払いを受ける給付金については、全額非課税となるため課税は発生しません。（所得税基本通達 9-21）

4. 保険金受取時

【契約形態Ⅰの場合】

保険金を受取った場合、前払保険料・保険料積立金および配当金積立金の資産計上額を取崩し、受取額との差額は雑収入（雑損失）として益金（損金）に算入してください。

死亡保険金受取時^{（注）}

例	死亡保険金および積立配当金 5,015 万円を受取った。このとき、保険料積立金は 300 万円、前払保険料は 300 万円、配当金積立金は 15 万円とする。		
		借方	貸方
		当座預金	5,015 万円
		保険料積立金	300 万円
		前払保険料	300 万円
		配当金積立金	15 万円
		雑収入	4,400 万円

3大疾病保険金・身体障がい保険金・介護保険金の受取時^{（注）}

例	3大疾病保険金および積立配当金 2,010 万円を受取った。このとき、前払保険料は 200 万円、配当金積立金は 10 万円とする。		
		借方	貸方
		当座預金	2,010 万円
		前払保険料	200 万円
		配当金積立金	10 万円
		雑収入	1,800 万円

特定疾病診断保険金・がん要精検後検査等給付金の受取時

例	特定疾病診断保険金 200 万円を受取った。		
		借方	貸方
		当座預金	200 万円
		雑収入	200 万円
*特定疾病診断保険金・がん要精検後検査等給付金の受取時は、その後も保険契約が継続するため、前払保険料および配当金積立金の取崩しは不要です。			

特定重度疾病保険金の受取時

例	特定重度疾病保険金 1,000 万円を受取った。		
		借方	貸方
		当座預金	1,000 万円
		雑収入	1,000 万円

見舞金支払時

例	受取った特定疾病診断保険金のうち 5 万円を見舞金規程等に基づき見舞金として被保険者に支払った。		
		借方	貸方
		福利厚生費*	5 万円
		当座預金	5 万円
*法人の福利厚生規程等により見舞金を支払った場合、社会通念上妥当な金額は損金算入できますが、これを超える金額は給料・報酬となります。（役員給与の損金算入については一定の要件がありますのでご注意ください。）			

（注）「1. 保険料支払時」に支払保険料を資産計上している金額がある場合に、その前払保険料・保険料積立金を取崩し、保険金あるいは解約時受取金との差額を雑収入（雑損失）として益金（損金）に算入してください。

第一章 各保険種類における 経理処理

各保険種類における
経理処理のまとめ

当社商品における税務の
取扱いについて

1-1. ①長期定期保険（スーパーフェニックス）・②傷害保障重点期間設定型長期定期保険（プラチナフェニックス）・③通増定期保険・④みらいのカチ【定期・新3大疾病保障（死亡保障100％型）（有期）・介護保障（有期）・身体障がい保障】の経理処理

1-2. ④長期定期保険（ジャストタム）の経理処理

1-3. ⑥みらいのカチ【入院総合（有期）・がん医療（有期）・入院継続時収入サポート・認知症保障（有期）】の経理処理

1-5. ⑧みらいのカチ【生存給付金付定期】の経理処理

2-1. ⑨みらいのカチ【終身】の経理処理

2-2. ⑩みらいのカチ【新3大疾病保障・（死亡保障100％型）（終身）・介護保障（終身）】の経理処理

2-3. ⑪みらいのカチ【養老】の経理処理

2-4. ⑫みらいのカチ【年金】の経理処理

2-5. ⑬みらいのカチ【パッケージプラン】の経理処理

2-6. ⑭低解約払戻金型長寿生存保険（グランエイジ）の経理処理

第二章 各種制度を利用した 場合の経理処理

1. 名義変更をした場合の経理処理
（所得税基本通達 36-37）

2. 契約貸付に関する
経理処理

3. 保障見直し制度を利用
した場合の経理処理

4. 一部保障見直し制度を
利用した場合の経理処理

5. 保障追加制度を利用
した場合の経理処理

6. 保険金額等を減額
した場合の経理処理

7. 終身変更制度を利用
した場合の経理処理

8. 払済保険に変更した
場合の経理処理

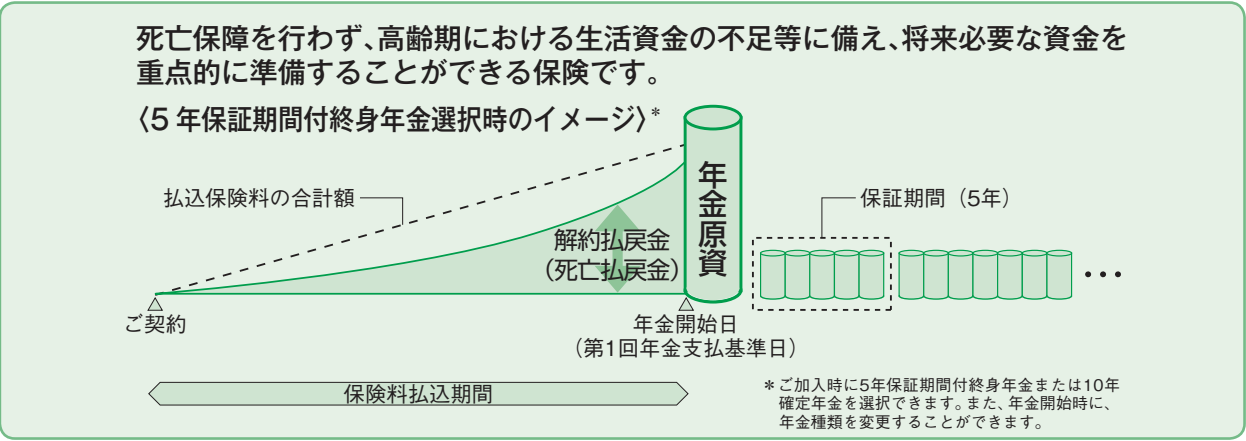
9. 保険料前納制度を利用
した場合の経理処理

10. 保険料頭金制度を利用
した場合の経理処理

11. 特別条件付契約の
保険料の経理処理

第三章 根拠基本通達・個別通達

2-6. ⑭低解約払戻金型長寿生存保険(グランエイジ)の経理処理



契約形態Ⅰ

契約者…………… 法人
被保険者………… 役員
死亡時支払金受取人………… 法人
年金受取人………… 法人

契約形態Ⅱ

契約者…………… 法人
被保険者………… 役員
死亡時支払金受取人…… 役員の遺族
年金受取人…………… 法人

※死亡時支払金受取人とは、契約者が被保険者の同意を得て指定した人で、被保険者が死亡した場合に、死亡払戻金、保険料前納金の残額、積立てた配当金等があるときに、これらを受取ることができる人をいいます。

<年金開始前>

1. 保険料支払時

【契約形態Ⅰの場合】

法人が支払った保険料は保険料積立金として資産に計上してください。

例

月払保険料として 10 万円を支払った。

借方		貸方	
保険料積立金	10 万円	当座預金	10 万円

【契約形態Ⅱの場合】

法人が支払った保険料のうち9／10は保険料積立金として資産に計上し、残りの1／10は被保険者に対する給与となりますので、給料・報酬として処理してください。給料・報酬として処理された額は、当該被保険者の給与所得として所得税等の課税対象となります。なお、被保険者が役員等の場合、役員給与について損金算入できる金額には限度がありますのでご注意ください。

例

月払保険料として 10 万円を支払った。

借方		貸方	
保険料積立金	9万円	当座預金	10万円
給料・報酬	1万円		

【契約形態Ⅱの場合】

死亡保険金の受取人は、役員・従業員の遺族となりますので、法人の経理処理は必要ありません。ただし、前払保険料・保険料積立金および配当金積立金に資産計上額がある場合には、資産計上額を取崩し、雑損失として損金に算入する必要があります。

例

被保険者が死亡し、被保険者の遺族に死亡保険金および積立配当金が支払われた。このとき、前払保険料は 50 万円、配当金積立金は 15 万円とする。

借方		貸方	
雑損失	65万円	前払保険料	50万円
		配当金積立金	15万円

※役員・従業員が受取る身体の傷害に基因して支払いを受ける保険金については、全額非課税となるため課税は発生しません。(所得税基本通達9-21)

5. 解約払戻金受取時

解約払戻金受取時(注)

解約払戻金を受取った場合には、前払保険料・保険料積立金および配当金積立金の資産計上額を取崩し、解約時受取額との差額を雑収入(雑損失)として益金(損金)に算入してください。

例

解約して410万円を受取った。このとき、保険料積立金は300万円、前払保険料は50万円、配当金積立金は10万円とする。

借方		貸方	
当座預金	410万円	保険料積立金	300万円
		前払保険料	50万円
		配当金積立金	10万円
		雑収入	50万円

勇退退職金支払時 ※退職金の一部として生命保険を交付(名義変更)する場合の取扱い P60 参照

法人の退職金規程等により解約払戻金を退職金として支払った場合、原則としてその金額は、退職金として損金に算入できます。ただし、役員等の場合には、損金算入に限度がありますのでご注意ください。

例

解約時受取額410万円を被保険者の退職金として支払った。

借方		貸方	
退職金	410万円	当座預金	×××万円
		預り金*	××万円

*この預り金は退職金の源泉徴収税額です。勤続年数等により源泉徴収の対象となる退職所得の金額が異なるため×××万円と表示しております。

(注)「1. 保険料支払時」に支払保険料を資産計上している金額がある場合に、その前払保険料・保険料積立金を取崩し、保険金あるいは解約時受取金との差額を雑収入(雑損失)として益金(損金)に算入してください。

第一章 各保険種類における経理処理

各保険種類における経理処理のまとめ

当社商品における税務の取扱いについて

1-1. ①長期定期保険(スーパーフェニックス)・②傷害保障重点期間設定型長期定期保険(プラチナフェニックス)・③通増定期保険・④みらいのカチ[定期・新3大疾病保障(死亡保障100%型)(有期)・介護保障(有期)・身体障害保障]

1-2. ④長期定期保険(ジャストチーム)の経理処理

1-3. ⑥みらいのカチ[入院総合(有期)・がん医療(有期)・入院継続時収入サポート・認知症保障(有期)]の経理処理

1-4. ⑦みらいのカチ[入院総合・がん医療・認知症保障(終身)]の経理処理

1-5. ⑧みらいのカチ[生存給付金付定期]の経理処理

2-1. ⑨みらいのカチ[終身]の経理処理

2-2. ⑩みらいのカチ[新3大疾病保障・(死亡保障100%型)(終身)・介護保障(終身)]の経理処理

2-3. ⑪みらいのカチ[養老]の経理処理

2-4. ⑫みらいのカチ[年金]の経理処理

2-5. ⑬みらいのカチ[パッケージプラン]の経理処理

2-6. ⑭低解約払戻金型長寿生存保険(グランエイジ)の経理処理

第二章 各種制度を利用した場合の経理処理

1. 名義変更をした場合の経理処理(所得税基本通達36-37)

2. 契約貸付に関する経理処理

3. 保障見直し制度を利用した場合の経理処理

4. 一部保障見直し制度を利用した場合の経理処理

5. 保障追加制度を利用した場合の経理処理

6. 保険金額等を減額した場合の経理処理

7. 終身変更制度を利用した場合の経理処理

8. 払済保険に変更した場合の経理処理

9. 保険料前納制度を利用した場合の経理処理

10. 保険料頭金制度を利用した場合の経理処理

11. 特別条件付契約の保険料の経理処理

第三章 根拠基本通達・個別通達

2. 配当金

配当金を積立てる場合

配当金を積立てる通知を受けた場合、すでに積立てられた配当金に対してついた利息とあわせて雑収入として益金に算入してください。同時に、同額を配当金積立金として資産に計上してください。

例 当期の配当金 2 万円を新たに積立て、前期までの積立配当金累計に対する利息 5 千円もあわせて積立てる旨の通知を受けた。

借方		貸方	
配当金積立金	2.5 万円	雑収入	2.5 万円

積立配当金を引出した場合

積立てた配当金を引出した場合には、配当金積立金からその額を取崩してください。

例 積立配当金 2 万円を引出した。

借方		貸方	
当座預金	2 万円	配当金積立金	2 万円

*配当金積立金に繰入れられていない利息をあわせて引出す場合には、雑収入として益金に算入してください。

3. 死亡払戻金受取時

[契約形態Ⅰの場合]

死亡払戻金を受取った場合、保険料積立金および配当金積立金の資産計上額を取崩します。
死亡払戻金は保険料積立金を下回るため、死亡払戻金を受取った場合は、雑損失が生じます。

例 死亡払戻金および積立配当金 515 万円を受取った。このとき、保険料積立金は 1,000 万円、配当金積立金は 15 万円とする。

借方		貸方	
当座預金 雑損失	515 万円 500 万円	保険料積立金 配当金積立金	1,000 万円 15 万円

[契約形態Ⅱの場合]

死亡払戻金は役員の遺族に直接支払われますので、法人の経理処理は必要ありません。ただし保険料積立金や配当金積立金に資産計上額がある場合には、資産計上額を取崩して雑損失として損金算入する必要があります。

例 被保険者が死亡し、被保険者の遺族に死亡払戻金および積立配当金が支払われた。このとき、保険料積立金は 792 万円、配当金積立金は 15 万円とする。

借方		貸方	
雑損失	807 万円	保険料積立金 配当金積立金	792 万円 15 万円

4. 解約払戻金受取時

解約払戻金受取時

解約払戻金を受取った場合には、保険料積立金および配当金積立金の資産計上額を取崩します。
解約時受取額は保険料積立金を下回るため、解約払戻金を受取った場合は、雑損失が生じます。

例 解約して 515 万円を受取った。このとき、保険料積立金は 1,000 万円、配当金積立金は 15 万円とする。

借方		貸方	
当座預金 雑損失	515 万円 500 万円	保険料積立金 配当金積立金	1,000 万円 15 万円

勇退退職金支払時 ※退職金の一部として生命保険を交付(名義変更)する場合の取扱い は P60 参照

法人の退職金規程等により解約払戻金を退職金として支払った場合、原則としてその金額は、退職金として損金に算入できます。ただし、役員等の場合には、損金算入に限度がありますのでご注意ください。

例 解約時受取額 515 万円を被保険者の退職金として支払った。

借方		貸方	
退職金	515 万円	当座預金 預り金*	××××万円 ×××万円

*この預り金は退職金の源泉徴収税額です。勤続年数等により源泉徴収の対象となる退職所得の金額が異なるため×××万円と表示しております。

<年金開始後>

1. 年金開始に伴う取崩用の資産勘定への振替え

年金開始前まで積立ててきた保険料積立金と配当金積立金を、年金積立保険料(取崩用の資産勘定)へ振替えてください。

例 年金開始時に、保険料積立金、配当金積立金にそれぞれ 2,160 万円、150 万円計上されていた。これを年金積立保険料へ振替えた。

借方		貸方	
年金積立保険料	2,310 万円	保険料積立金 配当金積立金	2,160 万円 150 万円

2. 配当金

現金受取(年金とともに受取り)する場合

受取る配当金は雑収入として益金に算入されることになります。
実際には、配当金は年金と合算して受取りますので、経理処理については、後述の「3. 年金受取に伴う資産勘定の取崩し」をご参照ください。

3. 年金受取に伴う資産勘定の取崩し

年金を配当金とともに現金で受取った場合

年金を受取ったとき、年金積立保険料から以下の算式による金額を取崩し、受取額との差額は雑収入(雑損失)として益金(損金)に算入してください。

$$\text{取崩額} = \text{年金積立保険料の額} \times \frac{\text{年金年額} * 1}{\text{年金受取見込総額} * 2}$$

- * 1 年金開始後の配当金を含まない。
* 2 年金受取見込総額＝年金年額×以下の期間
・確定年金の場合・・・年金受取期間
・保証期間付終身年金の場合・・・保証期間と被保険者の余命年数(注)のいずれか長い期間
(注)所得税法施行令 82 の 3 の別表「余命年数表」による

第一章 各保険種類における 経理処理

各保険種類における
経理処理のまとめ

当社商品における税務の
取扱いについて

1-1. ①長期定期保険(スーパーフェニックス)・②傷害保障重点期間設定型長期定期保険(プラチナフェニックス)・③通増定期保険・④みらいのカタチ[定期・新3大疾病保障(死亡保障100%型)(有期)・介護保障(有期)・身体障がい保障]の経理処理

1-2. ④長期定期保険(ジャストタム)の経理処理

1-3. ⑥みらいのカタチ[入院総合(有期)・がん医療(有期)・入院継続時収入サポート・認知症保障(有期)]の経理処理

1-4. ⑦みらいのカタチ[入院総合・がん医療・認知症保障(終身)]の経理処理

1-5. ⑧みらいのカタチ[生存給付金付定期]の経理処理

2-1. ⑨みらいのカタチ[終身]の経理処理

2-2. ⑩みらいのカタチ[新3大疾病保障・(死亡保障100%型)(終身)・介護保障(終身)]の経理処理

2-3. ⑪みらいのカタチ[養老]の経理処理

2-4. ⑫みらいのカタチ[年金]の経理処理

2-5. ⑬みらいのカタチ[パッケージプラン]の経理処理

2-6. ⑭低解約払戻金型長寿生存保険(グランエイジ)の経理処理

第二章 各種制度を利用した 場合の経理処理

1. 名義変更をした場合の経理処理
(所得税基本通達 36-37)

2. 契約貸付に関する
経理処理

3. 保障見直し制度を利用
した場合の経理処理

4. 一部保障見直し制度を
利用した場合の経理処理

5. 保障追加制度を利用
した場合の経理処理

6. 保険金額等を減額
した場合の経理処理

7. 終身変更制度を利用
した場合の経理処理

8. 払済保険に変更した
場合の経理処理

9. 保険料前納制度を利用
した場合の経理処理

10. 保険料頭金制度を利用
した場合の経理処理

11. 特別条件付契約の
保険料の経理処理

第三章 根拠基本通達・個別通達

例 5年保証期間付終身年金で、1年目の年金として240万円と年金開始後の配当金5万円を合わせた245万円を受取った。
また、年金開始時の年金積立保険料は2,310万円、年金受取見込総額は1,440万円とする。

借方		貸方	
当座預金	245万円	年金積立保険料	385万円
雑損失	140万円		

$$\text{取崩額} = 2,310 \text{ 万円} \times \frac{240 \text{ 万円}}{1,440 \text{ 万円}} = 385 \text{ 万円}$$

(注) 80歳男性が5年保証期間付終身年金を受取る場合、80歳時の余命年数(所得税法施行令82の3の別表「余命年数表」による)は、6年となる。

保証期間の5年と比べると余命年数の方が長いため、年金受取見込総額は240万円×6年=1,440万円となる。

上記ケースで7年目の年金(年金開始後の配当金を含む)として245万円を受取った。
なお、受取額のうち5万円は当期の配当金とする。
(8年目以降の年金受取時も同様の経理処理となる。)

借方		貸方	
当座預金	245万円	雑収入	245万円

年金の残額を配当金とともに現金で一括受取した場合

年金開始後に、年金の残額を一括で受取った場合、その時点での年金積立保険料の残額を取崩し、受取額との差額は雑収入(雑損失)として益金(損金)に算入してください。

例 5年保証期間付終身年金で4年目以降の年金(年金開始後の配当金を含む)を一括で480万円受取った。
なお、年金開始時の年金積立保険料は2,310万円、年金年額は240万円、年金受取見込総額は1,440万円とする。

借方		貸方	
当座預金	480万円	年金積立保険料	770万円
雑損失	290万円		

取崩額：残りの保証期間内に年金を受取った場合に取崩すこととなる年金積立保険料
(385万円×2=770万円)

(注) 80歳男性が5年保証期間付終身年金を受取る場合、80歳時の余命年数(所得税法施行令82の3の別表「余命年数表」による)は、6年となる。

保証期間の5年と比べると余命年数の方が長いため、年金受取見込総額は240万円×6年=1,440万円となる。

例 10年確定年金で4年目以降の年金(年金開始後の配当金を含む)を一括で1,950万円受取った。
なお、年金開始時の年金積立保険料は2,310万円、年金年額は260万円、年金受取見込総額は2,600万円とする。

借方		貸方	
当座預金	1,950万円	年金積立保険料	1,617万円
		雑収入	333万円

$$\text{取崩額(年金積立保険料の残額)} = 2,310 \text{ 万円} - \left(2,310 \text{ 万円} \times \frac{260 \text{ 万円} \times 3 \text{ 年}}{2,600 \text{ 万円}} \right) = 1,617 \text{ 万円}$$

↳ 年金開始後3年間の取崩額

4. 退職年金の支払時

法人の退職金規程等により退職年金を支払った場合、原則としてその金額は退職年金として損金に算入することができます。ただし、役員等の場合には、損金算入に限度がありますのでご注意ください。

例 受取った年金300万円を被保険者の退職年金として支払った。

借方		貸方	
退職年金	300万円	当座預金	×××万円
		預り金*	××万円

*この預り金は退職年金の源泉徴収税額です。公的年金等に係る雑所得として源泉徴収の対象となります。